

平成 2 5 年 9 月 1 8 日 開 会

平成 2 5 年 9 月 1 9 日 閉 会

平 成 2 5 年

第 3 回 定 例 会 会 議 録

(第 1 日 目)

小 豆 島 町 議 会

平成 2 5 年 第 3 回 小豆島町議会定例会会議録

小豆島町告示第 7 0 号

平成 2 5 年 第 3 回 小豆島町議会定例会を次のとおり招集する。

平成 2 5 年 9 月 1 1 日

小豆島町長 塩 田 幸 雄

記

- 1 . 期 日 平成 2 5 年 9 月 1 8 日 (水)
- 2 . 場 所 小豆島町役場 議場

開 会 平成 2 5 年 9 月 1 8 日 (水曜日) 午前 9 時 2 6 分

閉 会 平成 2 5 年 9 月 1 9 日 (木曜日) 午後 1 時 3 7 分

出席、欠席（応招、不応招）議員名

出席 欠席 ×

議席 番号	氏 名	9月18日	9月19日	
1	森 口 久 士			
2	谷 康 男			
3	大 川 新 也			
4	柴 田 初 子			
5	藤 本 傳 夫			
6	森 崇			
7	新 名 教 男			
8	安 井 信 之			
9	植 松 勝 太 郎			
10	渡 辺 慧			
11	村 上 久 美			
12	鍋 谷 真 由 美			
13	中 江 正			
14	中 村 勝 利			
15	浜 口 勇			
16	秋 長 正 幸			

地方自治法第121条の規定による出席者

職 名	氏 名	第1日	第2日	
町 長	塩 田 幸 雄			
副 町 長	竹 内 章 介			
教 育 長	後 藤 巧			
政策統括監併任教育部長	松 本 篤			
総務部長兼総務課長	空 林 志 郎			
健 康 福 祉 部 長	松 尾 俊 男			
企 画 振 興 部 長	大 江 正 彦			
税 務 課 長	田 村 房 敬			
環 境 衛 生 課 長	樋 元 一 郎			
学 校 教 育 長	坂 東 民 哉			
商 工 観 光 課 長	山 本 真 也			
会 計 管 理 者	谷 部 達 海			
建 設 課 長	尾 田 秀 範			
健康づくり福祉課長	大 下 淳			
社会教育課長	松 田 知 巳			
オ リ ー プ 課 長	城 博 史			
議 会 事 務 局 長	三 好 規 弘			
農 林 水 産 課 長	近 藤 伸 一			
人 権 対 策 課 長	丸 本 秀			
子育て共育課長	後 藤 正 樹			
内海病院事務長	岡 本 達 志			
高 齢 者 福 祉 課 長	濱 田 茂			
企 画 財 政 課 長	久 利 佳 秀			
水 道 課 長	唐 橋 幹 隆			
介護サービス課長兼介護老人保健施設事務長	堀 内 宏 美			
住 民 課 長	清 水 一 彦			

職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 三 好 規 弘

議事日程

別 紙 の と お り

平成25年第3回小豆島町議会定例会議事日程（第1号）

平成25年9月18日（水）午前9時30分開議

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 所管事務調査報告について
- 第4 一般質問 9名
- 第5 報告第5号 平成24年度決算における小豆島町健全化判断比率について
(町長提出)
- 第6 報告第6号 平成24年度小豆島町簡易水道事業特別会計決算における資金不足比率について
(町長提出)
- 第7 報告第7号 平成24年度小豆島町水道事業会計決算における資金不足比率について
(町長提出)
- 第8 報告第8号 平成24年度小豆島町病院事業会計決算における資金不足比率について
(町長提出)
- 第9 報告第9号 平成24年度小豆島町介護老人保健施設事業会計決算における資金不足比率について
(町長提出)
- 第10 報告第10号 専決処分の報告について
(町の債権の支払請求に係る訴えの提起及び裁判上の和解について)
(町長提出)
- 第11 報告第11号 小豆島町土地開発公社の清算結了報告について (町長提出)
- 第12 議案第64号 平成24年度小豆島町歳入歳出決算認定について (町長提出)
- 第13 議案第65号 小豆島町みさき園大規模改修工事に係る工事請負契約について
(町長提出)
- 第14 議案第66号 小豆島町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例について
(町長提出)
- 第15 議案第67号 平成25年度小豆島町一般会計補正予算(第3号)
(町長提出)
- 第16 議案第68号 平成25年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
(町長提出)
- 第17 議案第69号 平成25年度小豆島町水道事業会計補正予算(第1号)

(町長提出)

第 18 議案第 70 号 平成 25 年度小豆島町病院事業会計補正予算(第 1 号)
(町長提出)

第 19 議案第 71 号 小豆島町職員の給与の臨時特例に関する条例について
(町長提出)

第 20 発議第 1 号 小豆島町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例
について (議員提出)

第 21 発議第 2 号 道州制導入に反対する意見書の提出について (議員提出)

開会 午前9時26分

議長（秋長正幸君） おはようございます。

携帯電話をマナーモードに切りかえてください。

なお、議員申し合わせ事項により、10月末までの間、クールビズを実施することとし、ノーネクタイ、上着の着用は自由となっておりますので、上着の着脱は各自の判断にお任せします。

本日は、何かとご多忙のところ、ご参集くださいますありがとうございます。

今期定例会の議事日程等につきましては、去る9月11日及び13日開催の議会運営委員会におきまして、お手元に配付のとおり決定いたしましたので、皆様のご協力をお願いします。

開会に先立ちまして、町長から今期定例会招集のご挨拶があります。町長。

町長（塩田幸雄君） おはようございます。

本日、小豆島町議会9月定例会が開催されるに当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様には、何かとご多用の中ご出席を賜り、まことにありがとうございます。小豆島が元気になるために克服すべき課題がたくさんありますけれども、一つ一つ皆様のご尽力を得て、解決に邁進をしてみたいと思っております。

本定例会では報告案件7件、契約案件1件、新規条例案1件、補正予算の審議4件、平成24年度の各会計決算認定に加え、新規条例案1件を追加提案させていただきました。議案の内容につきましては、後ほど説明させていただきますが、十分ご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。以上、簡単ではございますが、今期定例会に当たりましてのご挨拶といたします。

議長（秋長正幸君） ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しております

ので、本日の第3回定例会は成立しました。

これより開会します。(午前9時29分)

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告事項であります。6月11日以降9月10日までの主要事項に関する報告、監査委員からの例月出納検査執行状況報告書3件、監査委員からの決算審査意見書報告、財政・経営健全化審査意見書報告については、お手元に印刷配付のとおりでありますので、朗読は省略します。

また、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づく本町が出資している政令で定める法人の経営状況を説明する書類4件については、各議員に配付しておりますので、朗読は省略します。

これより日程に入ります。日程はお手元に配付のとおりです。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

議長(秋長正幸君) 日程第1、会議録署名議員の指名についてであります。会議規則第118条の規定により、13番中江正議員、14番中村勝利議員を指名しますので、よろしくお願ひします。

~~~~~

日程第2 会期の決定について

議長(秋長正幸君) 次、日程第2、会期の決定についてを議題とします。お諮りします。

今期定例会の会期であります。配付してあります日程表によりまして、本会議は本日と明日19日とし、会期は本日と明日の2日間にしたいと思ひますが、これ

にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会は本日と明日の2日間と決定しました。

~~~~~

### 日程第3 所管事務調査報告について

議長（秋長正幸君） 次、日程第3、所管事務調査報告書についてを議題とします。

閉会中に委員会を開催し、調査された案件について会議規則第76条の規定により報告をお願いします。

庁舎問題特別委員会委員長から報告を求めます。森口委員長。

庁舎問題特別委員長（森口久士君） おはようございます。

平成25年9月18日。小豆島町議会議長秋長正幸殿。庁舎問題特別委員会委員長森口久士。

調査報告書。

本委員会に付託された調査案件について、調査の結果を次のとおり会議規則第76条の規定により報告します。記。

- 1．調査案件。総合庁舎の建設予定地候補の選定について。
- 2．調査の経過。平成25年9月9日、委員会を開催し、町長、副町長及び担当課職員の出席を求め、調査をした。
- 3．調査の結果。

役場庁舎問題について、総務課からこれまでの審議経過と状況の変化について説明を受けた後、出席委員から意見を求め、次のとおり委員会として総合庁舎の候補地について執行部提案に賛同した。

(1) 池田中学校に新病院が建設されることに伴い、これを候補地から除外し、新たに内海病院の跡地を候補地に加える。以上、報告いたします。

議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これで所管事務調査報告を終わります。

~~~~~

日程第4 一般質問

議長（秋長正幸君） 次、日程第4、一般質問を行います。

通告を受けておりますので、順次発言を許します。

一般質問の方法につきましては、引き続き一問一答、反問権の試行を行います。

執行部の方で反問をされる場合は、必ず議長の許可を受けて行うようお願いいたします。

なお、議員申し合わせ事項による一般質問の時間を守っていただくために、5分前にこちらから札を出します。その後の時間配分に十分ご留意いただきますようお願いいたします。1番森口久士議員。

1番（森口久士君） 私は、2点についてお尋ねします。

まず、鳥獣害対策はということで、近年毎年鳥獣害被害が出ていますが、特に最

近町内各地からの多くの被害情報が寄せられています。地区によって違いはありますが、猿、イノシシ、鹿の被害が多く出ています。猿対策については、現在北地地区で電気柵の設置を検討されていると聞きます。また、捕獲した猿に発信器をつけて動向を調査しているとも聞きます。イノシシ対策については、安田古郷地区で防護柵の設置をし、対応しています。くくりわな、箱わななど猟友会を初め、いろいろな方々の協力を得ながら、努力、対応されていますが、現在イノシシは捕獲数より繁殖数のほうがはるかに多いのではないですか。

6月25日に、小豆郡農業委員会の研修でさぬき市へ、猿、イノシシ対策で自治会ぐるみの取り組みの先進地を視察してきました。国、県の補助事業を活用し、地区を防護柵で取り囲むような形で自治会ぐるみの対策、取り組みで被害が大幅に減少しているとのことでした。

現在の補助事業では、農地を耕作して受益者が2戸以上あることとなっています。町内の状況では、対象となるのが一部の区域だけの取り組みとなり、十分な対応ができません。このままでは、専業農家、兼業農家を初め、農作物をつくることができなくなる心配があり、これまで以上の早急な対応が必要と思われますが、どのような対応を考えていますか、町長に伺います。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） 森口議員から、イノシシ、鹿、猿などの有害鳥獣の被害についてご質問をいただきました。

有害鳥獣の被害は、小豆島に限らず、全国的に深刻な課題でありますけれども、小豆島町の状況も非常に深刻な事態になりつつあると認識をしております。国とか香川県で、ご質問にあったようないろんな有害鳥獣の対策のメニューは出そろっているんですけれども、それだけでは効果が必ずしも十分じゃないと認識をしております。

まして、国、香川県のメニューはもうきちんと実行することは当然として、町単独でありとあらゆることをこれからやっていかねばならないと思っています。

それで、議員はご存じなんですけれども、イノシシ、鹿、猿と一くくりで言いますけれども、それぞれ全然動物の生態系が違ってきます。猿はとても賢くて、捕獲をすればするほど、これはご存じのように群れで行動してるんで、捕獲すればするほど群れが分散してかえって猿は多くなると言われてますので、猿については捕獲ではなくて、野里におりてこないようするとか、あるいは威嚇をして山に戻すといった対策が中心になるざるを得ません。鹿は、多分捕獲がかなり効果的だと言われてまして、捕獲を続けることで数は抑えていくことができると言われております。一番難しいのはイノシシで、繁殖力も先ほどご質問にあったように、繁殖力がとても強いので、今のところ打つべき手は必ずしも十分でないということでございます。一般的に言われてるのは、後で担当課長が詳しく説明しますが、3点セットですね。捕獲をすることと防護柵を設けるような防護、入ってこないようにする、それから3番目が地域ぐるみの環境づくりということで、例えば生ごみを捨てないとか、山や田んぼや畑の手入れをすとか、緩衝地帯をつくるとか、要するに地域ぐるみですることが大事だと言われてまして、多分3番目の地域ぐるみの対策が最も有効であろうと思っています。

先ほど、さぬき市の取り組みの例を言われましたが、幸いなことに、そのさぬき市の取り組みをバックアップした県の有害鳥獣の専門家が農業普及研究所のスタッフで、小豆島にこの4月から赴任してますので、そのスタッフがいる間にモデル地域を指定するなど、こうすれば少しは有害鳥獣は減らせるという取り組みをしたいと思っています。

詳しくは担当課長がご説明申し上げます。

議長（秋長正幸君） 農林水産課長。

農林水産課長（近藤伸一君） 森口議員からのご指摘の、これまで以上の早急な対応をとということでございますけれども、ただいま町長のほうの答弁にもありましたとおり、有害鳥獣の対策の基本、こちらのほうが捕獲、それから防護、環境づくり、こちらの3点による取り組みとなっております。

まず、町としましては、猟友会の方々にご協力をいただきまして、銃、それからわなでございますが、それらによる有害鳥獣の捕獲対策を進めてございます。また、わなの購入とか捕獲にかかわる経費の助成、また人的な補強、こちらのほうを図るために狩猟免許の取得や免許の保持に要する経費に対しましても助成を行っております。

次に、野生鳥獣の人里に近づかせない環境づくり、こちらでございますけれども、こちらのほうは地域の方々に鳥獣害被害が農業だけでなく共通の問題であると、こういうご認識をまず持っていただくということでございます。その上で、収穫後の野菜くずとか耕作放棄されましたカキなどの果樹類、それから家庭の生ごみを外に出さないというふうな、野生動物を引き寄せる餌、この要因を極力取り除いていただくこと、また追い払いでありますとか花火による威嚇、動物によってこの地域は煩わしい場所であるというふうな認識をさせることも重要となっております。

それから、防護対策でございますけれども、まず山と人里、こちらのほうの境界をつくるための緩衝帯、草刈り、それから侵入防止柵の設置、その後の草刈り等の管理などの自衛体制づくりの取り組みをお願いしたいと考えてございます。町としましても、緩衝帯づくり、防止柵の設置について国、県等の補助を活用し、支援してまいりたいと考えてございます。

早急な対応というご意見につきましては、電気柵を含めた侵入防止柵の設置等、

農地のみならず、集落単位で防除に取り組むモデル的な鳥獣害の対策地区の指定などに取り組んでいただき、より効果的な方法を検討してまいりたいというふうを考えてございます。

それから、捕獲圧を進めるためには、人的な補強が必要になりますので、町内の狩猟免許、こちらの所有者の方、地域地域で相当ばらつきが現在ございます。ですので、少ない自治会の方には、やっぱり地域内で守るという意識も含めまして、免許取得者づくりの検討をお願いしたいと、そのようにも考えてございます。

なお、鳥獣対策につきましては、他の先進地の事例でも地域の方がまず一体となって取り組むこと、こちらがおっしゃるとおり効果が出てございます。また、逆にすぐにまた効果を発揮するものではなく、根気が要る対策である点、こちらにつきましてご理解をお願いしたいと存じます。以上です。

議長（秋長正幸君） 森口議員。

1番（森口久士君） 答弁いただきました。

私もいろいろ、確かにイノシシは賢い、最近人に会っていると、イノシシが出て困ったんやという話で、今細かい答弁もいただいたんですけども、やはり先ほども言いましたように、自治会あるいはモデル地区というような感じで言われてましたけど、私自身は全町挙げて取り組むという大がかりな対応を考えていかないと、これはいけないのかなという感じがして、過去いろいろ鳥獣害については質問されておる人があるんですけども、ここまで増えてくると、やはり繁殖力のほうがすごいという感じがしまして、先ほども言いましたように、自治会全体、自治連内のほうへ呼びかけて、もっと早くから取り組んでいくという、当然今取り組んでおるんですけど、もう本当に一刻も猶予はないというような感じがするわけです。といいますのは、先ほどあったのが、餌になる食べ物の残渣、これが放置されておると、どうし

てもそれに出てくるというようなケースがあります。こんなのを防ごうとすれば、やはりわずかな人の対応だけでは取り組めん違うかなということで、それで先ほどモデル地区と言われましたけど、全体的に取り組むという考えはないですか。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） 結果として、全ての地域の人がやろうということであれば、結果として全町的にやることになると思います。小豆島、江戸時代に100キロのしし垣をつくってますけれども、多分今度の地域ぐるみの対策にしても、やった地域は多分イノシシ、鹿の侵入が減ると思いますが、やらなかった地域に多分流れていくこともあるので、やるとすれば、全ての地域でやるというのは本来はそれが望ましいと思ってますんで、ぜひそのような盛り上がりがるように、皆さんにもご協力をお願いしたいと思います。

議長（秋長正幸君） 森口議員。

1番（森口久士君） そういう取り組んでいくという町長の前向きな答弁いただきました。

それと、私はやっぱり町の職員も大変ではないかなと、現在の状況を見てると、休みもなく、やはり連絡が入ると現場に行かないかなというような状況で、当然猟友会の方々の協力があって動けるんですけども、そういう意味で、この際こういう専門の係というのを少し検討する時期ではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） おっしゃるとおりなんで、そのようにします。

議長（秋長正幸君） 森口議員。

1 番（森口久士君） それでは、鳥獣害につきましては、町長前向きということですので、次の質問に移らせていただきます。

2 番目の公共施設の対応はということで、現在小学校、中学校の校舎、体育館は耐震対策ができました。庁舎は合併時から検討中であります。内海地区の保育所、幼稚園は再編の計画がされていると聞きます。

町は、56 年以前の建築である勤労者体育センターを初め、公民館など社会教育関係の施設は数多くあります。災害時には、避難場所となる施設もあります。公共施設の耐震対策など、今後どのような計画をされていますか、町長、教育長に伺います。

議長（秋長正幸君） 教育長。

教育長（後藤 巧君） 森口議員のご質問にお答えします。

昭和 56 年の耐震基準導入以前の建築基準法に基づき、建築された社会教育施設、社会教育課所管の建物は、公民館につきましては二生公民館、草壁公民館、安田公民館、苗羽公民館の 4 館で、うち二生、草壁、安田の 3 館が避難所の指定されております。

また、体育館につきましては、内海体育館、B & G、福田体育館の 3 館で、全て避難所の指定はされていません。

まず、公民館の 4 館でございますが、全てが 2 階建てで 1,000 平方メートル以下の建物で、建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する耐震診断の努力義務の範囲には入っていないことから、今すぐには耐震診断の計画はしていませんが、今後の国の動向を見ながら対応を進めていきたいと思っております。

また、体育館につきましても、全てが 1,000 平方メートル以下であるため、努力義務が規定されているものではございません。

しかしながら、いずれも建築後 30 年近くが経過していることから、経年劣化により外壁のタイルの剥がれなどが懸念されるため、町の建築技師の協力を得て、昭和 56 年の新耐震基準導入以後の建築物も含め、全ての社会教育施設の外壁等の点検を定期的に行いたいと考えております。

二生公民館につきましては、旧幼稚園部分をグループホームに改修することに伴い、公民館の一部改修の要望がございますので、改修に備えて二生公民館については耐震診断を実施したいと考えています。

なお、公民館や体育館のみならず、B & G や中山、福田のプール、また内海運動公園等、多くの社会教育、社会体育施設ともに経年劣化が激しく、傷みが目立つことから、耐震診断を行う以前に、今後社会教育関連施設をどのように整備していくのかを総合的に検討していきたいと考えております。以上であります。

議長（秋長正幸君） 森口議員。

1 番（森口久士君） 今のあれで、新基準が昭和 56 年 6 月 1 日以後がそういうなんで実際建物見てますと、先ほど答弁ありましたけど、やはり劣化というのは目の当たりにするわけですけども、これ中に避難所として使ってる場合、起きるであろうというおそれがある津波の問題、こういうなん考えますと、確かに 2 階部分といますけども、建物が 30 年以上たっておるといようなことを考えますと、法的に耐震基準にどうこうないらしいんですが、安心して避難できる施設としての確保というのは計画を立ててやります言うけども、これも先ほどの質問と一緒に、先送りのような感じじゃなくて、いつごろからそういうな分をやるうとしておるのか、お伺いします。

議長（秋長正幸君） 教育長。

教育長（後藤 巧君） いつごろからと言われましたけれども、早急にといいるとしか言えないんですけども、人選等今から選んでいって、こういう整備費をどうするか、そのあたり正直に専門家の人の立場ということがありますので、早急にこれが終わってからもすぐに進めていきたいなと思っております。

議長（秋長正幸君） 森口議員。

1 番（森口久士君） それでは、早急に、これが終わってから手をうつというようなことですので、それともう一つ、意見として申し上げておきます。

23 年度の有識者の意見として、やっぱり劣化が進んでおるといようなことで、意見書が出てるかと思うんですが、そこらあたりも十二分に念頭に置いて頑張っていて、そのときには体育施設の見直しといたしますか、そういうな、当然建物が悪い分は建てかえということもあるでしょうから、そのあたりも十分検討していただけますよう、お願いしておきます。以上で質問を終わります。

議長（秋長正幸君） 9 番植松勝太郎議員。

9 番（植松勝太郎君） 私は、巨大地震に対する対応は十分かということで質問をいたします。

先日の新聞報道で、南海トラフ巨大地震被害が県によって示されました。小豆島町では 90 人が死亡、負傷者が 430 人、建物の全壊が 1,000 棟、しかし火災はゼロとかなり軽い被害を想定していると思います。被害は、少ないのにこしたことはな

いが、実際巨大地震でこの程度で済むのでしょうか。対策として、行政と住民が連携し、意識啓発だけでなく実際の行動につなげて、より少ない被害で済むようにしなければならない。

そこで、4つに分けて質問をいたします。

1 番目、池田庁舎、内海庁舎、これが分かれておるために、人の行き来ができにくい中、災害本部機能が十分発揮できるのでしょうか。

2 点目、避難所での備蓄はどうか。今そういうのはどこに置いているのか。何をどれぐらいの数を備蓄しているのか。

3 番目、津波が 3,7 メーターと予想され、災害が発生したときに消防車が現場に行けるのか。以前の台風 16 号の高潮では、消防車が通行できなかったという事実があります。

4 点目、一般住民の耐震化率は県下で 76%、県の補助金は国、県、町という形での補助金は耐震診断で 9 万円、改修は 90 万円となっております。これでは、なかなか改修はできないと思います。町独自の補助率を上げる計画はないのですか。人的被害を軽減するには、多くの古い家を改修することが大事だと思うが、いかがでしょうか。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） 去る 8 月 28 日に、香川県が最大クラスの地震が発生した場合の被害を公表しておりますので、小豆島町におきましても、最大クラスの地震が起きたということを前提にする、起きるということを前提にいろんな防災対策、減災対策をしていかなければいけないと思っております。

災害対策、東北の大震災、東日本大震災でもわかりましたように、ヘッドクォーターというか、役場の機能がきちんと機能するかどうかというのはとても大事だと

認識をしております。現在、小豆島町役場の中枢は、この隣の池田庁舎にあるわけですが、ここは耐震性に問題がある建物ですので、まずは池田庁舎にある本部機能をこの保健センターに移したいと思っております。

それから、今後統合の新庁舎をつくるという議論をしていかなければなりませんけれども、その場合には防災のヘッドクォーターの機能をそこが果たすということで、堅牢な拠点にすることが必要だと考えております。

それまでの間は、池田庁舎と内海庁舎にそれぞれ対策本部を設置して、災害に対応するということになるわけでありまして、ご指摘のような行き来が難しいという事態もあり得ると思っておりますけれども、いろんな電話回線とか情報ネットワークとか衛星電話とかいろいろありますので、デメリットが起きないように最大限努力しなければいけないと思っております。

いろいろご提案をいただいておりますが、残りについては担当課長が説明いたします。

議長（秋長正幸君） 総務部長。

総務部長（空林志郎君） 植松議員のご質問のうち、2点目の備蓄物資でございますが、乾燥米 1,500 食、それから飲料水 1,080 リットル、毛布 560 枚、こちらは内海中学校の少し北側にごございます備蓄倉庫ですが、そちらのほうに保管をいたしております。例年追加備蓄を行っておるところではございますが、今回の県の被害想定、こちらのほうで避難者数がかなり大きな数字となっております。これを照らしますと、依然十分な量ではございません。今後、この被害想定に基づいて、適正な備蓄量を設定するとともに、各ご家庭でも備蓄のほうをお願いをしてみたいと考えております。

次に、3点目の津波発生時に消防車両の移動制限に関してでございますけれども、

地震が発生いたしまして、津波が到達するころに浸水エリアのほうへ立ち入ることは非常に危険であって、消防署員、消防団員の身の安全もこれは優先すべきであるというふうに考えております。

今年度、住民に適切な避難行動を促すため、4点目に入りますが、津波災害ハザードマップの作成作業に着手いたしております。この津波災害ハザードマップを参考に、消防団を初めとする防災機関の行動計画や資機材の備蓄倉庫の設置、消防署員、消防団員の移動の制限に対する補完措置など、具体的な防災対策に活用したいと考えております。以上です。

議長（秋長正幸君） 建設課長。

建設課長（尾田秀範君） 4点目の一般住宅の耐震化の進捗状況及び町独自の補助創設についてのご質問に関してお答えいたします。

ことし8月28日に香川県地震津波被害想定の中に、香川県内の住宅の耐震化率が76%となっており、南海地震等の被害予測において、旧基準の建物の全ての耐震補強が行われた場合、全壊棟数が11分の1になり、全壊に伴う死者数は15分の1に軽減されると予測されております。耐震補強の効果が報告されておりますが、民間住宅耐震補強補助事業につきましては、香川県下一斉に平成23年度から補助制度を開始いたしております。今年度からは、さらなる促進を図るため、補助の上限金額を診断につきましては6万円から9万円、改修につきましては60万円から90万円に県下統一で全市町が拡充しております。この拡充により、耐震診断につきましては、今までの調査の中でいきますと、耐震診断費用はおおむね10万円のため、満額の補助金の利用で1万円程度で耐震診断ができるようになりました。耐震改修につきましては、これまでの実績から120万円から200万円の費用が必要と考えられておりますが、拡充によりおおむね2分の1の公的補助を受けることが

できるようになっております。また、小豆島町の平成 23 年度の実績は診断 7 軒、改修 2 軒、24 年度の実績は診断 6 軒、改修 1 軒で、拡充された本年度 8 月末現在におきましては、診断 3 軒、改修 1 軒となっており、補助制度を充実したものの、制度の活用がまだ現在進んでない状況でございます。また、県内で唯一上乘せ補助を実施している東かがわ市では、市内業者に耐震改修を依頼した場合に限り、5%の市独自の上乘せ補助をしておりますが、ことし 8 月末で補助活用件数がまだ現在 1 軒と非常に低調であるという報告も受けております。したがって、今後県内他市町含めた制度活用状況を観察し、補助制度の内容を検討する一方、この制度を周知徹底し、一層の活用が図られるように取り組んでまいりますことをご理解をいただきたいと思います。

議長（秋長正幸君） 植松議員。

9 番（植松勝太郎君） 1 番目の質問で、町長が新しい庁舎、統合した部分になれば、そこが本部になるという話であったかと思っております。ここの保健センターが本部に今の段階ではなるよという話ですが、果たして町長は内海の馬木のほうにおいでる、それからまた地震がいつ起きるかわからんという中で、この保健センターのほうまでたどり着くことができるのかなというふうな感じもしております。一刻も早く新庁舎から決めて、そこがきちとした本部機能を果たせるようなところになっていただきたいというふうに思っております。

それから、2 番目の備蓄の部分です。何をどれぐらいの数をどこへという形で質問しましたが、県は 20 万食を備蓄しておるといふようなことを新聞に書いておったと思います。ここでは 1,500 食、水が 1,080 リッター、毛布 560 枚ということで、1 万二、三千人の町としては少ないんじゃないかなというふうなことと、どこに置いとるんかということで、片城の倉庫ですね、実際は。これは、津波が 1 時間 20

分ぐらいかかるというたんですかね。もっとかかるのかな、発生してからね。その間に、片城の倉庫にあるやつをだあっと配分できればいいんだけども、実際できるかなあと。あそこが津波の予想の3.7メートルの部分に耐えるだけの高さがあるんかと。多分、あれはないと思います。ということは、もし役場の職員がだっと寄って行って分配できるだけの能力というんか、実際のときにそういうことができればいいんだけども、できなければ今置いておるやつはペアになるという可能性もあるということで、どこに置くかというのをやっぱりもう一回考え直していただかなんたら、これはもうあるというだけの話に終わる可能性があるんじゃないかなと思っております。

それと、今の4番目の耐震化率、これ実際問題として耐震診断が10万円ぐらいでできるということを今返答ありました。私はもう少し高いのかなと思ったんですが、そのぐらいでできて9万円補助があるんであるという形であれば、これはもっと町民に知らせるべきであって、特に56年以前の建物については、100%とは言わんけれども、そういう耐震診断を受けなさいと、しかも個人負担は1万円で済みますよというふうな町民に知らせるということは大事なんじゃないかなと思っております。後の改修するせんというのは、個人の考え方の部分もあると思います。ですから、自分とこの家はどのぐらい危ないかとか、それからどうすれば幾らぐらいかけたら大丈夫になるんだとか、そういうことがわかって自分の命の判断基準というんですか、それができると思うんで、ぜひ町の広報だけでなく、あらゆるところでそういうふうな部分を啓発していただきたいというふうに思います。

どないしても、これは人間の命というのが一番大事な部分でありますので、ぜひそういうことをやっていただきたいというふうに思っております。とにかく、人的被害を一番軽くすると、その方法を考えていただいたらというふうに思います。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） 植松議員からご質問がありましたけれども、災害を受けた首長さんの体験談を聞きますと、トップたるものはどんなことがあっても災害対策本部に登庁せよと、周りにどんなにけがをした人がいようが、そういうものは無視してトップはヘッドクォーターにまず行かなければならないと言われておりますので、仮に三都と峠を越えられない場合は、海上保安庁に頼むなり、何としても本部に行くようにします。

それから、住宅の耐震化の話を書きまして、私もこの質問があって初めてこういう制度があることを知ったんですが、私は築 100 年の家に住んでまして、多分一番に倒壊すると思われるので、率先垂範して耐震診断をし、改修が難しければ別のところに住むなりしたいと思います。終わります。

9 番（植松勝太郎君） 今、町長がそういうふうな強い意志を持っておるということがわかりましたので、ぜひ町を挙げて人命の尊重という部分をぜひやっていただきたいということで。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） 備蓄の場所の話もご指摘のとおりなんで、検討いたします。

（9 番植松勝太郎君「これで終わります」と呼ぶ）

議長（秋長正幸君） 2 番谷康男議員。

2 番（谷 康男君） 私は、2 点質問させていただきます。

まず、瀬戸内国際芸術祭、春、夏会期が終わったわけなんですけども、それについての中間報告と会期後の取り組みについて質問させていただきます。

瀬戸内芸術祭も春、夏会期が終わり、秋の会期を残すのみとなりましたが、これまでの成果報告と秋会期に向けての課題をお尋ねしたいと。

11月4日に、瀬戸内芸術祭が終わるわけですが、この芸術祭を一過性のイベントとして捉えているのか、これを機会に持続的な地域おこしとして考えているのか。残る作品や施設等を今後どのように活用するのか。トリエンナーレですから、3年先ということがありますが、その3年先を考える場合、来年の6月あたりには作品の選定募集が始まる、とりあえず11月4日終わってから考えるというのでは、若干遅いのではないかと思います。町長のお考えをお聞きしたいと思います。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） 芸術祭についてどう考えるかについては、谷議員と私、全く同じ考えでありまして、一過性のイベントではなくて、まちおこし、地域おこしのきっかけとして持続して取り組んでいくべきものと考えております。

それで、今回の芸術祭では、坂手、醬の郷地区、福田、三都半島、それから中山という地区に限られているわけですが、そこで展示されてる作品については、基本的には来年も再来年もずっと見ていただくようにするというのを基本に置いて考えたいと思っています。

それぞれの地区について、11月5日以降どうするんだと、来年、再来年、そして3年後どうするんだということについては、秋会期が終わるころまでにはそれぞれの地区について、こうしたいということをもとめて、何らかの形で発表したいと思っています。瀬戸内国際芸術祭は3年に1度なので、その真ん中の2年間についても何らかの形で今と同じようなもの、とりわけ谷議員が頑張っていたら

手港、醬の郷については関西系のクリエイターやデザイナーが今後とも交流の場、関係を持って小豆島の振興あるいは大阪の振興につなげたいという意欲を持っておられますので、とりわけ来年以降の取り組みが重要であると考えております。ほかの地区についても、例えば三都半島だと東京芸術大学が大学のサテライトとして活用したいという意向で予算要求をしておりますので、それが実現すれば三都半島は東京芸大のサテライトの場所になる、キャンパスとして発展していける方向性をつくれると思いますし、福田地区について言えば、福武ハウスをどうするかということがとても大事で、福武財団と協議を10月に行って、11月5日以降どうするか、福田の取り組みも来年も再来年もアジアのアーティストに来てもらって展示をするという約束で始まってますので、福武財団との協議を進めたいと思っています。中山については、あの作品、ワンさんの作品がどれだけでもつかという問題がありますけれども、中山の場合は作品というか、棚田をどう守っていくかというのが基本的なことでありますので、棚田協議会というのを地元でつくっていただいているので、その支援をしたいと思っています。

それから、今回作品が展示されてない地区についてどうするかについても、できればイメージは会期が終わるころまでにはつくっておきたいと考えております。以上です。

議長（秋長正幸君） 谷議員。

2番（谷 康男君） 町長のお考えよくわかるんです。私もそういう町長のお考えとは合うところがあるんですけども、実際に今の瀬戸内芸術祭が福田、坂手、馬木、坂手中山、それから三都とあるんですけども、それ以外の地域とといいますか、もうどういうんですかね、瀬戸内芸術祭というものの趣旨とか、瀬戸内芸術祭がどのような形で小豆島の地域おこしに役に立っているのかと。例えば、インターネッ

トとかで見ると、いろんなものがわかるんですけども、当然町長の八日目の蟬のブログは非常にその時々イベントといいますが、そういう催し物の結果であるとか、町長の考え方というのはよくわかるんですけども、実際住民の中で、それだけの意義とかそういう効果とか、町長が言うた今後どのように考えていくのかということがわかりづらいというか、わかってない方が多分、いわゆるネットを見ない、そういところで、もう少し住民に対して、こういうことをやってこういう成果があった、それがどのように地域おこしにつながっていくのかというようなところを瀬戸内芸術祭で外から来る客を呼び込むための広報もあるでしょうけども、そういったところで、一般の方々にもこういう効果があるんだと、単なる作品の展示会とか展覧会ではないというところをもう少し皆さんに周知できるような方法がないかと、そこらをもどのようにお考えかと思うんですけども。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） 瀬戸内国際芸術祭をどう理解するかについては、谷議員さんと私は多分一緒に、アートを楽しんでもらうということは当然なんですけど、そのことよりも地域の方が自分たちの地域の魅力を再発見と再確認して自信を取り戻して、自分たちの力でまちおこしをするというのが最大の狙いであるということは一貫して考えているところであります。

そういう観点からすると、まだまだ住民の皆さんの間に温度差があることは間違いないと思います。その温度差をどうなくすかというのは、多分少し時間がかかる話で、いろんな地区でいろんな取り組みしてるんですけど、私のところ、自分の出身のところは馬木ですけども、例えば馬木であれば、もう住民の人がおもてなしとかアートの作品づくりとか参加してますので、とてもとてもいい雰囲気になっていきたいと思います。実際に参加して活動してみないと意味がなかなか理解されないと思

いますので、もうできる限り住民の人が参加できるようなイベントとか取り組みの
ようなものを工夫して、地道にやる以外に方法はないと思っておりますので、どう
ぞご理解を賜りたいと思っております。

議長（秋長正幸君） 谷議員。

2番（谷 康男君） 今後ともそういう形で、地道に前向きにやっていただきたい
と思います。質問はこれで終わります。

次、2点目の質問をさせていただきます。

小学校、中学校における英語教育についてですけれども、私は英会話ができません。
私も英語というのが中学校、高校、大学に入った大学の2年間、合計8年も一
応英語を教わるといいますか、やらされるんですけども、このような状態で、この
中で英会話が堪能な方が何人おられるかわかりませんが、努力だけの問題なの
かどうかというところかと思うんですけども、小豆島町として一つの教育の特色と
して英会話を取り入れるといえますか、一応町の義務教育である期間が終わった時
点では通常の日常、難しいものは要らんでしょうけども、通常の日常会話程度のも
のできるような教育ができないのかと思うわけなんですけども、当然高校の入試
の中でもヒアリングというようなものがあるから、当然英語は聞いてわかる程度の
知識を義務教育の中で行ってるということだと思ってしまうんですけども、それあたりを教
育委員会としてどのように考えてるかお尋ねします。

議長（秋長正幸君） 教育長。

教育長（後藤 巧君） 谷議員のご質問にお答えします。

ご承知のとおり、平成23年度から小学校第5学年、6学年に外国語活動が必修
になりました。このことは、グローバル化が推進する今日にあって、必然的である

とともに、日本における小学校教育にあっては画期的なことであります。

その目標は、外国語を通じて言語や文化について体験的に理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、外国語の音声や基本的な表現になれ親しませながら、コミュニケーション能力の素地を養うと掲げられています。

つまり、体験的に英語に親しみ、子供たちが喜んで学習していくことを通して、中学校の英語教育にスムーズに接続できるという本来の趣旨に沿った意義ある取り組みを行っていく必要があります。

谷議員のご質問にあります、英会話できるような人づくりは重要であると考えており、本町におきましても、以前より外国語指導助手、ALTを幼稚園から中学校までに派遣し、計画的に本物の英語に触れる機会を設けております。

また、町独自の取り組みとして、池田小学校に合併前から英語臨時講師を配置しておりましたが、さらに今年度からは外国での留学経験等を有する外国語活動支援員を他の3小学校に配置し、小学校のコミュニケーション能力の一層の向上に努めているところでございます。

なお、外国語活動支援員につきましては、来年度からは中学校にも配置する予定にしております。

今後、中学校の目標であるコミュニケーション能力の基礎を養うにスムーズに接続できるように小学校の外国語活動担当教員と中学校の英語科教員が連携し、中学校との連携がとれた小学校における外国語活動のあり方について、町学校教育研究会等を活用した研修を行ってまいります。

以上のような取り組みを行うことにより、本町の子供たちが英語に親しみ、英語活動を楽しみ、より多くの日常英会話ができる子供を育成していきたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 谷議員。

2番（谷 康男君） ぜひ、中学校卒業時には簡単な英会話ができるような子供を育てていただきたいと思います。今からやっても10年先ですから、早目早目にやっていただきたい。といいますのは、今回の瀬戸内芸術祭において、やはり私も観光案内所で見ますと、インフォメーションで見ますと、やはり外国の方かなり来ます。単なるバス停、それから道の順路、その程度の英会話ができない情けなさというのはしみじみ思います。ですから、そういうことに対して、やっぱりアレルギーというか、違和感のないように、本当に小さなときからのほうが、たかが人間同士の会話ですから、それができないというのは教育がどんなにかわかりませんが、ぜひそのようなことでやっていっていきべきやと思いますので、ひとつその点よろしく願います。答弁は結構です。以上で質問を終わります。どうもありがとうございました。

議長（秋長正幸君） 暫時休憩します。再開は10時40分から開始します。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時38分

議長（秋長正幸君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（秋長正幸君） 11番村上久美議員。

11番（村上久美君） 私は、2つの問題について執行部に質問いたします。この2つの問題は、何といたっても町民の命を守る問題であり、そして町の地域国土を

守るといふ、そういう重要な課題だといふふうに考えております。そういう点から、この質問をしたいといふふうに思います。

まず第1点は、まちづくりの土台として公共交通整備を図るべきではないかという点です。

1990年代以降、公共交通の規制緩和推進のもとで、採算のとれない事業が次々廃止に追い込まれ、今や大きな社会問題となっています。全国各地では、人々が移動する制約が大量に発生しているとされ、生存権にかかわる極めて深刻な問題として浮上しています。買い物難民は900万人以上いると言われ、自由に移動できない人々、買い物難民は小豆島においても相当増えてきているのではないですか。このような点から、移動制約者の解消は自治体が最優先で取り組むべき課題であります。

先般、交通問題特別委員会が開かれ、オリーブバス株式会社の補助金不正受給の問題によって、今後の運営について議論されましたが、その代表者あるいは代表専務、その他の取締役に対する商法的な責任というのは問われるわけで、今後の運営において、オリーブバスの運営においては十分な問題が残されております。そういう観点からしても、本質的、総合的に住民の合意も得ながら公共交通の整備に向けて早急に手を打つべきです。小豆島オリーブバス株式会社の今後については、公共交通の見直しで町において、公共交通体系の抜本的見直しなどが出されておりますが、抜本的見直しとはどういう見直しを考えているのでしょうか、伺います。

公共交通は、あらゆる施策分野に共通した土台となるインフラであり、安くて利用しやすい公共交通整備によって、生活が充足できるまちづくり、地域づくりを進める必要があるのではないですか。公共交通整備の具体案として提案をしたいのは、小型バスやタクシーのデマンド交通、スクールバスの混乗や運行時間帯以外の活用などで取り組んでいくということに関して、どのように考えているのか伺いたいといふふうに思います。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） まちづくりの土台としての公共交通のあり方についてご提案がありましたけれども、この点については議員の考えと私の考えは同じだと思います。町長就任以来、交通弱者に対する公共交通の整備がされてない。私の母親自身も買い物に晩年行けませんでしたし、病院にも通えませんでした。私自身も交通の運転免許も持ってませんし、車も持ってませんし、将来間違いなく交通弱者になるという立場から、一日も早くご提案のあったようなことを実現したいと常々思っております。しかしながら、物事には手順というのがあって、数年の前に小豆島バスが経営上の危機になったときに、住民出資でつくったオリーブバスがある以上、それをどうするかということに関係者と時間をかけて議論する必要があったということ、それと島全体の交通体系の話なんで、小豆島町のみで決めることは不可能で、土庄町との足並みをそろえなければいけないとか、いろんな課題がありますので、そういうものを乗り越えて一日も早く、町長就任してやりたかったことの一つなので、一日も早く事務方を叱咤激励して住民の皆様の意見も聞いて、新しい公共交通の体系をつくりたいと思っております。

オリーブバスの問題については、よかれと思って担当の人がやったことだと信じておりますけれども、ルール違反で許されることではありません。国、香川県も抜本的に経営体制を見直さないといけないという強く強く要請されました。小豆島町と土庄町が最大の出資者なので、まずは最大の出資者が経営に乗り込んで危機を乗り越えてほしいということでもあります。私自身も緊急避難として行政が対応せざるを得ないと思っております。あくまで緊急避難でありまして、オリーブバスのあり方そのもの、根本から考えるべき時期だと思っております。一日も早く、議員が提案されたものが実現することを私自身も願っております。

議長（秋長正幸君） 村上議員。

11番（村上久美君） 同じような考えであるというふうに町長のほうから言われましたが、その手順もあるということと、両町との関係があるというふうなことで進めていく必要があるのではということでした。

やはり、特別委員会においても、小豆島町のほうから会社のほうには代表取締役として派遣するというふうなことです。その2年ないし3年という短期間の中で進めながら、同時に他町との協議も進めていくということだろうと思うんですが、非常に職員にとってもノウハウが問われるというふうなことだと思っております。その点については町長としてはどのように考えておられるのか、この2年ないし3年間で実際にやってみて、果たして次の手が打てるのか、打てないのか、町がイニシアチブをとって新たな体制をとっていくことも含めて、短い期間だと思いますが、町長の構想としてどのようにお考えになってるのか伺います。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） 問われていることは、専門知識も当然あるにこしたことはありませんが、問われているのは覚悟の問題でありまして、病院は28年4月にオープンしますし、高校も29年ですので、2年も3年もかける話ではありません。速やかに結論を出すべき話だと私は認識しております。

議長（秋長正幸君） 村上議員。

11番（村上久美君） ですから、覚悟が必要だというふうな気持ちの問題だけではなかなか進まないのではないのでしょうか。町民に対して具体的に、あるいはオーソドックスでもいいですから、どのようなモデルをつくらうとしているのか、そこ

のところについて伺いたいというふうに思うわけで、2年も3年も待たないという
んであれば、一定の考え方が持ち合わせているんじゃないかというふうに思うわけ
ですが、やはり交通問題は住民との共通した情報をしっかりと町の姿勢を出してい
くという、ここの基本的なところが今後の取り組みにとっても重要なポイントにな
ると思うんです。長野県の本曾町のところなんかでも、やっぱり根本は情報のしっ
かりした公開、そして住民の参画、ここのところが重要な交通整備を図る上で必要
だというふうにされております。ですから、そのところを他の全国的な事例も含
めて、どのような考え方を持っているのかという点について、もう少し踏み込んだ
形で答弁願えたらというふうに思うわけですけど。

議長（秋長正幸君） 副町長。

副町長（竹内章介君） 繰り返しになると思いますが、一つはオーリーブバス株式
会社と国、県との信頼関係を取り戻すということで、緊急避難的に筆頭株主である
土庄町と小豆島町から職員を派遣をして、内部の立て直しをする、これが1点です。

公共交通のあり方を考えるのは、もちろん町であります。小豆島町と土庄町にそ
れぞれ10月に担当課であります、小豆島町であれば企画財政課に交通問題の対策
室を設置いたしまして、両町足並みをそろえまして、次の方向性を見つけ出すと、
これが早急に進めたいということでございまして、片方で当然補助金、今回の不適
切な処理によりまして、ただされた結果、三都線の補助金がなくなるということで、
来年度は1,600万円ぐらいあった補助金が600万円程度に下がることとなります。
そういう赤字路線に、町が乗り出して町営のバスにするのかという考えもあるでし
ょうけど、これは町民が許してくれるかどうかという問題もあります。それじゃあ
どうするんかというのをこれから協議をするということで、この結論は急がないと、
職員の今回上程しております条例によりまして派遣期間は3年限度ということでは

から、3年かけるという意味ではございませんので、できるだけ早急という町長の答弁のとおりでございまして、公共交通のあり方、片方で福祉バスのような無料のバスを走らせながら、片方で赤字バスに乗り出すという、こんな状態をいつまでも続けるわけにはいかないというふうに考えております。

議長（秋長正幸君） 村上議員。

11番（村上久美君） 私も、オリーブバスの株式会社のある方にもお伺いしましたが、やはり地域の住民の重要な足ですから、やっぱりこの運賃の問題も十分に乗れるような運賃体制にすることが必要ではないかと。それと、やっぱり小型化しながら、今の空っぽで走ってるような大型ではだめで、小型に切りかえる必要があるというふうなことも意見として言われておりました。やはり、そういう幹線道路あるいは端々の支線の交通運行については、いろんな地域ごとで車を走らす、バスを走らす問題とか、あるいは民間の交通機関との連携とか、そういう総合的な話し合い、連結をきちっと今後やっていくことが重要だというふうなこともおっしゃっておりました。

ですから、ここに質問にありましたように、住民が安くて利用しやすい、そういう交通体系と同時に小型にしていくというふうな小型バスとかデマンド、スクールバスの混乗、これについても規制緩和を利用しながら、スクールバスの混乗の活用もしていくという考え方もやっぱり必要で、そういう独自性を発揮しつつ、前に進めていくというふうなことをぜひ今後お願いしたいと思うわけですが、そういうふうなことも考えているのかどうなのか、伺いたいというふうに思います。

それと、最初に私言いました住民の、町民の命にかかわる問題というふうなことで、以前民主党政権のもとで国民の交通権を保障するというところで、交通基本法案の審議がされました。これは国会解散で廃案に終わっております。この法は、国及

び自治体が国民の交通権を保障する責務があることを法律で明確にしようとするものでありまして、法制定や条例制定によって地域の交通政策を立案し、実現する権限や財源を当該地方自治体に与えることが核心となっています。交通問題は小豆島だけでなく、全国の自治体が抱えている問題であります。他の自治体とも連携し、国に対して交通基本法制定に向けた働きかけを行うという点について、どうでしょうか。再度質問の中の新たな質問なんですが、もしお答えしていただければというふうに思います。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） いろいろ提案されたことは全部重要な検討課題でありまして、私はこの質問については町長になってから何度も同じ答弁、デマンドバスからコミュニティーバスから全部実現したいと申し上げているつもりです。ただし、いろんな冒頭申し上げましたように、土庄町との関係とか小豆島オーリーブバスの課題を克服しなさい、いけないということを念頭に置きながら、一日も早くしたいと思っておりますので、全然意見はかみ合ってるので、ご心配される必要は全くないと思います。ただし、時間がかかるということですね。手順が要る、それからこの機会に皆さんに申し上げたいですが、ぜひ小豆島バス、オーリーブバスを使ってください。私は毎朝バスで来ております。リーダーの立場の人が率先してやらなければ、島民の皆さんが覚悟ができるわけがないじゃないですか。ぜひよろしく願います。

交通基本法については、そのようにします。

議長（秋長正幸君） 村上議員。

11番（村上久美君） 私も十数年後にはバスを利用したいというふうに思って

おります。今は、なかなかそうはいきませんが、動く機動力ですので、いずれは考えたいというふうに思いますが、次の質問に移ります。

防災計画の見直しの進捗状況はという点について伺います。

香川県は、ことし3月に公表した震度分布や津波浸水予測に基づき、南海トラフ巨大地震被害を推計し、公表しました。本町においても、被害を最小限にするためのあらゆる対策を着実にいき、町民に早く示すことが求められるのではないのでしょうか。

昨年6月議会に一般質問の中で、南海トラフ巨大地震に対応した防災対策について伺いましたが、その6月に防災会議が予定されているので、そこで十分議論をし、取り組んでいきたいとの答弁でした。その後の進捗状況や決められたことなどについて伺いたいと思います。

また、質問した中で、答弁の不十分な点、また新たな問題点についても次の点について伺います。

まず1つは、地域別高齢者などの弱者が、より目につきやすい海拔表示の設置箇所選定や、集落が海岸沿いなどにある地域は海拔表示設置数を増やしてもらいたいということです。これは、自治会長さんのほうからもそういう声が上がりました。各地的な表示設置数ではなくて、地域によって柔軟な設置数を増やしてほしいというふうなことです。

2つ目は、ハザードマップの作成はどうなっておりますか。

3つ目、自治会によって地震、津波に対応した防災計画、避難訓練等の取り組みのばらつきがあるように思いますが、行政と各自治会との十分な協議や連携を高める必要があるのではないのでしょうか。

4つ目、町広報に建物の耐震化や家具類等の転倒防止対策を推進する啓発を年に数回掲載することについて、いかがでしょうか。先ほど、植松議員からの質問もあ

りましたが、やはりそれぞれ皆さんの個々においては財政事情もあります。なかなかしたいけども、それに着手できないという考えの方も結構おられると思います。ただ、やっぱりまずは耐震診断を受けてもらうということが必要なので、その点について耐震工事も含めた、今言ったようなことを広報に年に数回掲載して、町民に十分周知を図るということについていかがでしょうか。4つ伺います。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） 昨年、開催しました小豆島町の防災会議におきまして、内閣府が発表した南海トラフ巨大地震の被害想定をもとに、津波発生時の避難場所の見直しを行い、同会議において確認いただき、地域防災計画に反映をいたしました。

この防災会議では、避難場所の見直しを初め、海拔表示あるいはハザードマップの作成など防災対策事業の確認をしたほか、町内自主防災組織の優良活動事例の紹介などを行い、情報交換、防災意識の啓発を行ったところであります。

ご指摘の新たな問題点等につきまして、担当課長から説明させます。

議長（秋長正幸君） 総務部長。

総務部長（空林志郎君） まず、海拔表示でございますが、既に四国4県と国土交通省四国整備局が共同いたしまして、海拔表示の設置を小豆島では県道の標識などに設置が行われております。

この海拔表示は、生活空間へ海拔情報を提供し、住民の適切な避難行動を目的に実施したものでございます。これを現在、町道施設にも統一したデザインの海拔表示の設置を開始したところであります。また、これ以外にも主に公共的施設に設置していく方針で準備を進めております。

今後、各地区のご意見をいただきながら、設置箇所の増設を行いたいと考えてお

ります。

2点目のハザードマップにつきましては、昨年度土砂災害ハザードマップを作成をいたしました。今年度は、県からのデータに基づきます、津波浸水被害に関するハザードマップを作成したいと考えております。

ハザードマップは、平常時の準備行動、それから災害発生時の避難行動に非常に有用な情報であると考えております。これは、広く住民に周知すべき情報でもありますので、町のホームページでの公開、それから印刷物での各戸への配布を予定しております。

3点目の自主防災組織に関しましては、ご指摘のとおり、それぞれの地域における防災対策への取り組みは全く差が見られます。申すまでもありませんが、地域防災力の向上に当たっては、行政主体の取り組みではなくって、それぞれの地域がその地域に応じた自主的な取り組み、これが最も重要なものでございます。このような状況におきまして、地域の自主的な防災活動への物的支援として、今年度地域防災訓練支援事業を創設したところであります。さらに、防災情報の提供や適切な助言を行いまして、地域の防災活動の支援に努めてまいりたいと考えております。

4点目の防災の啓発に関しましては、家屋の耐震補強や家具の固定など、平常時の準備行動は物的被害、ひいては生命の保護につながる効果的かつ合理的な取り組みであると考えております。ご指摘のように、積極的に啓発に努めてまいりたいと考えております。以上です。

議長（秋長正幸君） 村上議員。

11番（村上久美君） ハザードマップの問題については、町のホームページ、印刷物をということですが、これはもう既にどのようになっているんでしょうか、各地域の印刷物の配布は。

それと、3番目の自治会との十分な協議、連携なんですが、なかなか自治会の代表者が一堂に集まってというのがそう回数的にはないと思うんです。特に、県の地震、津波による被害が出たわけですから、行政と自治会の代表との特に地震、津波に関する防災についての協議、それぞれの自治会がどのような取り組みをやっているのか、そういうふうなことをお互いに知る必要があると思います。私の地域の浜条については、去年いろいろ炊き出しもやり、ことしも土のうとかやりました。去年もやりました。ということは、去年1回、ことし1回ということで、地域の事業の中に位置づけてやってるわけですが、あるところでは防災のいろんな道具とかというものは保管する場所がないというふうなことも言っておりました。そういう場合、どのような形をとるのかということもなかなか結論が出ていないというふうなことをおっしゃっておりました。

最近、県のほうの方が来られて、自治会の役員さんを集めての防災についてのお勉強があったようですが、それは各それぞれ順繰りに回ったようですが、そういうふうな意識啓発という点については大事な取り組みでもあると思うんですけども、もっと具体的な実践的なものについても、きちんと行政と町が連携をとり、自治会の行動について、事業計画について把握するという、そういうこともやっぱり必要なんではないでしょうか。そういう意味で、やっぱり今後の自治会との会議も行っていく必要があると思うんですが、そういう意味で協議や連携を高めるというふうに私も質問したんですけども、その点がちょっと不十分な、ちゃんとした答弁というんですか、あったように思えませんので、その点についてどうなのかということとです。

それと、4番目は積極的に取り組みたいということですが、私は具体的に年に数回、広報でというふうにも言っておりますし、当然ホームページもそれは載ると思うんですが、そのまま。積極的にということは、どういうふうに理解したらいいで

しょうか。もう毎掲載せるのか、それとも年に2掲載せるのか、それも積極的だというふうに考えてるのか、そういう点についても伺いたいと思います。

議長（秋長正幸君） 総務部長。

総務部長（空林志郎君） 幾つかのご質問、ご指摘をいただいたわけなんですけれども、ハザードマップでございますが、いつできるのかということで、この津波被害の浸水に關しますハザードマップのデータというのが県のほうでまだ最終形が8月の末に出たと、被害想定とあわせて出ております。若干ちょっとまだ修正があるということなんですけれども、このデータを本町のほうで加工いたします。その加工する、選ぶということなんですけれども、その中には避難場所でありますとか、津波災害に備えた待避所でありますとか、それから避難経路、これらについて載せていこうというふうに考えております。

そこで、先ほどご指摘がありました自治会などとの連携なんですけれども、この作成時に避難経路等を入れるに当たりましては、自治会や自主防災組織との話し合いがどうしても必要になってまいります。実際に町のほうから出向きまして、その地区から待避所、津波に対応する待避所にはどういう経路で行くのかというふうな話をする必要がありますので、そのときにその場を十分に活用して、どういうふうな体制をとるとか、要援護者をどういうふうにするとか、そういう話し合いもやっていきたいというふうに考えております。

それから、防災のためのいろんな器具とかそういうことの保管場所ですけれども、これはコミュニティーの助成事業でもこういうことの整備、保管場所の整備も可能でありますし、これについても自治会といろんなところ、どういうところがいいかということとは十分協議してまいりたいというふうに考えております。

それと、啓発に關しましてですけれども、これにつきましては、もちろん町の広

報に載せるということもあるんですけども、そういうふうな適当な啓発の冊子等もございますので、それを自治会を通じて各地区でお配りするとか、そういうこともやっていきたいというふうに考えております。この初期、地震のときはやはり初期の行動、これが非常に重要になってまいります。それを啓発していく重要性というのは、十分認識をいたしております。以上です。

議長（秋長正幸君） 村上議員。

11番（村上久美君） 冊子等についてもあるのではという、適当なものがあるのではということでしたが、これは自治会のほうに各世帯に配布するだけの部数があって、それは各世帯が読んでも十分ポイントが合ってわかりやすい内容なのか、どうなのかというんが問題なので、冊子があってもその中身が問題なのでということです。それと、全部配布し切れる部数があるのかということです。

初期の行動が重要だと言われましたが、もちろんそうです。ですから、今後の総合的な取り組みとして、例えば地震があって一定の時間がある中で津波が来るといふふうな想定をした場合には、公共施設が近くにある場合、例えば学校の場合、一定3階、4階というふうな、5階とかというふうな形で建物が近くにあった場合、すぐにそれはどういう、いつ起きるかわからないというものがありますから、夜の場合、そういうふうな場合、そういう建物のところへ住民が駆け込むことができるのか、一定の期間、時間がある間に誰かが責任者が行って鍵をあけ、そこに避難できる、そういうこともできるように体制としては考えるべきだと思うんですが、そのところも住民の命をきちっと確保するという点については重要だと思うんですが、その点について伺いたいと思います。初期の行動が重要と言われましたから、そういう今の点についてどう考えてるのか、対応するのかどうか伺います。

議長（秋長正幸君） 総務部長。

総務部長（空林志郎君） 2点ご質問をいただきました。

そういうふうな初期の活動なんかに関しましての冊子、これを全戸に配布できるだけあるのかということでございますけども、これはもちろん国のほうで非常に啓発をいたしておりますので、お願いをすれば分けていただけると考えております。

それから、津波災害に対してどういうふうな避難行動をとるかということなんですけども、これは地震の場合、まずは最初に自分の身を守ること、それからちょっと時間をあけてそこから避難をするということになるんですけれども、避難する先で再度の余震というものも考えられます。そうした場合、できるだけ屋内でなく屋外で待避所を、皆さんが集まっていた場所、これを現在指定をしております、待避所といたしましては。そういうところへ待避をしていただくということがまず一番なんですけれども、夜間なんかはそれをサポートする自主防災組織の人たちがどういうふうに通るか、ということも今から十分に詰めていきたいというふうに考えております。

議長（秋長正幸君） 村上議員。

11番（村上久美君） 4つ目の年に数回掲載する点についてはどうかで、積極的に取り組みたいというまず最初に答弁ありました。次に、冊子もあるので、冊子も国にお願いすれば可能だと言われました。その両方を町としてはやるのかどうか、そこら辺は明確に答えていただきたい。お願いすれば、お願いすればの話ですから、するのかしないのか、各世帯に全部配布する適当なものなのか、ならばちゃんと国に対してそれだけの部数を送ってもらうというふうなことを考えているのかどうかということなんです。

今、避難の問題、うちの地区でも2つに分かれる。浜のほうと、その奥のほうの地域には浜のほうには行けませんから、だからやはり住民が分かると。分かれた場合に、近い池田小学校という校舎がありますが、そこへ避難するあるいは亀山八幡さんに上がるというふうなことも分かれるわけです。ですから、公共施設に駆け込む場合にそういう鍵をあけるなり、ちゃんとその対応を考えてるのかどうなのか、誰にそれが責任があるのかどうなのか含めて問うてるわけです。その点、どうなんですか。

議長（秋長正幸君） 副町長。

副町長（竹内章介君） ちょっと伺っておりましたが、町にあれもせえ、これもせえ、皆町の責任じゃ、自主防災組織、自治会の行動も町が背中を押せというように聞こえますが、まさに総務部長言いましたように、自分の命をまず守るということ、これ一番の問題ですから、誰が学校の鍵をあけるんだ、責任者は誰ぞというように言うこと自体、じゃあその責任者の方の命はどうでもええという話ではありませんので、まさに自主防災、自治会がこういう場合にどうするか、学校が避難できないんであればどこにするか、こういうことを考えていただくと。町が背中を押さんから、自治会、自主防災の活動に差があるやないかということですが、やってる自主防災、自治会は自分たちでやってます。神懸通も早くから誰が誰を助けるんやということをやってますが、例えば木庄、木庄は毎年自主的に避難訓練、子供からお年寄りまで含めて自主避難の訓練をやってます、実際にどこへ逃げるか。今回は、大学の専門家の先生あるいは研究者お二人を呼んで、防災講演会を計画してます。木庄地区がです。町がではないんです。その地区が大学の先生を呼んで勉強せんかということをやってます。やってるところはやっておるんです。負けんようにやってください。イノシシの答弁で町長言いましたように、やったところは生き

残るということだと思っんです。町がああせえ、町が動かんから動かんのじゃでなしに、さきのバスもそうですけど、町民のバスというなら我々が乗ってやらなんだら、バス潰れるぞというぐらいの気持ちを持っていただきたいというふうに聞いておって感じましたので、言わせてください。

議長（秋長正幸君） 村上議員。

11番（村上久美君） 副町長の非常に偏見のある解釈の違いというか、当然住民も一生懸命その地域で取り組むというふうなことでやるわけですが、やはりばらつきがあるということも行政はそれをつかんでるわけですから、そこはやっぱり住民の命を行政としてどう守るかという立場からすれば、その点も連携を話し合いも密にしていくということがまず大事だというふうに私は言ってるわけで、何もかもやれとは言ってません。そういう偏った言い方は非常に心外です。ですから、やっぱりそこには町としての情報も住民にきちっと出し切るという姿勢がなかったから、やっぱりお互いの意見が出ません、バスの問題も。ですから、そういう点で今後住民に対しての協力も十分にやっていくというふうなことも含めて、私は質問したというふうに考えておりますので、その点誤解のないようにしていただきたいというふうに思います。以上で質問を終わります。

議長（秋長正幸君） 12番鍋谷真由美議員。

12番（鍋谷真由美君） 私は、4点について質問をいたします。

まず1点目ですけれども、風疹の予防接種への助成をということです。

風疹は発熱、発疹、リンパ節腫脹を特徴とするウイルス性発疹症です。全国で風

疹患者数が急増しています。国立感染症研究所の発表によりますと、患者数は1万人を超え、特に子供のころ予防接種を受けなかった成人男性が多く感染しています。妊娠中の女性が風疹にかかると、胎内感染により先天性風疹症候群という心疾患、難聴など先天異常のある赤ちゃんが生まれる可能性があるため、大変危険です。平成24年からの流行の影響で、平成24年10月から25年8月25日までに、全国で17人の先天性風疹症候群の患者が報告され、香川県でも1件、1人報告されています。先天性風疹症候群を防ぐためには、男女ともがワクチンの予防接種を受けて、まず風疹の流行を抑制し、女性は感染予防に必要な免疫を妊娠前に獲得しておくことが重要です。しかし、予防接種には保険が適用されないため、混合ワクチンで8千円から1万2千円程度の自己負担となります。全国の市区町村によっては、予防接種費用の一部または全額を補助しているところがあります。風疹が大流行したことを受けて、厚生労働省は2014年度から抗体検査の費用を第1子の妊娠希望者とそのパートナーを対象に全額補助する方針を決めたとのこと。本町でも、先天性風疹症候群を予防するため、免疫がない人が受ける予防接種の助成をしてはいかがでしょうか。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） 風疹予防接種への助成についての質問でした。

平成24年から全国で風疹が蔓延し、ことしの6月の時点で累計1万人を超える流行になっていると承知をしております。小豆島でも、今年4月に1件、6月に1件の発生がありました。いずれも質問にありました20代、30代の男性ということでもあります。女性の場合には、制度的な助成が確立していると思いますけど、成人男子についてはそういう制度がないという問題があるのだらうと思います。

風疹の抗体を持たない、あるいは持っても抗体価が低い妊娠中の女性が風疹

にかかると、先天性風疹症候群という赤ちゃんに難聴、心疾患、白内障、緑内障などの障害が起こる可能性があります。こういう状況で、先ほど質問にあったように、国におきましては来年度予算の中で、成人男性についての風疹の抗体検査費用の補助をするということを予算編成で議論していると承知しております。

問題は、質問にありましたように、抗体検査の結果、抗体がないと判明した場合の男性の予防接種の費用をどうするかという話でありまして、現行の制度では質問にあったように自費でということになるわけですが、私としては抗体検査の費用を助成し、その後の肝心の予防接種は任意というのは、論理的に一貫性がないし、せっかくの制度改正の意味がないと思いますので、国と県が予防接種についての助成制度をつくることを期待をしますけれども、国とか県が助成制度をつくらないのであれば、町単独でやりたいと思います。

議長（秋長正幸君） 鍋谷議員。

12番（鍋谷真由美君） 風疹の流行ってというのは夏場が多いそうなんですが、今はちょっと減ってきていると、今の時期は。来年に向けての取り組みということにはなると思うんですけども、国は抗体検査の費用の補助ということで、県のほうが今どういう状況なのかつかんでおられるのかお尋ねしたいのと、もし国、県がやらない場合は町がやると言われました。子育て世代の中でも免疫のない人が対象ということですので、子育て世代の安心を保障するためには費用的にも人数的にはそんな多くはないと思いますので、来年度からそれをやると、やっていただけるといっていいのでしょうか。その点、お尋ねいたします。

議長（秋長正幸君） 健康づくり福祉課長。

健康づくり福祉課長（大下 淳君） 現在、香川県におきましても、予防接種に

つきまして助成制度を設けておる市町はございません。県にもそういった助成を
するかどうかの確認もできておりませんが、事が事、大きな案件でございますの
で、もし助成がなくても小豆島町で実施をしてみたいと考えております。

議長（秋長正幸君） 鍋谷議員。

12番（鍋谷真由美君） 来年度予算で来年度から実施していただけるというこ
とでよろしいでしょうか。

議長（秋長正幸君） 健康づくり福祉課長。

健康づくり福祉課長（大下 淳君） 来年度から実施できるように目指してまい
ります。早春から夏場までが流行期の一つでありますので、間に合うように頑張っ
ていきたいと思っております。

議長（秋長正幸君） 鍋谷議員。

12番（鍋谷真由美君） ありがとうございます。

それでは次行きます。

2番目、瀬戸内国際芸術祭の成果と今後の取り組みはということでお尋ねをいた
します。

先ほど質問、答弁もありましたが、私もこの夏会期が終わり、小豆島へも8万
4,000人余りの人が来場したということで、多くの人に芸術と島の観光やお接待な
ど楽しんでもらったことと思います。しかし、地元にとってはどうだったのかとい
うところに少し疑問があります。新しいまちづくりの取り組みの実施や地域住民と
アーティストとの関係をつなぎ、島独自の活動に発展させるとして多額の国際芸術
祭推進事業費が計上されております。現時点で、その経費に見合ったどのような具

体的な成果があったのかということをお尋ねしたいと思います。

また、時間によっては臨時バスなど全く空っぽで走っていたとか、仕事に支障を来すような住民や町職員の動員、お手伝いなど問題点もたくさんあるのではないかと思います。こういった点、検討を改善すべき点も明らかにすべきだと思いますし、そのことを秋会期に向けて生かしていく必要があると思いますけれども、その点どのようにお考えでしょうか。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） 瀬戸内国際芸術祭については、いろんな評価があると思いますが、私自身は小豆島全体が元気になる兆しが出ていると思いますし、大勢の人に小豆島の魅力を知っていただいて、小豆島のこれからの可能性を高めていると思います。課題が山とあることも十分承知をしています。一過性のイベントにならないよう、いろんな課題を克服しながら継続していけるイベントにして、小豆島を元気にしていくイベントとしていくことを期待をしております。

バスですけれども、確かに私も誰も乗ってないバスを見たことがありますけれども、いたし方ない面があると思いますが、今後の検討課題であろうとは思いますが、住民の皆さんも物すごく協力していただいております。住民、自治会などで話し合いをして役割分担とか担当を決めてやっていただいております。もう頭が下がる思いです。職員の人も夏の間大変ですけども、本当に頑張っていたと思っています。課題は課題として受けとめて、今後とも瀬戸内国際芸術祭に全力を尽くしたいと思います。

残余は担当課長なりから説明をさせます。

議長（秋長正幸君） 企画財政課長。

企画財政課長（久利佳秀君） 先ほど町長からも答弁ありましたように、地元ではお客さんとの接待や交流で元気を取り戻しつつあるのではないかというふうに感じております。数字では出てこないものですから、そういった感覚的なものになりますけれども、現在の成果としてはそういうことではないかと思えます。

また、バスにつきましても、島内の移動手段ということで臨時バスを設けました。これにつきましても、必要ということで臨時バスを走らせておりまして、その中でどうしても空のバスが出てしまう、これはもう時間帯とか接続等で、考慮はしておりますけれども、いたし方ないことかなあと感じております。

また、仕事に支障を来す住民や職員の動員ということでございますけれども、住民に対してはそういった無理な動員はお願いしたというようなことはございませんが、中には準備の中の方にはそういった感じをとられた方がおいでたのかもわかりませんので、また今後の反省にしたいと思えます。

職員につきましても、瀬戸芸推進室の職員が中心でやっておりますけれども、当初 21 名でやった瀬戸芸の推進室の職員につきましても、随時増員しまして、現在では 64 名になっておりまして、職員になるべく負担がかからないような体制を整えておりますのでご理解をいただきたいと思えます。以上でございます。

議長（秋長正幸君） 鍋谷議員。

12番（鍋谷真由美君） なかなか具体的な成果というのは、今の時点では難しいかとは思いますが、先ほどもありましたけれども、瀬戸芸の開催場所、坂手、馬木、福田、三都など地域ぐるみで盛り上げていたところもある反面、全く関係のない地域の住民にとっては、瀬戸芸に対する活動もまた関心もないという温度差があることも事実だと思いますけれども、その点は先ほど町長も地道に取り組んでいくということで、その温度差を埋めて瀬戸芸の成果を全体のものにして、ま

ちづくりになかしていくというお考えを表明されました。

お尋ねしたいのは、各地から小豆島にお客さんが来たということですが、町内の人の瀬戸芸への参加状況というのはわかるんでしょうか。

議長（秋長正幸君） 瀬戸芸推進室長。

瀬戸内国際芸術祭2013推進室長（松本 篤君） 入場者数につきましては、県のほうから報道発表されたとおりでございますが、そのうち何人が町内の人かというのは把握はしておりません。ですから、島民の方も当然おりますし、ある程度の方は島内での鑑賞もしていただいているでしょうし、パスポートの販売状況を見ましても、島民パスポートが結構売れてますので、そのあたりで他の島にも参加していただいているものと思っております。ですから、ある程度瀬戸芸については島民の方には大変ご協力いただいているものというふうに考えております。

議長（秋長正幸君） 鍋谷議員。

12番（鍋谷真由美君） 感心のある人はパスポートも買ったり、それぞれ休みの日に自分で出かけていったりしてる人もたくさんおいでと思うんですけど、全く関心もないし、足もないし、行く機会もないみたいな人も大勢いると思うんです。私が聞いた話では、瀬戸芸の臨時バスに自分たちは乗れないと思っていた人もいたんです。それは瀬戸芸のバスだからということも言われて、ちょっと驚いたことがあったんですけど、そういう町民も大いに利用できるんだという啓発も必要だと思いますし、例えば町が取り組んでいる行政バスだとか、老人会のような行事とかで町が補助して、そういう瀬戸芸の現地を回るみたいな、町民にもっとそれを知ってもらうという取り組みも、先ほど住民参加を地道に取り組んでいくということをおっしゃったので、そういうことも考えたらどうかなと思うんですけど、いかがでし

ようか。

議長（秋長正幸君） 瀬戸芸推進室長。

瀬戸内国際芸術祭2013推進室長（松本 篤君） 今、ご指摘のありました町政バス、そういったものも検討してまいりたいとは思いますが。

ですから、本当に住民の方、当然温度差はございます。これ、先ほど町長申しましたように、これは地道な取り組みで皆さんのそういった関心を高めていくことしかないところでございますが、そのあたりも十分に配慮してまいりたいというふうにご検討しております。

議長（秋長正幸君） 鍋谷議員。

12番（鍋谷真由美君） 小豆島町にとっては、本当に大きな費用と時間と人が投入されている取り組みですので、ぜひそれを成果としてみんなのものにしていくということをご検討してやっていただきたいと思います。

では、3番目に行きます。

まちづくり支援事業についてお尋ねをいたします。

22年度から始まった協働のまちづくり支援事業は、福祉のまちづくり支援事業、生涯学習のまちづくり支援事業、子育て応援モデル事業と次々に拡大されてきました。これらの支援事業の数とその交付額、また該当人数等、その成果について概略でご説明しますのでお尋ねをしたいと思います。

また、この3年間の取り組みの中で明らかになった問題点や今後の取り組みへの考え方を伺います。

それから、財源としているふるさとづくり基金の現在の状況についてもお尋ねをいたします。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） 町長就任以来、協働のまちづくり事業として始めたものが福祉のまちづくり支援事業とか生涯学習のまちづくり支援事業、子育て応援モデル事業といろいろ枝分かれしてきていることについてのご質問であったと思います。

枝分かれすることについて、賛否あると思います。私は、本来の一つでいいと思ってるんですが、やっぱり地域の住民の人からすると、事業のイメージをつかんでもらう、どんなことをすれば助成があるというイメージをまずはつかんでもらうという意味では、具体的な事業に枝分かれしたほうが効果的ではないかと今のところは思ってます。そして、実際の事業がダブったり重複するいろんな形がありますので、一番適当と思うところに手を挙げていただいて助成をして頑張ってもらいたい、そういうイメージです。まずは、住民とか地域ぐるみでいろんな活動をしてほしいという気持ちで始めた事業ですので、当然のことながら、成功した事業もあれば、うまくいかなかった事業、いろいろあると思います。これは、NPOとか地域の人に任せるのではなくて、行政の施策に取り組んだほうがいいというものも当然これから出てくると思います。まだ試行錯誤の段階ですので、いろんな問題が出るのが当然ですし、そういう中でいいものが育っていくと思っております。

具体的な数値については担当課長からご説明をいたします。

議長（秋長正幸君） 企画財政課長。

企画財政課長（久利佳秀君） それでは、具体的な数字につきましてご説明させていただきます。

まず最初に、ふるさとづくり基金でございますけれども、これは決算書にも載っておりますけれども、平成24年度末で1億2,591万5千円の残高がございます。

これを財源にして事業をさせていただいているところでございます。

それでは、各事業の実績でございますけれども、まず協働のまちづくり支援事業でございます。こちらは、防災、防犯に関する活動、また自然環境の保護や景観形成を図る活動、地域の活性化を図る活動に対して助成を行っております。今までの実績としましては、平成 22 年度で新規組織化が 9 団体、新規事業着手が 3 団体の計 12 団体、会員数にしまして 371 名で、交付額は 298 万 9 千円となっております。次、23 年度では新規組織化 21 団体、新規事業着手 12 団体の計 33 団体、会員数にしまして 682 名に対し、交付額は 748 万 6 千円となっております。24 年度では、新規組織化 7 団体、新規事業着手 17 団体の計 24 団体、会員数 369 名に対して、交付額は 524 万 1 千円となっております。今年度につきましては、上半期だけの採択となっております、新規組織化 3 団体、新規事業着手 13 団体の計 16 団体に対し、会員数 291 名ですが、交付決定額が現在のところ 350 万円というふうになってございます。また、25 年度からは申請団体からプレゼンテーションをしていただいて、事業の趣旨、また継続性についてのより厳密な審査を行っているところでございます。

次に、福祉のまちづくり支援事業でございますけれども、これは高齢者支援及び障害者支援、また子育て支援を協働のまちづくり支援事業から独立し、平成 23 年度から開始された事業でございます。23 年度では 10 団体、360 名に対して 235 万 6 千円を交付しております。24 年度では 13 団体、770 名に対して 402 万 4 千円の交付しております。今年度は、8 月末時点で 17 団体、900 名に対して 511 万 4 千円の交付決定をしているところでございます。

次に、24 年度から始まりました生涯学習のまちづくり支援事業でございますが、これは青少年の健全育成や芸術、文化、スポーツの振興を目的として行っているものでございまして、24 年度では 11 団体、900 名に対して 223 万円の交付をしてお

ります。今年度は、現時点で5団体に対して交付決定をしてるところでございます。こちらについても、今年度からプレゼンテーションによる審査方法をとってございます。

最後に、子育て応援モデル事業でございますが、これは平成24年度から先進的なユニークな子育てを行う団体や個人に対し、補助金を交付しておりまして、平成24年度では4団体に対して60万2,658円を交付してございます。各種事業に対しては、延べで約800名以上の親子が参加したと聞いております。今年度は、昨年度からの継続3団体を含む7団体から申請があり、現在で184万円の交付決定をしておるところでございます。この事業につきましても、プレゼンテーションによる審査を行っております。

いずれの事業にしましても、新たに団体を組織したり、また新たな事業に取り組むなど自主的な活発な活動の支援につながっているものだと考えております。以上です。

議長（秋長正幸君） 鍋谷議員。

12番（鍋谷真由美君） さまざまな団体が新たな団体も含めて、自主的に幅広い活動を行ってきて、成果も出ているということはすばらしいと思うんですけども、この活動の中で町が取り組んでいて、それでこういうまちづくりの活動が行われたことによって町でやらなくてもよくなった事業とか、そういうものはあるんでしょうか。そういうふうにはならないんですか。

議長（秋長正幸君） 企画財政課長。

企画財政課長（久利佳秀君） 基本的には、住民や団体からの申し出によって行っておる事業でございまして、町の事業をこれでやってくださいというような話に

はなってございませんので、あくまで自主的な事業だと考えております。

議長（秋長正幸君） 鍋谷議員。

12番（鍋谷真由美君） 特に、福祉のまちづくり支援事業の団体名とか見ても、自治会とか老人クラブとか老人会とか、そういう団体がやっている部分もあると思うんです。自治会、老人会、婦人会など既成の団体でも取り組める、これまでも取り組んでいたとか、取り組める内容のもの、つまり新たな組織や予算がなくても取り組んでいた内容というものがないのか、あるのではないかと、そういうものはあるのかということがちょっと気になったんですけど、そういう観点で中身を精査する必要もあるのかなと思いますし、これまでの取り組みを生かしていくということも必要ではないかなと思うんですけど、その点はいかがでしょう。

議長（秋長正幸君） 健康づくり福祉課長。

健康づくり福祉課長（大下 淳君） 福祉のまちづくり支援事業につきましては、これまで似たような形態の活動も多少なりともあったことは間違いないと思います。ただ、この事業によりまして、新たな団体、組織化したり、あるいは自治会、婦人会、いろんな団体などを本拠として自主的にそういった活動を展開していく、少し大がかりといいますか、福祉も自治会のほうで、地域で担っていくという方向のもとで、積極的に展開をされているものでございます。行政の活動にも限りがございます。手の届かない細かいところへの配慮は地元でできることでございますので、望ましい事業であると考えております。

議長（秋長正幸君） 鍋谷議員。

12番（鍋谷真由美君） 言われたとおりだと思うんですけども、中には老人会

などそういった団体の役員が、もとの団体の基本の取り組みとか事業をまちづくり支援事業の取り組みだけに矮小化してしまっただけという本末転倒になっている例もあるのではないかと、ちらっとそういうことも伺ってるんで、そういうことのないように町としても指導をしていただきたいと思うんですけども、その点はいかがでしょう。

議長（秋長正幸君） 健康づくり福祉課長。

健康づくり福祉課長（大下 淳君） いろんな団体がこれまで活動をされてこられまして、この春に団体の方をご案内いたしまして、スキルアップ研修会ということで、これまでの事業報告を皆さんからいただきました。しっかりした内容で、その結果、お互いの切磋琢磨の意識にも火がついたようにも思っておりますし、また県内外で行われるいろんな研修会にも積極的にご参加をいただいているところでございますので、いろんな声もあるかと思っておりますけども、方向は真っすぐ見据えてしっかりとやっていただけるものと思っております。

議長（秋長正幸君） 鍋谷議員。

12番（鍋谷真由美君） 答弁によりますと、たくさんの方が参加されて金額的にもかなりな金額が支出されてると思うんですけど、その事業について今後の取り組み、この予算がある間は取り組むけれども、予算がなくなったらなくなるという、事業は3年間ですけれども、その点はどうなんでしょうか。この取り組みを継続していくための指導とか、町の補助がなくなったらやめてしまうということではだめだと思っておりますけれども、どういうふうにお考えでしょうか。

議長（秋長正幸君） 企画財政課長。

企画財政課長（久利佳秀君） 初めにも申し上げましたけれども、この補助事業自体は組織化、それから事業の継続、そのために3年ないし4年の補助をしているわけですので、基本的にはその間に自立していただくというのが基本だと思います。ただ、町長が最初に申し上げましたとおり、事業の内容によっては町で取り組むべきような内容がもしございましたら、引き続きそれは町がやるなり、町が支援するというような形になる事業も出てくるかと思います。その辺は精査が必要かと思っております。以上です。

議長（秋長正幸君） 鍋谷議員。

12番（鍋谷真由美君） まちづくり支援事業についても、ちょっと違いますけど、先ほどの瀬戸内国際芸術祭のように取り組んでいる人はそういうふうに取り組んでいるけれども、全然関係のないところにいる町民もたくさんいると思うんです。ですから、幅広い町民が参加できるような形での取り組みということで、ぜひ指導もお願いしたいというふうに思います。

最後ですけれども、子供の医療費の無料化の問題です。

4月から中学校卒業まで入院について無料になった、拡大されたということは大いに評価をし、歓迎するものですが、小・中学校で入院するっていう子供たちは少ないと思います。これまでのをお聞きしましたら、5名だったということですが、県下では8月から引き上げた三木町など3市5町が通院、入院ともに中学卒業までとなっておりますし、丸亀市、多度津町では通院は7歳未満まで引き上げております。子育て応援のまちづくりを進める小豆島町として、また安心して子育てができるまちづくりのために早期治療を行って、病気を重くして経費がかかるようなことのないように通院への無料化も必要だと思います。この拡大をすべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） 子供医療費の無料化の対象年齢の拡大につきましては、質問でも言われましたように、平成 23 年度に入院、通院とも小学校就学前までとし、さらに平成 25 年 4 月からは入院について中学校卒業までを医療費無料とし、対象年齢を拡大してきました。この通院について、対象年齢を拡大して無料化すべきじゃないかというご意見でありまして、県内の状況を見ましても、市町の単独事業として徐々に対象年齢を拡大する傾向にあると認識をしております。したがって、小豆島町でも子育て支援の観点から検討すべき課題ではあると考えてはいますが、一方で識者の中には安易に病院に行かせるような傾向になるような問題点を指摘する方もおりまして、いま少しいろんな角度から検討をさせていただきたいと思えます。議会の中でもいろんな角度から議論をしていただければと思っております。現時点では、考えておりません。

議長（秋長正幸君） 鍋谷議員。

12番（鍋谷真由美君） 検討課題ではあるということなんで、できれば急に中学卒業までは無理でも、7歳までとか8歳までとか少しずつでも引き上げていく、そういう取り組みを進めていただきたいと思います。

それと、やはりこれは町に財政的には大きな負担がかかることですので、本来といたら国に子供の医療費の無料制度創設を強く求めていただきたいということ、それと県の制度として中学校卒業まで窓口無料にということ、町としても国、県への要望としてぜひ声を上げていただきたいと思います。その点はいかがでしょう。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） 国と県に要望してまいります。

議長（秋長正幸君） 鍋谷議員。

12番（鍋谷真由美君） ぜひ、力を合わせて実現できるようにしていけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。以上で質問を終わります。

議長（秋長正幸君） 暫時休憩します。再開は1時からといたします。

休憩 午前11時51分

再開 午後0時56分

議長（秋長正幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（秋長正幸君） 8番安井信之議員。

8番（安井信之君） 私は、2つのことについて伺いたいと思います。

まず最初に、瀬戸内国際芸術祭以降の取り組みについて、今回の芸術祭は前回に比べて大盛況のもと終わりを迎えようとしています。小豆島での展開も、前回と比べて大きく飛躍しています。しかしながら、会期が終わると縮小していくのはやむを得ないこととなってきます。今回の会期中で、地域においては新たな展開が生まれようとしています。小さな芽を摘み取るのではなく、大きく育てるのがこれからの課題だと考えますが、町長のお考えを伺いたいと思います。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） 安井議員のご質問にお答えします。

議員が言われたように、小さな芽を摘み取るのではなく、大きく育てるということがまさに課題であると思います。

芸術祭期間中としましても、いろんなところでいろんな活動が見られています。ご存じのように、いろんな地域で自発的にお接待をしたり、道案内をしたり、あるいは若手の皆さんが芸術家やアーティスト、デザイナーと交流したり、いろんな新しい芽が出て地域が元気を取り戻しつつあるのではないかと思います。また、小豆島の魅力をかなり全国、世界に発信できていると思います。また、芸術祭の機会というか、小豆島の魅力が高まってるんだろうと思いますが、若手の皆さん、若い皆さんの移住が今年度に入っても引き続き前年度に比べて、前年度に増してたくさんの方が移住をされるようになっておりまして、新しい小豆島の芽が出始めていると思っておりますので、それを大きく育てていきたいと思っております。

午前中の答弁でも申し上げましたように、会期末の11月4日、5日までの頃には、三都半島とか中山、坂手、醬の郷、福田、現在会期をしている場所だけでなく、小豆島全体、来年、再来年、3年後どういう取り組みをするかというイメージの段階を超えないかもしれませんが、何らかの形、どこかで私自身の考えを発表したいと思っております。今、鋭意水面下でいろんな団体、例えば東京芸大とか関西のクリエイターの人たちとか福武財団とか、いろんなところと相談をし始めておりますので、一過性に終わらないよう頑張ってまいりたいと思います。

議長（秋長正幸君） 安井議員。

8番（安井信之君） 今回の瀬戸芸の中での滞在作家の中の佐藤君という作家がいて、その人やかいは仲間と一緒に新しい試みを地域の中へ入って行って展開していこうとしております。例えば、それが言うたら、中山の自然美術館というふ

うな銘を打って、自分ら独自で地域のボランティア団体とそのような展開をしております。ただ、そのボランティア団体も協働のまちづくり支援で応援をもらいながらやってきた経緯もあるんですが、これから協働のまちづくりの部分においては、使えないような団体が出てきますんで、その辺の維持活動、展開していく上でもいろんなボランティアだけではできない部分もあります。町が財政的にかかわるとる部分の地域においては、それなりの成果が出ていると思いますが、その部分でないところで小さな芽が出てきとるような感じで、その作家なりも全国規模でいろんなところで美術活動なりをやっておりますので、若手ですから大きくなって有名になってくると、それが小豆島の価値を上げる部分も出てくると思います。その辺の活動に対して町長なりはどういうふうにご考慮されるのかお伺いしたい。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） 芸術祭は3年に1度ですけれども、何度も申し上げてるように、アーティストやデザイナーや、そういう若手の皆さんの活動を通して地域を元気にするという取り組みは来年も再来年も芸術祭の開催のいかにかわりなく続けようと思っています。それは、三都半島とか中山に限らず、小豆島町全域を対照にしますので、活動はもういろんな団体やいろんな人のいろんな活動のパターンがあるので、今ご指摘のあった佐藤さんの事例で言えば、けさも議論ありましたが、協働のまちづくりとしての展開はとてもよく頑張ってくれたと思います。政策としてシステム化していく中の一つだろうと思います。佐藤さんに限らず、いろんなクリエイターとかアーティストが小豆島で活動したいというのは11月5日以降たくさんありますので、そういうものをシステム化して応援する形をつくって、来年度予算にそういうものを盛り込みたいと思っております。

議長（秋長正幸君） 安井議員。

8番（安井信之君） 行政のちょっとした応援というような部分が、その地域の活動にも影響していくと思いますんで、その辺はよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、教師に対する指導教育について、教育長にお伺ひしたいと思います。

近年、いじめ、暴力等多くの問題がマスコミで多く報道されています。今回、池田小学校でも保護者が教師の指導に対して抗議があり、改善策として教師に対しても指導教育をしていくと伺っています。これは、一部の学校だけではなく、町全体の学校で考えていく問題と考えます。教育長の考えを伺ひたいと思います。

議長（秋長正幸君） 教育長。

教育長（後藤 巧君） 安井議員のご質問にお答えします。

まず、全国的な傾向として、最近の保護者は学校教育に対して熱心であるがために、学校に対する要望も多様になりつつあります。そのことによって、学校現場はその対応に多くの時間を費やしているのが現状です。私は、学校は子供にとって安心・安全な場所であり、楽しく生活できる場所でなければならないと考えています。

そこで、本町教育委員会といたしましては、管理職に対して児童・生徒が授業規律の徹底と良好な人間関係の構築が図れるよう、指導、助言を行っております。それを受けて、学校現場におきましては、児童・生徒一人一人を大切にす教育実践を行うために、全教職員が児童・生徒一人一人の様子を把握するように努めております。

具体的には、綱紀の保持と服務規律の徹底におきましては、香川県教育委員会からの通達文や香川県教育委員会及び本町教育委員会の指導訪問の場を活用して指導を行っております。

また、授業中における不正行為等の未然防止と早期発見のために、管理職により校内巡視を行い、教師の指導の様子や学級の様子を本町教育委員会に報告するよう指示を出しております。万が一、問題が発生したときには、管理職が担任や関係職員から聞き取りを行い、町教委へ報告させる。町教委は、事実確認後、今後の対応について管理職へ具体的な指導をする。今後、問題が起こらないよう、管理職や指導主事の巡回、訪問指導を行い、経過を見守るようにする。いずれにしましても、本町教育委員会にあっては、サービスを監督する立場として、管下の全ての教職員に対し、みずからの職責の重大さを自覚し、教職員みずから厳しく律するよう指導の徹底を行いたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 安井議員。

8番（安井信之君） 今回の池田小学校の行き違いと、保護者と学校との行き違いの原因は、発達障害の子に対する教育の方法なりにちょっと保護者と学校との差異があったというのがもとだというふうに聞いております。そういうふうな中で、発達障害の子に対する教育の仕方というふうな部分に関しても、昔はそういうな発達障害というふうな形での認識はほとんどなかったような、私らが小学校のときいうたらそういうふうな時代やったと思いますが、今はもうある程度明るみになってきている中で、その養護関係の先生だけではなく、一般の先生たちにもそういうな分の指導方法、研修的な教育いうんは必要ではないかなと思います。そういうな部分を町教委、県の職員が先生ですけど、町の義務教育の中ではそういうな部分に関しても町の教育委員会がかかわっていく事項だと思いますんで、その辺はやってもらいたいと思うんですが、その辺の考え方を伺いたいと思います。

議長（秋長正幸君） 教育長。

教育長（後藤 巧君） 今、安井議員さんが言われたの、もっともなことだと思います。各学校におきましては、特別支援教育コーディネーターというものが各学校に存在しております。そして、その者を中心として、校内研修を特別支援または発達障害における指導のあり方ということを校内でも研修しておりますし、県教委の主催である研修会、またこれも不十分な場合は町としましても研修会等を実施して、より深く指導が徹底できるように図っていきたいなと思っております。

議長（秋長正幸君） 安井議員。

8番（安井信之君） そうような研修の機会があれば、言うたら保護者としてもそういうなことを学ぶいうふうな機会を与えるいうふうなことも教育委員会の一つの働きではないかなと思いますんで、そういうな研修会があれば、その関係、保護者なりにも聞きに来てくださいというふうな対応をとることが可能かどうか、その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

議長（秋長正幸君） 教育長。

教育長（後藤 巧君） 保護者の参加、会への参加が可能かどうかということですが、その会の内容によりまして、できることとできないことがあると思います。校内独自のことでしたら、私のほうから、これについては保護者の対象にしたということとはできると思いますし、県の研修会等ではちょっと難しいかと思いますが、できる範囲でそういうところは保護者にも案内するようということ強く要望しておきます。

議長（秋長正幸君） 安井議員。

8番（安井信之君） 今回、そういうふうなちょっといろんな行き違いでもめご

とがあったというふうなことは大変残念なことです。そのような部分においてちょっと強化的な部分で、町としてもそのような講習会、保護者を含めた形の講習会というふうなことを企画してもらいたいと思います。以上で私の質問を終わります。

議長（秋長正幸君） 13 番中江正議員。

13 番（中江 正君） 私は、1 問だけ質問をいたしたいと思います。

瀬戸内海の復権、意見交換の決意は、3 年前の 10 月 7 日、オリーブ記念館で開催、19 自治体が参加した「瀬戸内海の復権」と題した意見交換は、香川県の浜田知事も参加されました。瀬戸内海に航路を持つ自治体のトップが参加し、オブザーバーで四国整備局、運輸局、瀬戸内・海の路ネットワーク協議会なども参加していました。同じ 3 年前に開かれた瀬戸内国際芸術祭は、ことし第 2 回目が開催され、多くの観光客が来ています。国際芸術祭は、成功に向かって進んでいることを喜んでいきます。

町長は、ブログ八日目の蝉で人口減少問題について日本の動きを 50 年先取りしていると主張され、多くの重要な問題に取り組んでいる姿勢を評価しています。

そこで、海の復権を目指した第 2 回目の意見交換の計画は予定されているのか質問します。

前回以上に地方が疲弊している中、ポイントを突いた呼びかけが必要だと思えます。瀬戸内海の主要な政治課題を再度意見交換で集約し、国や県に広げなくてはなりません。小豆島だけの問題ではなく、瀬戸内地方の共通していることとして、前回航路の維持、創設、海を生かした観光振興、高速通信網の活用、瀬戸内の環境保全の 4 つの柱を提案しております。問題や取り組むべきテーマを共有化し、一つの

エリアとして一層の振興を図ると共同宣言を採択しています。

その後、これからの点検はできているのでしょうか。するとしたら、2回目の意見交換となりますが、その計画や決意をお聞きしたいと思います。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） 3年前の「瀬戸内海の復権」と題した意見交換会は、とても意義があったと思っています。その意見交換会では、ご質問にあったように4つの提案をしました。1つは、航路の維持、創設、2つ目が海を生かした観光振興、3番目が高速通信網の活用、4番目が瀬戸内海の環境保全という提案をいたしました。その後、航路の維持、創設については、小豆島について言えば、神戸と坂手間の定期フェリー航路が復活を見ておりますし、海を生かした観光も芸術祭を中心にクルージングとか1歩2歩も前進をしていると思います。高速通信網の活用も、小豆島については光ファイバー網の整備をし、アーティストやIT関連、あるいは知的レベルの高い産業の可能性、医療水準の向上の道が開けているのではないかと思います。瀬戸内海の環境保全につきましても、先日瀬戸内海環境保全特別措置法の40周年のシンポジウムなどの議論を聞いておりますと、このときの意見交換会の内容がかなり議論され、一つずつ実現をしつつあるのではないかと思います。

2回目の意見交換会をということなのですが、私自身は正直言ってぜひとも開催したいと思ってるんですけども、小豆島のような小さな自治体がやるには事務方の負担がもうとてつもなく大きいので、現時点で具体的にというところには至っておりません。

それから、来年は瀬戸内海が国立公園になって80周年という節目の年でもありますので、もういろんな形で瀬戸内海のトップとか関係者が集まる機会があると思いますので、そういう機会を通して発信していくということも現実的な対応ではな

いかと思っています。

3年前とは大分議論が煮詰まったことがありまして、例えば航路の振興については、小豆島と神戸、あるいは小豆島と高松を結ぶフェリーポートなりの建造するとき、国庫負担を導入することができるかという点にかなり議論を集約できてますので、そういうものについては必ずしも小豆島で開くことが効果的とは言えないのではないかと、例えば議員会館の会議室で関係の自治体のトップを集めて、国土交通省なりに要請をすとか、次のステップのやり方はいろいろあるのではないかと考えています。いずれにしても、第1回目の意見交換会の趣旨でもあった小豆島がリーダーシップをとるという点は、ちゃんと心得ていきたいと思っております。

議長（秋長正幸君） 中江議員。

13番（中江 正君） かなり突っ込んだ答弁をいただきました。器が大きいもんですから、小豆島ではかなり事務的にも難しいことですが、一つは航路問題で国庫負担、これについて少しどのような方向で、補助金の問題だと思うんですけど、航路維持法はないんですね。それで、路線バス、生活路線については維持法があるんですけど、朝からずっと論議になってます制定の問題ですけど、その中で制定は議会の中でつめていってもらいたいわけですけど、現実にはそれが不可能か可能かいうのはあると思うんです。この瀬戸内の意見交換の中で、19自治体が集まって一挙に国のほうへ要望できるような議論になればありがたいなあと思っております。

それと、4つの柱の中で海を生かした観光振興、これ生活路線、観光バス、貸し切りバス維持についても、いわゆる陸、海上交通は車で言うと両輪のごとくであります。やはり、小豆島も離島ですから、船が通っても中で観光できる貸し切りバス、観光バスが路線バスを中心に生かして観光、貸し切りとかそういうのが走っているわけですが、福祉バスは別として、そのような中で、海を生かした観光振興

の中で陸上交通、これらを含めてお話しはできるものかできないもんか、お尋ねしたいと思います。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） 来年、瀬戸内海の80周年ということで、いろんな機会があるだろうということもあるんですけども、実は四国運輸局とかで活躍した旧運輸省の人たちが東京に帰って中枢のポストを占めてくれてまして、彼らは小豆島の海の交通とか陸の交通のことを熟知してくれています。そして、瀬戸内海の島と島と、陸と島をつなぐ新しい観光もつくらなければいけないというようなことで、要職で仕事をしてきてます。私も時々行っては、その皆さんと意見交換してますので、今議員が指摘されたような航路の問題、それだけじゃなくて陸上交通とセットして瀬戸内海の観光を考えると、ちゃんと国にはそういうことは伝わってると思いますし、彼らとも一緒になって考えていこうと思っているところでございます。

議長（秋長正幸君） 中江議員。

13番（中江 正君） 首長が言ようるわけですけど、小豆島は一つにならにゃいかんと思うんですけど、やっぱり考え方の相違、土庄町と小豆島町、この間がやはり完全に一つになってないと僕は思っております。だから、せっかくの機会ですから、土庄町との足並み、これがしっかりしてなければ、土台がしっかりしてなければ、ばらばらでまちまちの要件を言ったりするという可能性もなきにしもあらずですから、小豆島が一つになるということ、これ町長自身、4年目になるんですけど、土庄町と歩調を合わす、足並みを合わすということは今の時点でどうなんですか、少し聞きたいと思います、土庄町と歩調を合わす。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） 少なくとも、今議論している4つの点、観光とか航路の振興とかはもう本当に一体となって行動してます。それから、とりわけ観光については私自身が小豆島の観光協会の会長という立場に今ありまして、自分で言うのは変ですけども、旧来に比べて格段に発信力も外部の人の評価も観光政策については認めていただいているのではないかと思います。

議長（秋長正幸君） 中江議員。

13番（中江 正君） 私はよく土庄町に行くんですけど、ちまたでは何かこう少し小豆島町に負けとんじゃないん違うかなという声を多く聞くんです。だから、それなりにやっぱり町は2つあっても一つになった考え方、これを推進することは僕自身大切でないかなと思っております。

瀬戸内海の復権、新たな場所で会を行うそうですけど、ぜひとも塩田町長がリーダーシップをとって、これから発揮していただきたいと思います。これで終わりたいと思います。

議長（秋長正幸君） 6番森崇議員。

6番（森 崇君） 私からは2問質問いたしたいと思います。

最初に、公共交通の路線バスを守ろう、島民が株主の小豆島ということでお伺いします。

先日の交通問題特別委員会で、中江議員が発言されていましたが、3年前の8月に私鉄の議員団として高知県に視察に行きました。高知県の路線バス補助制度は、

生活路線、観光路線を問わず補助路線として認めており、香川県も学ぶべきだと思います。昔は定期バスの便数が多く、坂手線の20分ごとの運行は地元の利用者だけでなく、観光客も便利だと喜んでいました。地元の乗客と観光客をあわせて乗車密度を上げていました。私は、ここがポイントだと思っています。しかし、そのころから私鉄バスは斜陽産業と呼ばれていました。バス利用から自家用車の通勤となり、観光客も減りました。船と接続していた終便も早くなりました。

日本には、公共交通の定義が今もなく、もうからない路線の廃止が続き、泣いているのは免許証を持たない方、年配者や子供たちで、交通難民、買い物難民、限界集落という言葉も生まれました。

私は5年前、NHKのクローズアップ現代を見て、12月議会で全国932路線のバス廃止問題を取り上げました。当時、夕張市が財政破綻し、自治体財政健全化法が生まれ、補助できなくなった路線バスは廃止となり、年寄りが困っているという報道でした。

ここに、香川県交通機関利用促進協議会が発行した「少し考えてみませんか、クルマと公共交通のこと」という冊子がございます。これでございます。少し考えてみませんかという冊子なんですけど、琴参バス、大川バス、ことでんバス、鬼ヶ島観光自動車、小豆島バス運行路線と市町のコミュニティーバスが掲載され、利用を呼びかけるものでした。別の資料です。高知県のもなんですけど、高知県交通課、運輸政策課作成の地図です。人間の血管のように動脈と静脈が網の目のように張りめぐらされています。生活路線と観光路線の違いはわかりません。大切なことは、小豆島の路線バスは地元の利用者だけでなく、観光地であるということです。寒霞渓や二十四の瞳映画村や、今は瀬戸内芸術祭で観光客が多く訪れる地域でございます。香川県交通課に電話して聞きますと、今6市5町で37系統の路線に補助をしており、とてもやっていけないと琴参バスが二十数年前に路線バスのほとんどを廃止せ

ざるを得なかった三豊市では、11系統ものコミュニティーバスを走らせています。これは、多分交通空白地域というものが生まれて走らせたと思います。さぬき市は6系統、高松市と観音寺市と土庄町が4系統、直島町が3系統、丸亀、坂出、三木町、綾川町と小豆島町、各1系統が補助対象とのことです。路線バスは、人間生活に直結しています。少子・高齢化、商店の活性化問題など小豆島はその最前線に立っていると思います。地元の利用者をどうやって増やすのか、紅雲亭行きバスなど観光客対策も大切です。しかし、町の支援も限界があり、観光会社に任せるレベルでもないと思います。国や県の支援を強化するとともに、通勤など企業の理解を求め、利用率を高める呼びかけ、自家用車のプールも必要だと思います。地方分権といわれる時代、香川県の要望は大切だと思います。小豆島は路線バスや航路の存続、強化は活性化のためにも必須だからです。

9月6日の朝のテレビニュースでは、コトバスの運転手の健康チェックのことが報道されていました。高速ツアーバス事故以来、行われています。同じ6日の新聞には、元島バスの補助金不正受給の報道がございました。残念な出来事だと思います。交通基本法も未成立です。3年前、小豆島が中心となった瀬戸内海の復権のとき、成立すると期待していた交通基本法ですが、当時の案の中には移動の権利ということもありましたが、消えています。

路線バスは、人間生活の血管と同じでございます。オリーブや醤油を守り、小豆島活性化を目指していることに感謝していますが、路線バスはその柱だと思います。阪神航路が改善され、離島振興法の対象に指定され、改善の兆しも見えている小豆島ですが、船が着いたのにバスがないようなことがあってはならず、少数でも旅行を楽しむ島であってほしいと思います。みんなでお金を出し合って、公共交通の路線バスを守っています。島民はまさに株主だと思います。

両町が中心のオリーブバスの取り組みは、私は全国一の体制だと思っています。

2020年のオリンピックは東京に決まりました。希望に向かっていると思います。
前向きな強い決意をお聞きします。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） ご質問にありましたように、小豆島が発展、元気になっていくためには島民の足を守ること、海の交通、陸の交通、両面において足を守ることが絶対条件だと思います。

小豆島オリーブバスについては、小豆島バスが路線バス事業から撤退を表明したことを受けて、島民の皆様が立ち上がって小豆島町、土庄町、各自治会、地元企業を中心となって立ち上げたものでありまして、まさに島民がつくり上げた島民が株主の会社と言えらると思います。そのこと自体、誇っていいことだと思いますが、公共交通をめぐる環境は表現が難しいんですが、緩やかな善意の連合体で乗り切れるほど置かれてる環境は生易しくないないと思っています。島民の足を守るためには、もう少し責任の所在をはっきりさせることが不可欠だと思います。そのやり方には、民間事業者任せるというやり方もありますけれども、行政が積極的に関与したコミュニティバスといった方向に向かう、両方の案があるわけでありまして、速やかにその結論を得て島民の足を守るようにしたいと思っています。いずれにしても、小豆島オリーブバスの経営危機の目の前の事態を緊急避難的に解決することが求められておりますので、まずはそれをしつつ、並行してそもそも論についてもできるだけ早く結論を得たいと思っております。午前中も申し上げましたが、島民の皆様が公共交通を守るという気持ちで積極的に利用していただくということが何より前提条件になりますので、このようなことについても関係の皆様のご理解とご協力をお願いできればと思います。

議長（秋長正幸君） 森議員。

6番（森 崇君） 午前中に、議員ももっと利用せえということだと思うんですけど、きょうも実は迷って、自分は自家用で来たんですけど、確かにそこまで言うんやったら利用せえと言われたら、もう言いようがないというふうに思っています。

そこで、最初に質問した高知県の例です。生活路線バスじゃなくて、観光路線も補助してますよいうのを3年前にちょっと学んだんですけど、その辺についてどう思っておられるかということでお聞きしたいと思います。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） これはいろんな考え方があると思います。私は一貫して議員と同じ立場で考えてますが、一方で民間の事業者に路線バスを任せるべきだという強硬な意見もあるやに聞いてます。そこは、よく議論をして結論を得なければいけないテーマだと思います。

議長（秋長正幸君） 森議員。

6番（森 崇君） 今からちょっと報告なんですけど、元運転手でございます。最初、出勤して点呼するときには健康チェックをします、元気やと、時計、服装、所持品、これはダイヤですけど、そういう健康第一で、例えば運転中にいうことにならんとします。バスなんですけど、小型化という意見も随分あります。マイクロバスで走ってないんか、あんな空で大きいのもったいないと言われますけど、今のバスというのは左側から乗ります、当然のように。右側に非常ドアがあります。いざというときにこっちから逃げるんです。ですから、マイクロバスには非常ドア

がありません。ですから、今のバスのよさも随分わかってもらいたいし、低床バス、僕らのときはもう高かったんですけど、マルキンから乗っとる人が、発泡スチロール持ってきて、踏んでそこから上がってきたと。おばちゃん、何どいな言うたら、発泡スチロールの台にしとんやということもありましたけど、今は低床バスが多いと思います。よさもわかってもらいたいと思います。

質問なんですけど、免許証の自主返納事業いうんの費用は幾らだったでしょうか。何人ぐらいだったんでしょう、これ質問でございます。

もう一つ、今言ったように返納した方の路線、これは死守してあげなったら、ここでバスがなくなっただけではちょっといかなので、そのことについてお聞きしたいと思います。

もう一つ、これはもう随分と専門用語なんですけど、ドアインターロックでございます。これは、僕らもある程度知ったんですけど、これえらい申しわけないですが、副町長、もし聞いたことあったら言うてもらいたい。この2つです。

議長（秋長正幸君） 企画財政課長。

企画財政課長（久利佳秀君） 高齢者運転免許自主返納支援事業でございますけれども、24年度では60名の申請がございました。延べで163名の方が申請されております。24年度の決算額で申しますと、764万1千円の支出をしております。以上でございます。

議長（秋長正幸君） 副町長。

副町長（竹内章介君） ドアインターロックということですけど、ドアがあいておれば発進しようとしても発進できないと、走行中にドアがあけば、急停止するというシステムだと理解しております。

議長（秋長正幸君） 森議員。

6番（森 崇君） 本当に大変難しいと思います、路線バスを守るというのは、モータリゼーションの関係もありますから。だけど、日本全国で路線バスの問題は本当に問題になっていると思います。小豆島町として、どっかへ視察に行きたいと、どこかで学びたいということがあると思うんですけど、どこかありますでしょうか。もういっぱい苦労しとると思うんですけど。ごめんなさい、今すぐどことは言いませんけど、なかったらいいです。

議長（秋長正幸君） 企画財政課長。

企画財政課長（久利佳秀君） たちまち視察というふうなことは考えておりませんけれども、もしそういう機会があればまたご意見を賜りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（秋長正幸君） 森議員。

6番（森 崇君） 次、2番目に入りたいと思います。

幼稚園や学校などの安全体制についてでございます。

最近、幼稚園や小学校、中学校を視察する機会が増え、学校などの実態が見えるようになりました。その学校の子供たちの姿やわかりやすく工夫して教えている先生の努力も知ることができ、学校現場の視察をするのは大変よいことだと思います。ともすれば、表面を見るだけに終わってきた反省も強く感じました。

学校によりますけれども、驚くほど傷んでいる校舎なのに、辛抱し過ぎている先生もいるように思えました。トイレの水が流れないため、使用后、バケツの水で流していた学校、シロアリの壁をガムテープで覆っている学校、少し以前ですが、校

舎が傾いて卓球の球がころころ転がる学校、そのときの校長先生は校長室も同じですと見せてくれました。当時、目がおかしくなるほど斜めになっていました。その学校の壁はどこをはかっても真っすぐでした。床が傾いており、廊下などのコンクリートを切っているのを見ましたが、鉄筋が2本必要なのに1本しかありませんでした。

学校校舎の老朽化をよく耳にしますが、一般の家と比べても年数が短く、老朽化でなく手抜きでないかと思ったりします。公立の学校や病院がうまい仕事にならないためには、相当の知識と監視が必要に思います。

子供は地域の宝です。子供たちのために必死に頑張っている先生や親御さんの姿が浮かんできました。特定するのは避けて質問しますが、安全性の問題です。狭いために不自由している保育所や幼稚園を見かけます。改善すべきと思うのは、ある幼稚園の物置が約4メートルもの高いところにあり、階段もなく、真っすぐになった鉄のはしごで転落防止もなく危険でございます。先生や親御さんが高いところに登らざるを得ないまま、時が過ぎてきたようです。必要なとき、気をつけて作業しているのですが、もしもの転落の可能性があり、即刻改善が必要に思いました。財政的にやむを得ないで放置できない問題だと思います。教育長の考えをお聞きします。

議長（秋長正幸君） 教育長。

教育長（後藤 巧君） 子供たちにとって、安全・安心な学校づくりは非常に重要であります。学校施設等の耐震化については、最優先課題と考え取り組んできております。

本町におきましては、新耐震基準に適合しない昭和56年以前の建築物について、平成16年から順次耐震診断を実施し、その結果よって耐震補強工事を行ってまい

りました。幼稚園については、6園で8棟のうち、昭和56年以前の建築である4棟について、耐震診断を実施した結果、耐震性があることが確認されております。

小・中学校においては、6校19棟ございますが、内海中学校の改築事業を初め、全ての学校において耐震補強工事を実施した結果、本年度実施の星城小学校体育館補強工事が完了する9月末で、耐震化率が100%になります。

また、これまでの学校施設の耐震補強工事において、必要に応じて改修や修繕工事を実施してきておりますし、24年度には空調設備の整備も実施しており、ある程度の教育環境は確保できているものと思います。

しかしながら、内海中学校を除いて、各施設とも相当の年数が経過した建物でございますので、今後も必要な改修及び修繕工事を実施していく必要があります。

翌年度の予算要求に際しては、これまでどおり各小・中学校、各幼稚園等から施設の修繕や備品購入等の要望を取りまとめ、教育委員による現地視察を行い、必要不可欠かつ緊急度の高いものから優先順位をつけて計画的に実施してまいります。

ご質問にあります幼稚園については、現在業者に見積もりを依頼し、施工方法について検討しておりますので、その結果により、早急に対応いたします。

一方で、就学前教育検討委員会において、平成28年度を目標に、幼・保一元化の検討を行っておりますので、保育所等の施設面での保育環境の確保につきましては、いましばらく時間をいただきたいと存じます。

また、緊急を要する修繕等が必要となる場合もございますので、補正予算での措置を含めて、できる限り迅速に対応するなど、子供たちの安全・安心を最優先に考えて、学校施設等の維持管理に努めてまいります。

議長（秋長正幸君） 森議員。

6番（森 崇君） 僕らもほんまにたまにしか行かないんですけど、毎日おる

先生がいろんな実態を知ってると思いますんで、その辺はよろしくお願ひしたいと
思います。以上で終わります。

議長（秋長正幸君） 3番大川新也議員。

3番（大川新也君） 私のほうから2問ほど質問させていただきます。

まず最初に、新内海ダムの総事業費はということです。

先々月になりますか、6月の県議会環境建設委員会で、細谷県土木部長の答弁で、
新内海ダムの総事業費が当初見込みの185億円から63億円圧縮され、122億円と
なる見通しが明らかにされました。それに伴い、国、県、そして町の費用負担が軽
減されるとありました。詳細な内容をもっと町民に公表すべきではないかと思いま
すが、いかがでしょうか。

町民の間では、当初示されました総事業費185億円が、まだそのまま使ったとい
うふうな感情がかなりひとり歩きしているように考えられます。町としても、町の
負担が3億円近い金額だと思いますが、減っていきました。そういう点から、も
う少し県議会の便りの中には小さく載っておりました。四国新聞にも掲載はされま
した、その記事は。しかし、町民にとってはそこまで見てない方もおると思います。
建設当初、185億円が税金の無駄遣いというふうなことで、かなり強く言われまし
た。そういうふうなことをやっぱり払拭するためにも、町としてあくまでもこれは
見通しですけど、もう少し広報で掲載するとか、そういう方法がとれるのではな
いかなと。まだ185億円という数字は頭からのいていませんで、そのあたりの対
応、また圧縮の原因等も新聞または県議会だよりで多少は載っておりましたが、実
際にどれぐらい、本体工事にどれぐらいのところは実際は金額が圧縮されたとか、

地元の土地の賠償の代金がこれくらいかかったと、圧縮されたとか、63億円という大きな数字ですので、そのあたりをもう少し詳細な説明をいただきたいと思いますが、お願いいたします。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） 大川議員の質問にお答えをいたします。

新内海ダムは竣工式を終え、試験湛水期間にありますけれども、来年の夏前に終了し、供用を開始する見込みとなっております。

町議会を初め、地元の関係の皆様のご理解とご支援により、大変難しい課題でありましたが、大事業をなし得ることができましたことを改めてこの場をかりて感謝を申し上げたいと思います。

新内海ダムの事業費につきましては、議員のご指摘のとおり、事業費の大幅な縮減が見込まれる状況となっております。小豆島町の負担割合は、事業費の4.8%に相当する5億8千万円程度となり、当初の想定からしますと、3割程度の縮減になる見込みでございます。そのような状況について、町民の方に知ってもらうという意味では、きょうのようなやりとりは大変有効、有意義だと思いますし、いろんな機会を通じて新内海ダムがどういう状況なのかということの一つとして、事業費の相当程度の縮減ができたことも積極的に公表していかなければならないと思っております。

詳細は担当課長から説明をさせます。

議長（秋長正幸君） 水道課長。

水道課長（唐橋幹隆君） 新内海ダムの総事業費の縮減、これにつきましてはことし6月の県議会環境建設委員会の答弁で明らかにされたものであり、6月25日

に四国新聞が報道したところであります。

全ての事業がまだ完了しておりませんので、現段階での総事業費はあくまで見通しにすぎませんが、総事業費が確定した時点で、県と協議して詳細を公表してまいります。

次に、総事業費が縮減の理由につきましては、当初事業費を算定した平成17年ごろの積算額に比べ、公共投資の変化、デフレによる資材単価が低下したほか、ダム基礎岩盤にセメントミルクを注入して水をとめる止水処理の施工数量の減少、新技術である造成アバットメントの導入によるダム左岸側の掘削量の減少、またダム本体工事の入札の結果生じた請負差金などにより、大きく低減できる見込みとなったと、こういうふう聞いております。以上です。

議長（秋長正幸君） 大川議員。

3番（大川新也君） もう少し詳しく数字的なものはわかりませんか。賠償金、地元にとりだけの土地に対する賠償金を払われたとか、本体工事の企業体、飛鳥の企業体の本体工事は終わりましたから、それへの支払い額とか、そういうことはもう少し詳しくは出ないですか。

議長（秋長正幸君） 水道課長。

水道課長（唐橋幹隆君） 事業はまだ完了しておりませんので、あくまで見込みということで説明させてもらいたいと思います。

総事業費が約122億円ということで、内訳につきましては、ダムや周辺整備工事、これらの工事費として約70億円、測量や設計などの調査費、これは約17億円、用地買収などの費用として約16億円、附帯道路等の工事費として約14億円で、残りが事務費というふう聞いております。以上です。

議長（秋長正幸君） 大川議員。

3番（大川新也君） ありがとうございます。あくまでもこれは見込みということですが、これを現時点で広報等で公表する考えはあるかないかはいかがですか。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） 見込みとして公表すべきだと思います。

議長（秋長正幸君） 大川議員。

3番（大川新也君） 県のほうに聞きますと、ダムの開発ニュースで少し触れるというふうな話も聞きましたが、ぜひあくまでも見込みですがということで公表いただけたら、また議会だよりも多少は私のほうから載せたいと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、2点目、瀬戸芸への質問ですが、午前中からも3名の方が質問されました。私もまた瀬戸芸で同じような答弁になるかと思いますが、よろしく願いいたします。

瀬戸芸「小豆島まだ夏会期」とはと題しておりますが、9月1日に瀬戸芸夏会期が閉幕しました。小豆島には、8万4,000人近くの多くの方が訪れ、にぎわったことと思います。しかし、2日の報道で、「小豆島まだ夏会期」と銘打ち、作品の継続公開が発表されました。春会期に続き、夏会期の継続の判断はどのあたりでされているのでしょうか。また、議会等にはそういうなお話はなかったと思いますが、どのあたりで判断されたとお聞きしたいと思います。

また、その継続に伴い、多くの問題が発生すると思われます。まずは、警備等の

人件費、また鑑賞料、今までの会期中は鑑賞料を取っておったのが、会期以外ですので、募金箱に募金を入れていただくというふうなことで、来られた方の公平さが出てくるのではないかなと。また、職員も当然継続されるということが職員の勤務体制にも負担がかかってくるんじゃないかなというふうに考えますが、いかがでしょうか。

また、先日これ企画財政のほうからですか、民話集を冊子にしたやつを送っていただいたんですけど、あれは素晴らしいことだなと思います。ちょっと余計かもわかりませんが、あの民話集で、また島の子供たちにあれを一つずつ読んで聞かせるような島の昔の歴史を知らせるにはいいことだと思いますので、つけ加えておきますが、以上です。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） 瀬戸内国際芸術祭の関係の質問をいただきましたが、現在も「小豆島まだ夏会期」ということで、作品の公開を続けておりますけれども、この趣旨は今回の芸術祭は小豆島に大変たくさんの素晴らしい作品があり、現に公開できる状態でありますので、せっかくの作品ですので、できるだけ多くの人に見ていただく、小豆島には9月であれ、6月であれ、大勢の観光客が来られてますので、そういうせっかく来られた観光客の方が作品を見られないということではなくて、ぜひ作品を見て小豆島を楽しんでいただきたいということとか、あるいは小豆島は会場が大変広いので、一回だけで全ての作品を見ることはできませんし、会期外ですと、ゆったりと見れるというようなこともありまして、実行委員会の了解も得て、会期外も公開が可能な作品については公開をしております。

例えば、福武ハウスとか、馬木キャンプとか、スタジオLとか、そういうところは閉鎖にしておりますし、住民の皆さんがしているお接待のようなことも会期外は

行っておりません。作品の管理とかが必要なんですけれども、基本的には会期中に雇用している臨時職員の方を継続雇用しております。その人たちのための人件費が必要になるんですけれども、これらの経費につきましては、当初予算と5月の補正予算で説明し、計上し、ご議決をいただいているところでございます。鑑賞料についても、期間外をどうするかという問題、大変これ微妙で難しい問題だったんですけれども、実行委員会と相談しまして、基本は無料で観光振興のための小豆島観光協会の寄付として扱うことで差し支えないという回答をいただきましたので、そのようにして行っているところでございます。

職員の方には、本当にご苦勞かけているんですけれども、会期外についてはできるだけ負担がないような配慮もしてつもりでございますが、詳細は担当課長から説明を申し上げます。

議長（秋長正幸君） 企画財政課長。

企画財政課長（久利佳秀君） まず、期間外の人件費等についてでございますけれども、先ほども町長からご説明ありましたように、各港の案内所、それから各作品展示場所での管理人、そういった方、それから警備、そういった形の雇用、また業者委託等をしております。それが合計しますと、まだ春会期の89日間、それからまだ夏会期に当たります、この33日間、合わせまして予算ベースで2,941万8千円の予算を見積もっております。

次のご質問であります、鑑賞料につきましてですけれども、観光協会のほうの募金ということでいただいております、まだ春会期分として約147万9千円、まだ夏会期としましては、きのうまでですけれども、27万4千円、合わせて175万3千円ほどの今現時点では募金をいただいておりますと観光協会から聞いております。

それから、職員の勤務体制でございますけれども、まだ夏会期中につきましても、作品の管理、特に坂手のアンガーフロムザボトムにつきましても、機械操作等がございますので、これにつきましては瀬戸芸推進室の坂手地区の担当者が交代で当たっておりますのと、土日祝日には推進室でない管理職の者が半日交代で2人体制というふうな形で今当番で当たっております。

もう一点、醬の郷の馬木キャンプですけれども、これを土日祝日だけ今あけているようなルールにしております。その際には、瀬戸芸推進室の醬の郷の担当者が1名、これも交代ですけれども、1名ずつ当番で出るような形にしております。そういう形で、職員には多少負担はかかっておりますけれども、朝の質問にもお答えしましたが、瀬戸芸推進室の人員を増やすことによって、極力1人の職員には負担かからないような形で、健康には配慮して当番に当たらせておりますので、ご理解いただきたいと思います。以上です。

議長（秋長正幸君） 大川議員。

3番（大川新也君） 詳しくありがとうございました。私が言いたいのは、要は職員、この夏大変暑かったんですけど、そのときに一生懸命瀬戸芸のほうも通常の業務も頑張られておりました。疲れ切った顔をよく見たのを覚えておりますので、特に職員の健康管理、お金を、残業手当を払うから、時間外払うからいうんじゃないしに、やはり職員の健康管理も心が通うような職場にしてほしいなというのを一番に思います。本当にこの夏は暑かったんで、職員の方は大変だったと思います。それがまた、これまだ夏会期で続くのかなというふうに私も思っておりましたので、質問させていただきましたが、こういうな人員を増やすとか、そういうことで一安心しております。以上で質問を終わります。

議長（秋長正幸君） 以上で一般質問を終わります。

暫時休憩します。14時10分から再開いたします。

休憩 午後1時58分

再開 午後2時08分

議長（秋長正幸君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第5 報告第5号 平成24年度決算における小豆島町健全化判断比率  
について

日程第6 報告第6号 平成24年度小豆島町簡易水道事業特別会計決算に  
おける資金不足比率について

日程第7 報告第7号 平成24年度小豆島町水道事業会計決算における資  
金不足比率について

日程第8 報告第8号 平成24年度小豆島町病院事業会計決算における資  
金不足比率について

日程第9 報告第9号 平成24年度小豆島町介護老人保健施設事業会計決  
算における資金不足比率について

議長（秋長正幸君） 日程第5、報告第5号平成24年度決算における小豆島町健全化判断比率についてから日程第9、報告第9号平成24年度小豆島町介護老人保健施設事業会計決算における資金不足比率についてまでは相関する案件でありますので、あわせて報告を求めます。町長。

町長（塩田幸雄君） 報告第5号平成24年度決算における小豆島町健全化判断

比率についてのご説明を申し上げます。

報告第 5 号は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づき、地方公共団体の財政の健全性をチェックするための 4 つの健全化判断比率について報告するものです。

なお、報告第 6 号から第 9 号につきましては、本町の簡易水道事業特別会計と 3 つの公営企業会計の資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定に基づき報告するものであります。

報告内容につきましては、担当課長から順次説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（秋長正幸君） 日程第 5、報告第 5 号平成 24 年度決算における小豆島町健全化判断比率について内容説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（久利佳秀君） 報告第 5 号平成 24 年度決算における小豆島町健全化判断比率についてご報告申し上げます。

上程議案集の 2 ページをお願いいたします。

まず、健全化判断比率 4 指標のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率であります。普通会計における標準財政規模に占める実質赤字の比率を示す実質赤字比率につきましては、実質収支額が黒字となっており、財政健全化計画の基準値 14.7% 以上、財政再生計画の基準値 20% 以上には該当しておりません。

次に、公営企業会計を含めた全会計の実質赤字額や資金不足額を標準財政規模に対し、どの程度の比率を占めているかを見る連結実質赤字比率につきましても、実質収支額等が黒字となっており、これも財政健全化計画の基準値 19.7% 以上、財政再生計画の基準値 30% 以上には該当しておりません。

次に、実質公債費比率であります。この指標は、総務省が平成 18 年度から導入

した新しい財政指標で、自治体収入に対する借金返済額の比率を示すものであります。その特徴としては、従来の起債許可制限比率には反映されなかった一般会計からの特別会計への公債費繰出金も含まれ、各自治体の財務実態をより正確に把握できるものとしております。

平成 17 年度決算におきましては、ご承知のとおり、県下 4 市町が 18% を超え、本町におきましても 18.2% ということで、その中に入っていたわけですが、24 年度決算ではここにありますように 6.5% となり、17 年度に比べは 11.7 ポイント、前年度に比べましても 1.1 ポイント改善されております。毎年度において改善が見られるわけですが、この要因につきましては、公債費償還の大きなピークを越えたこと、また中期財政計画や公債費負担適正化計画に基づき、新規発行額を抑制したこと、さらには過疎対策事業債や合併特例債など有利な地方債を活用した結果であると考えております。

次に 4 つ目、将来負担比率であります。この指標は、地方債残高のほか、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債が標準財政規模に対してどの程度の比率を占めているかを示すもので、平成 24 年度決算におきましては、分子となる将来負担額から充当可能財源を控除した値がマイナスとなったことから、バーの表示となっております。これは基金残高が増加したことに加え、後年度に交付税措置される地方債の残高が多いことが主な要因となっております。この指標については、財政健全化計画の基準値のみが定められておりまして、その基準値は 350% 以上となっております。基準値を大幅に下回っております。

このように、平成 24 年度決算において、健全化判断比率につきましては、全てクリアできており、問題はございません。

なお、監査委員の意見につきましては、別冊の財政健全化・経営健全化審査意見書の 1 ページから 2 ページに記載しておりますので、ご参照ください。以上、簡単

ではありますが、平成 24 年度決算における小豆島町健全化判断比率についての報告を終わらせていただきます。

~~~~~

議長（秋長正幸君） 日程第 6、報告第 6 号平成 24 年度小豆島町簡易水道事業特別会計決算における資金不足比率について内容説明を求めます。水道課長。

水道課長（唐橋幹隆君） 報告第 6 号平成 24 年度小豆島町簡易水道事業特別会計決算における資金不足比率についてご説明いたします。

上程議案集の 4 ページをお開きください。

簡易水道特別会計は、一般会計と同様に現金主義会計で、企業会計制度を適用していません。この場合については、歳入から歳出を控除した決算の剰余額から支払い繰り延べ、事業繰越額を控除し、建設改良費以外に充当させた起債残高を加えたものをもって、法非適用の公営企業会計の資金不足額としております。

平成 24 年度小豆島町簡易水道事業特別会計決算書では、歳入総額 1 億 4,584 万円の内訳は、1 款の使用料及び手数料から 8 款の町債までの合計でございます。歳出総額 1 億 1,869 万 4 千円は 1 款の総務費から 4 款の予備費までの合計であります。歳入総額から歳出総額を差し引き、2,714 万 6 千円の黒字となっております。簡易水道事業においては、支払い繰り延べ、事業繰り越しはなく、また建設改良費以外に充当させた起債もありませんので、黒字額 2,714 万 6 千円が資金剰余となるため、資金不足比率は発生しておりません。以上、簡単ですが説明を終わります。

~~~~~

議長（秋長正幸君） 日程第 7、報告第 7 号平成 24 年度小豆島町水道事業会計

決算における資金不足比率について内容説明を求めます。水道課長。

水道課長（唐橋幹隆君） 報告第7号平成24年度水道事業会計決算における資金不足比率についてご説明いたします。

上程議案集の6ページをお開きください。

流動負債3,687万3千円は、決算書の12ページ、上から11行目、流動負債の合計の数字です。内訳は、(2)の未払金3,576万771円と(3)のその他流動負債の111万1,820円で丸めた数字であります。

流動資産16億2,370万5千円は、決算書11ページ、下から2行目の流動資産の額であります。内訳は、(1)の現金預金15億8,709万7,657円から(4)のその他流動資産までの合計であります。

資料に戻っていただき、(8)の15億8,683万2千円は、流動資産から流動負債を差し引いた資金剰余額であります。(10)の額4億7,079万7千円は、決算書の営業収益の額から受託工事収益などを差し引いた額で、内訳につきましては(1)給水収益の4億6,791万9千円と(3)のその他営業収益のうち、消火栓の144万9千円、簡水事務費の50万円、広域からの公園管理負担金50万円、手数料の42万9千円の合計であります。

最後の欄の標準財政規模費の28.8%は、(8)の資金剰余額の町の標準財政規模55億138万1千円に対する割合であります。資金不足額を事業の規模で除したものが資金不足率となりますが、水道事業会計では資金不足額がなく、資金不足比率は発生はしておりません。以上、簡単ですが説明を終わります。

~~~~~

議長（秋長正幸君） 日程第8、報告第8号平成24年度小豆島町病院事業会計

決算における資金不足比率について内容説明を求めます。内海病院事務長。

内海病院事務長（岡本達志君） 報告第 8 号平成 24 年度小豆島町病院事業会計
決算における資金不足比率等についてご説明いたします。

上程議案集の 8 ページをお開きください。

公営企業会計におきましては、流動負債の額が流動資産の額を上回りますと、資金不足額が生じているということになります。また、資金不足比率は資金不足額を事業の規模、病院事業の場合は医業収益の額となりますが、それで割ることにより求められます。

したがいまして、小豆島町病院事業会計におきましては、表にありますように、(1)の流動負債の額 1 億 4,137 万 3 千円から(2)の流動資産の額 5 億 7,072 万 4 千円を控除した額、(6)の額がマイナスの 4 億 2,935 万 1 千円となっておりまして、流動資産のほうが多いということになっておりますから、資金不足額は生じておりません。そのため、病院事業会計におきましては、資金不足比率については該当いたしません。以上、簡単ですが、資金不足比率についての説明を終わります。

~~~~~

議長（秋長正幸君） 日程第 9、報告第 9 号平成 24 年度小豆島町介護老人保健施設事業会計決算における資金不足比率について内容説明を求めます。老健事務長。

介護老人保健施設事務長（堀内宏美君） 報告第 9 号平成 24 年度小豆島町介護老人保健施設事業会計決算における資金不足比率についてご説明をいたします。

上程議案集 10 ページをお願いいたします。あわせて、介護老人保健施設事業決算書の 9、10 ページの貸借対照表をお開きください。

表 1 中、流動負債 902 万 1 千円は、決算書の 10 ページ、上から 4 行目、流動負

債合計の数字でございます。内訳は、未払金 852 万 1,047 円とその他の流動負債の 50 万円でございます。

表 3 中、流動資産 2 億 6,273 万 9 千円は、決算書の 9 ページ、下から 2 行目、流動資産合計で、内訳は現金預金の 2 億 1,679 万 2,823 円と未収金の 4,544 万 5,896 円と、有価証券の 50 万円でございます。

次に、表 8 の 2 億 5,371 万 8 千円、この数字は流動資産から流動負債を引いた額で、資本剰余額でございます。表 10 の 3 億 460 万 3 千円、これは決算書 5 ページの施設運営事業収益合計の数字でございます。

最後の欄、標準財政規模費 4.6%、これは 8 の 2 億 5,371 万 8 千円が小豆島町の標準財政規模に占める割合でございます。以上のように、介護老人保健施設事業会計は資金剰余額があり、資金不足比率は発生しておりません。以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。

~~~~~

日程第 10 報告第 10 号 専決処分の報告について(町の債権の支払請求に係る訴えの提起及び裁判上の和解について)

議長(秋長正幸君) 日程第 10、報告第 10 号専決処分の報告について(町の債権の支払請求に係る訴えの提起及び裁判上の和解について)内容説明を求めます。
町長。

町長(塩田幸雄君) 報告第 10 号専決処分の報告についてご説明を申し上げます。

町の債権の支払い請求に係る訴えの提起及び裁判上の和解について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分いたしましたので、同条第 2 項の規定により

議会に報告するものであります。

内容につきましては、担当室長から説明させます。

議長（秋長正幸君） 出納室長。

出納室長（谷部達海君） 報告第 10 号専決処分の報告についてご説明を申し上げます。

お手元の上程議案集 11 ページをお開きいただきたいと思います。

報告第 10 号につきましては、収納対策室から催告によって小豆島町の債権に属する病院診療費の納付を求める請求を行ったものの、納付を履行せず、また納付相談にも応じなかったことから、納付意識が極めて低いと判断し、土庄簡易裁判所書記官宛てに町の債権に係る支払いを求めた支払い督促を申し立てていたものでございます。

上程議案集の 12 ページをお開きいただきたいと思います。

まず、1 の町の債権の支払い請求に係る訴えの提起についてでございます。

支払い督促申し立て日、平成 25 年 7 月 10 日。請求の相手方、香川県小豆郡■■■■■■■■■■
■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■氏。

3、請求の趣旨。病院診療費 48 万 2,540 円及び支払い申し立て手続費用 4,430 円を支払うこと。

経緯といたしましては、債務者である■■■■■■■■■■氏に対して平成 25 年 7 月 10 日に支払い督促を申し立てておりましたが、同年 7 月 30 日■■■■■■■■■■氏より、適法な督促異議申し立てが土庄簡易裁判所へ提出されたことから、民事訴訟法第 395 条の規定に基づき、支払い督促の申し立て時に訴えの提起があったものとみなされ、通常訴訟へ移行したものでございます。

お手元の上程議案集の 13 ページをお開きいただきたいと思います。

次に、2の町の債権の支払い請求に係る裁判上の和解についてでございます。

先ほど、報告をさせていただきました民事訴訟法第395条の規定により、支払い督促の申し立て時に訴えの提起があったものとみなされた町の債権に係る支払い請求において、通常訴訟への移行後、土庄簡易裁判所において同年9月2日に開かれた口頭弁論の結果、町の債権額及びその支払い方法等に関し、双方合意の上、和解が成立したものであります。

和解の概要としましては、請求の相手方である■■■■氏と、滞納する病院診療費48万2,540円と申し立て手続費用及び訴訟移行に伴う経費6,930円の合計48万9,470円を和解事項のとおり、今後分割で支払いことで和解を行ったものでございます。以上のことから、議会の議決により指定された町長の専決処分事項に該当いたしますので、専決処分を行ったものでございます。以上、ご報告申し上げます。

~~~~~

日程第11 報告第11号 小豆島町土地開発公社の清算結了報告について

議長（秋長正幸君） 日程第11、報告第11号小豆島町土地開発公社の清算結了報告について内容説明を求めます。町長。

町長（塩田幸雄君） 報告第11号小豆島町土地開発公社の清算結了報告についてご説明を申し上げます。

第1回定例会で解散の決議をいただきました土地開発公社について、このたび保有財産等の清算が終了しましたので、議会に報告するものであります。

内容につきましては、副町長から説明させます。

議長（秋長正幸君） 副町長。

副町長（竹内章介君） 報告第 11 号小豆島町土地開発公社の清算結了報告についてご説明を申し上げます。

上程議案集の 14 ページでございます。

小豆島町土地開発公社は、本年 1 月開催の公社理事会において解散が承認され、小豆島町議会 3 月定例会で議決をいただきました。

その後の経過ですが、香川県知事に対して解散認可申請を行い、認可を受けまして 3 月 31 日付で解散となりました。しかしながら、解散に伴います公社残余財産の清算が必要であり、理事長でありました副町長を代表清算人とする清算人会をつくり、解散公告を行うとともに、債権があれば申し出るよう、2 カ月間公告を行いました。その結果、債権の申し出はなく、15 ページにありますとおり、町からの出資金 500 万円と利息などの積み重ねであります準備金 1,124 万 4,533 円を合わせました、1,624 万 4,533 円が残余財産として残り、小豆島町土地開発公社定款第 25 条第 2 項の規定に基づき、小豆島町に帰属させようとするものであります。このことにつきましては、本日上程されております補正予算の歳入で議決をお願いすることになっております。土地開発公社の経営状況は、書類を作成し、議会に提出することになっておりますが、今回は清算ということで議会への報告事項とさせていただきます。以上で説明を終わります。

議長（秋長正幸君） 以上で報告を終わります。

~~~~~

日程第 12 議案第 64 号 平成 24 年度小豆島町歳入歳出決算認定について

議長（秋長正幸君） 次、日程第 12、議案第 64 号平成 24 年度小豆島町歳入歳

出決算認定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長(塩田幸雄君) 議案第64号平成24年度小豆島町歳入歳出決算認定について提案理由のご説明を申し上げます。

一般会計及び国保会計などの7つの特別会計並びに3つの公営企業会計の歳入歳出決算が調製されましたので、地方自治法及び公営企業法の規定に基づき議会の認定を求めるものでございます。

決算の概要につきましては、それぞれ担当部長及び課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長(秋長正幸君) 企画振興部長。

企画振興部長(大江正彦君) 議案第64号平成24年度小豆島町歳入歳出決算認定についてご説明を申し上げます。

歳入歳出の詳細な内容につきましては、例年決算特別委員会が設置されまして、そちらのほうでそれぞれ関係課から詳細な説明がございますので、私のほうからは決算の概要について、施策の成果の財政編によりましてご説明を申し上げます。

施策の成果の2ページをお開きください。

一般会計の決算の状況ではありますが、他団体との比較や性質別経費の分析が可能な決算統計の数値をもとにご説明させていただきますので、一部決算書との数値に乖離がございますことをまずもってお断り申し上げます。

まず、平成24年度の決算額は歳入総額(a)でございますけれども、96億2,906万5千円、歳出総額(b)は89億2,966万1千円でございます。また、(c)広域連合に派遣している人件費と広域連合からの人件費負担金560万9千円、及び(d)の広域連合から受託して実施する健康診査費用と事業負担金1,030万1千円を歳入

歳出からそれぞれ控除いたしまして、普通会計の歳入総額（ e ）が 96 億 1,315 万 5 千円、歳出総額（ f ）が 89 億 1,375 万 1 千円となっております。

形式収支でございますけれども、（ g ）でございますけれども、 6 億 9,940 万 4 千円で、これから繰越明許した事業の財源（ h ）の 8,285 万 7 千円並びに事業繰り越しとなりました財源（ j ） 50 万 3 千円を差し引きまして、決算統計における実質収支（ k ）は 6 億 1,604 万 4 千円の黒字でございます。実質収支のうち、地方自治法の規定によります基金繰入額につきましては、昨年度と同様に決算上剰余金である実質収支 6 億 1,604 万 4 千円の 2 分の 1 以上の額、今回の場合 3 億 1 千万円でございますけれども、それを減債基金に積み立てるべく、今回の定例会に補正予算案を計上いたしております。

単年度収支の（ l ）は、本年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額でマイナスの 2 億 4,723 万 1 千円の赤字でございます。この中には、財政調整基金への積立金 586 万 4 千円が含まれておりまして、実質単年度収支といたしましては、 2 億 4,136 万 7 千円の赤字でございます。前年度も 4,136 万 6 千円の赤字でございましたので、実質単年度収支は 2 年連続の赤字となっておりますけれども、このあたりの指標につきましては、前年度の決算に大きく左右されるといったことでございまして、たちまち当該年度の決算のよしあしに直結するものではございませんので、現時点では安定的な財政状況が保てているものと考えております。ただ、今後におきましては、新病院の建設でありますとか、消防庁舎の建てかえ、またし尿処理施設の改修など非常に大規模な事業が控えておりますし、内海病院の跡地利用、また小豆島高校の跡地利用、庁舎整備、こういった課題もたくさんございますので、このあたりが具体化してまいりますと、大きな財政支出が予想されるということでございますので、必ずしも楽観視できないというふうに考えております。

次に、 8 ページの財政指標をご覧ください。

財政指標につきましては、ご覧いただいたとおり、個々の数値は悪化したものあるいは好転したものでございます。極端な変化はございませんけれども、積立金現在高をご覧いただきたいんですけれども、決算上剰余金の積み立てなどによりまして、減債基金の残高が5億3,483万9千円増加しておりまして、この8ページには載っておりませんが、特定目的基金も含めました基金全体といたしましても、6億1,320万円増の59億3,168万5千円となっております。このあたりは、決算書の240、241ページに各基金ごとの年度内増減や年度末現在高が記載されておりますので、ご確認いただけたらと思います。

一方、地方債現在高でございますけれども、光ファイバー網の整備事業あるいは坂手港の再度ゲート建設事業、植松都市下水道建設事業など昨年度におきましては大型事業がございましたので、3億5,010万円の増となっております。また、債務負担行為の翌年度以降支出予定額の、昨年度末にみさき園大規模改修事業の債務負担行為を設定いたしましたことによりまして、3億6,909万円の増となっております。平たく申しますと、貯金も増えた一方で、借金も増えたという状況でございますけれども、実質公債費比率が7.6%から6.5%に下がっておりますように、有利な地方債の活用によりまして、実質的な将来負担は抑えられているものと考えております。以上が一般会計の決算の概要でございます。

次に、6、7ページの特別会計決算状況の概要について、ごく簡単にご説明を申し上げます。

特別会計は、国民健康保険事業特別会計から簡易水道事業特別会計までの7会計でございます。実質収支は、収支均衡も含めまして全会計黒字となっております。実質の赤字、黒字を見る実質単年度収支は、国保、後期高齢者医療の2会計で赤字となっております。特に国保会計では、1億6,547万2千円の非常に大きな赤字でございます。赤字幅も前年度の1.5倍超に拡大傾向にあるということでございます。

これに伴いまして、国保会計の財政調整基金の取り崩しがございまして、この残高が急速に減少をしておる状況でございますので、このままでは近い将来安定的な事業運営を続けられなくなることが危惧される状況でありますので、今後非常に注意を要するものでございます。以上が平成 24 年度の一般会計及び 7 つの特別会計の決算概要でございます。

なお、3 つの企業会計の決算状況につきましては、それぞれ担当課長並びに担当事務長からご説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 水道課長。

水道課長（唐橋幹隆君） 平成 24 年度小豆島町水道事業決算につきまして概要をご説明申し上げます。

別冊の薄い小豆島町水道事業会計決算書の 23 ページをおあけください。

このページでは平成 24 年度小豆島町水道事業報告書といたしまして、業務、建設改良、経理について記載をいたしております。

まず、業務につきましては、年間を通して降雨が少なく、水源である殿川ダム、内海ダム、粟地ダムとも例年以下の貯水量で推移したことから、吉田ダムからの取水量を増量することにより、給水を維持することができました。年間総配水量は 226 万 590 立米で、前年比 1.9% の減となり、有収率は 86% となっており、前年度を 1.24 ポイント改善いたしました。

次に、建設改良でございますが、内海ダム再開発事業の利水分負担金を初め、導水管、送水管、配水管の布設事業、国道や町道の改良時期に合わせた配管の布設がえなど、効率的な施工を心がけて工事を実施しました。

次に、経理についてご説明いたします。

収益的収入での税抜きでの総収益は 4 億 7,641 万 8,325 円となり、このうち給水

収益は4億6,791万9,320円です。前年度に対して137万7,337円の減となっております。これは、宿泊施設や工場での使用量が減少したことが一因と思われます。

一方、事業費用は4億1,056万9,738円で、前年度の決算合計額と比較すると1,879万4,586円増加しており、これは平成23年度に竣工した内海浄水場電気計装設備の減価償却によるものが主な要因となっております。

この結果、当年度純利益は6,584万8,587円となりましたので、前年度繰越利益剰余金1億957万448円と合わせて当年度未処分利益剰余金は1億7,541万9,035円となります。

次に、資金的収入及び支出については3ページ、4ページでご説明いたします。

収入では、第1項企業債、第2項出資金、第3項補助金は内海ダム再開発事業の利水分負担金などに係るものでございます。

第4項の負担金は、かんかけ配水池移転関連の香川県からの補償金と原簡水統合に充当した起債の償還に係る元本分に対する一般会計からの繰り入れでございます。

第5項の水道分担金は、新規需要家の加入分担金でございます。

また、第6項の長期貸付金返還金は、簡易水道に対する貸付金に対する返還金でございます。

一方、支出では、第1項の建設改良費は、主なもので内海ダム再開発事業の負担金、導水管及び配水管の更新に係るものなどがございます。

第2項は、過去の借り入れしております企業債の償還金となっております。

この結果、支出欄の枠下に記載しておりますように、収入額が支出額に対し不足する額は過年度分損益勘定留保資金と減債積立金及び当年度分消費税及び地方消費税、資金的収支調整額で補填いたしました。以上が水道事業会計の概要でございます。

なお、翌年度繰越額はダム事業に係る建設改良繰り越しでございます。以上、簡単でございますが、ご説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 内海病院事務長。

内海病院事務長（岡本達志君） 平成 24 年度小豆島町病院事業会計決算の概要についてご説明させていただきます。

別冊の小豆島町病院事業決算書の 21 ページをお開きいただきたいと思います。

まず、医療業務ですが、入院患者数は延べ 3 万 9,974 人で、前年度に比べまして 280 人、0.7%減少しました。1 日平均では 0.5 人減の 109.5 人となっております。外来患者数は延べ 8 万 9,137 人で、前年度に比べまして 820 人、0.9%増加しております。1 日平均では、1.9 人増の 363.8 人となっております。一般病床の病床利用率は 56.3%、平均在院日数は 14.5 日となっております。また、4 月から 3 年半ぶりに常勤医師による眼科の診療を再開しております。

次に、設備ですが、設備面では電子カルテシステム、自動火災報知設備等を更新し、診療設備の充実を図っております。また、眼科常勤医師の復帰に伴いまして、眼科用の手術機器、検査機器を整備しております。

続きまして、経理ですが、収益的収支につきましては、総収益が 26 億 237 万 8 千円で、前年度に比べまして 8,630 万 7 千円、3.4%の増収となっております。これは、常勤医師の増加によりまして、手術、検査等が増加し、それに伴って診療単価も上昇したためであります。

一方、総費用は常勤医師の増加に伴う給与費の増加、患者数の増加に伴う材料費の増加等によりまして、前年度に比べて 5,670 万 6 千円、2.0%増の 28 億 2,819 万 7 千円となっております。この結果、本年度の収益的収支は 2 億 2,581 万 9 千円の

純損失を計上しております。これは、昨年に比べますと 2,960 万 1 千円改善しておりますが、これに前年度繰越欠損金を加えました当年度未処理欠損金の残高は 38 億 8,650 万 8 千円となっております。

資本的収支につきましては、資本的収入 3 億 122 万 7 千円に対して、資本的支出が 4 億 760 万 6 千円となりまして、収入不足額の 1 億 637 万 9 千円を消費税及び地方消費税、資本的収支調整額の 11 万 1 千円及び過年度分損益勘定留保資金の 1 億 626 万 8 千円で補填しております。

企業債につきましては、医療機器の整備のため、新たに 4,500 万円を借り入れ、2 億 5,132 万 9 千円を償還したため、未償還残高は 30 億 5,955 万 3 千円となっております。現金及び預金の残高につきましては、前年度末に比べ、1 億 3,215 万 2 千円減少し、1 億 2,812 万 7 千円となっております。資金不足を回避するためには経営改善を早急に行って収益の確保を図ることが必要不可欠な状況となってきております。

大変簡単ではございますが、平成 24 年度小豆島町病院事業会計決算の概要につきまして以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（秋長正幸君） 介護老人保健施設事務長。

介護老人保健施設事務長（堀内宏美君） 平成 24 年度小豆島町介護老人保健施設事業会計決算の概要についてご説明させていただきます。

別冊の小豆島町介護老人保健施設事業決算書の 21 ページをお願いいたします。

介護老人保健施設事業報告書でございます。1、総括事項の業務でございますが、平成 24 年度の入所の年間利用者数は 2 万 1,970 人で、前年度に比べまして 11 人減少しました。1 日平均利用者数は 60.2 人で、前年より 0.1 人の増となっております。これは、23 年度はうるう年であったためです。通所、デイケア利用者は年間

利用者数が 4,474 名で、前年度に比べまして 241 人減少しております。1 日平均利用者数は 19.3 人で前年より 0.4 人の減となっております。この主な要因は、ノロウイルス感染者が発生し、マニュアルに沿い、デイサービスを中止したことによるものでございます。

次に、経理についてご説明いたします。

収益的収支は、通所利用者の減により、総収益が 3 億 654 万 3,482 円となり、前年度と比べ 0.25%、75 万 4,030 円の減となっております。一方、総費用は 3 億 2,206 万 5,215 円、前年度と比べ 0.16%、52 万 2,867 円の減となっております。この結果、当年度純損失は 1,552 万 1,733 円となっております。前年度繰越利益剰余金 2,477 万 8,263 円と相殺し、当年度未処分利益剰余金は 925 万 6,530 円となっております。

続きまして、決算書 3、4 ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出につきましてご説明いたします。

収入はございません。

支出は、企業債償還金の 2,466 万 8,385 円でございます。資本的収入額が資本的支出額に不足する額 2,466 万 8,385 円は、過年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。以上、まことに簡単ではございますが、平成 24 年度小豆島町介護老人保健施設事業会計決算の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

お諮りします。

本件については8名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、本案については8名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定されました。

お諮りします。

ただいま設置が決定されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名するという事になっております。委員8名の選任方法については、さきの議会運営委員会で協議の結果、総務建設常任委員会から4名を、教育民生常任委員会から4名をそれぞれ選任していただくということになりましたので、その者を委員に指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、決算特別委員会の委員の選任については、総務建設常任委員会及び教育民生常任委員会からそれぞれ4名を選任することに決定されました。

ただいまから休憩をとりますので、休憩中に各常任委員会を開催し、それぞれ4名の選任をお願いします。なお、総務建設常任委員会は委員会室、教育民生常任委員会は議員控室を使用してください。

また、各常任委員会の委員長は、委員が決まりましたら、お手数ですが私のところまでご報告願います。

暫時休憩します。

休憩 午後 2 時 51 分

再開 午後 2 時 57 分

議長（秋長正幸君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に決算特別委員会委員の選任が行われましたので報告します。

総務建設常任委員会からは藤本傳夫議員、森口久士議員、植松勝太郎議員、谷康男議員の 4 名が、教育民生常任委員会からは渡辺慧議員、安井信之議員、中江正議員、鍋谷真由美議員の 4 名がそれぞれ選任されたことの報告がありましたので、以上の 8 名を決算特別委員会の委員に指名します。

たびたび休憩をとって申しわけありませんが、暫時休憩をします。

休憩中に、ただいま決まりました決算特別委員会の委員の皆さんは、恐れ入りますが委員会室で正副委員長の互選をお願いします。なお、正副委員長が決まりましたら、委員長はお手数ですが私のところまでご報告願います。

それでは、暫時休憩します。

休憩 午後 2 時 58 分

再開 午後 3 時 00 分

議長（秋長正幸君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に決算特別委員会を開催し、正副委員長が選任されましたのでご報告します。

決算特別委員会の委員長に藤本傳夫議員、副委員長に渡辺慧議員、以上のように決まりましたことを報告します。

なお、審査報告は 12 月定例会でお願いします。

~~~~~

日程第 13 議案第 65 号 小豆島町みさき園大規模改修工事に係る工事請負契約について

議長（秋長正幸君） 次、日程第 13、議案第 65 号小豆島町みさき園大規模改修工事に係る工事請負契約についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長（塩田幸雄君） 議案第 65 号小豆島町みさき園大規模改修工事に係る工事請負契約について提案理由のご説明を申し上げます。

し尿処理施設の大規模改修工事の実施に当たっては、総合評価方式による一般競争入札により、請負業者を選定しました。

今回選定した業者との請負契約の締結に当たり、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議決を求めるものであります。

内容につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 環境衛生課長。

環境衛生課長（樋元一郎君） 議案第 65 号小豆島町みさき園大規模改修工事に係る工事請負契約についてご説明いたします。

上程議案集 17 ページをお開きください。

提案理由でございますが、し尿処理場みさき園におきまして、老朽化している機器類の更新及び処理棟の耐震補強等により、施設の延命化を図るとともに、処理方式の変更により、水質の向上を図ることを目的に実施する大規模改修工事の請負金

額が5千万円以上となりますことから、小豆島町条例第46号及び地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

2、契約の方法は総合評価方式による一般競争入札による契約。

3、契約の金額は5億1,450万円、うち消費税額が2,450万円となっております。

4、契約の相手方といたしましては、大阪府高槻市芥川町1丁目7番26号、株式会社クリタス西日本支社、西日本支社長、河村秀典となっております。

1枚めくっていただきまして、18ページをお開きください。

工事概要書であります。

4、工期につきましては、始めを町の指定する日としており、今議会で承認をいただいた日から終わりは平成27年3月31日までとしております。

5、工事の概要につきましては、現在の好気性消化処理方式から膜分離高負荷脱窒素処理方式への変更に伴います機器の新設を予定しております。また、使える機器については使ってまいりますが、老朽化している機器については更新をする予定にしております。

次に、処理棟につきましては、昭和52年当時の耐震基準で建設されておりますので、耐震工事を施工する予定にしております。さらに、管理棟につきましては、昭和41年の初代処理場のときのブロック積み建築でありますので、新たに建てかえをする予定にしております。

6、入札参加業者につきましては、株式会社クリタス1社でございます。以上、簡単ではございますが、説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑はありますか。11番村上議員。

11番（村上久美君） 18ページのところの5、工事概要ですが、それぞれの工事についての内容、金額をお願いします。

議長（秋長正幸君） 環境衛生課長。

環境衛生課長（樋元一郎君） 資料を持ってきておりますけど、ちょっと出すのに時間をいただきたいと思います。

議長（秋長正幸君） 環境衛生課長。

環境衛生課長（樋元一郎君） 細かいことはちょっと省かせていただきますけども、まず機械設備工事があります。これは受け入れ貯留槽等の設備工事の改修であります。それから、主処理設備の改修工事、それから高度処理設備の改修工事、消毒設備の改修工事、汚泥処理設備の改修工事、それから脱臭設備の改修工事、取水設備の改修工事でございます。それから、配管設備の工事があります。

それから、3番としまして、電気計装設備の工事があります。4番、土木建築工事があります。それから最後に、仮設とか切り増し工事の設備の工事がありまして、まず機械設備工事につきましては小計が1億3,097万9,180円、それから配管設備工事につきましては2,671万8,460円、それから電気計装設備工事につきましては9,440万4,040円、土木建築工事につきましては1億3,3.....

（11番村上久美君「済いません」と呼ぶ）

はい。

（11番村上久美君「ここに提案してる一式全部ありますね」と呼ぶ）

ああ。

( 11 番村上久美君「それに基づいて合計で言ってください。処理方式変更に伴う機器の新設一式で幾らか、老朽化に伴う機器の更新一式で幾らか、処理棟の耐震改修一式で幾らか、管理棟の建てかえで幾らか」と呼ぶ)

済いません、この議案に出ております一式については、ちょっと分け方が見積もりとは違ってありまして、集計をちょっといたしておりませんので申しわけありませんけど、また集計してお知らせしたいと思います。

議長（秋長正幸君） 11 番村上議員。

11 番（村上久美君） 資料等については、また後でお願いしたいと思います。こういうふうな工事概要で、それぞれ4つの項目に分けて書いてあるものですから、それに伴った金額を求めたわけです。ですから、そのような準備は前もってしておいてほしいというふうに思います。

議長（秋長正幸君） ほかに質疑はありませんか。12 番鍋谷議員。

12 番（鍋谷真由美君） 契約の方法が総合評価方式による一般競争入札による契約となっていますけれども、総合評価方式というのがどういうことなのかということと、参加業者が1社だけっていうのはなぜなのか、特殊な仕事なのか、全国にはそういう業者かいないのか、その辺をお尋ねいたします。

議長（秋長正幸君） 環境衛生課長。

環境衛生課長（樋元一郎君） まず、最初の質問の総合評価方式ですけども、地方自治法施行令の167条の10の2の規定に基づき、価格、その他の条件が町にとって最も有利なものをもって申し込みをした者を落札者とする方式でありまして、

価格だけではなく、技術提案等の内容も審査して落札者を決定するという方式であります。

それから、2点目の1社でいいのかという話ですけども、一般競争入札による方式においては、要件さえ満たせば誰でもが入札に参加できる機会を入札公告という段階で与えております。今回、結果として1社のみが入札でありましたけども、それは結果論でありまして、競争性は十分に確保されていると判断しております。ということで、ほとんどの官公庁でも1社入札を有効としており、本町においても有効であると考えております。以上でございます。

議長（秋長正幸君） ほかに質疑はありませんか。14番中村議員。

14番（中村勝利君） 工事概要の処理棟の耐震改修、それから管理棟の建てかえ、これ地元の業者をぜひ使うようにお願いしたいんですけども、どんなんでしょうか。

議長（秋長正幸君） 環境衛生課長。

環境衛生課長（樋元一郎君） 今の質問についてですけど、これから今後工事の施工について協議してまいります。それで、そういう要望につきましては、クリタスのほうへ述べたいと考えます。以上です。

議長（秋長正幸君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第 65 号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第 65 号小豆島町みさき園大規模改修工事に係る工事請負契約については原案どおり決定されました。

~~~~~

日程第 1 4 議案第 6 6 号 小豆島町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例について

議長（秋長正幸君） 次、日程第 14、議案第 66 号小豆島町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長（塩田幸雄君） 議案第 66 号小豆島町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

本町が出資する株式会社への人的援助に当たって、職員派遣に関する条例を新たに定めようとするものであります。

内容につきましては、担当部長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 総務部長。

総務部長（空林志郎君） 議案第 66 号小豆島町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例についてご説明を申し上げます。

上程議案集の 19 ページをお願いいたします。

本条例につきましては、もとになる法律は公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律ですが、この法律は地域における人材の有効活用を通じた行政と民間の適切な連携協力により、諸施策の推進のためには地方公共団体からの職員派遣が必要であり、その適正化及び手続等の透明化、職員の身分取り扱い等の明確化のために制定されたものでございます。

この法律には、地方公務員の公益法人等へ派遣制度と営利法人への退職派遣制度の 2 つの制度を設けております。そして、法律の中で、それぞれの市町村が条例で必要な事項を定めることによりまして、それに基づき職員を派遣することができることとなっております。

それでは、条文ごとに説明をいたします。

第 1 条は趣旨規定で、この条例はそちらにありますように、法律の第 2 条第 1 項から第 12 条第 1 項それぞれに関し、必要なことを定めるとしております。

第 2 条は、公益的法人であります一般社団法人、一般財団法人、一般地方独立行政法人などで、人的援助を行うことが必要であるものを規則で定めて職員を派遣することと定めております。

第 2 項では、除外される職員を定めております。

第 3 項では、職員派遣に際し、講習その他勤務条件及び派遣先で従事すべき業務、職員派遣の期間、当該職員の職務への復帰に関する事項、これ以外で防止すべき事項といたしまして、そちらのほうで第 1 号として、派遣職員の福利厚生に関する事項、第 2 号で派遣職員の業務従事状況の連絡に関する規定をしております。

次の 20 ページの第 3 条でございますけれども、派遣職員の職務への復帰について、どのような場合に復帰するかを規定をいたしております。

第 4 条は、派遣職員の給与支給は通常派遣先団体が支給いたしますが、従事する業務が地方公共団体の委託を受けている業務などの場合、地方自治体から給与を支給することができるという規定でございます。

第 5 条は、派遣先において負傷、疾病などにより公務員に復帰した場合において、その後も休職状態になった場合は、その期間中、給与の全額を支給する規定となっております。

第 6 条は、派遣職員が復帰時の処遇に関し、他の職員との均衡を考慮して必要な調整を行うことを規定したものでございます。

第 7 条は、企業職員または技能職員が派遣職員となった場合で、その業務が地方公共団体の委託を受けて行う業務などの場合には、給料、扶養手当、住居手当及び期末手当に限って、地方公共団体から給与支給ができる規定となっております。

第 8 条は、職員派遣の状況、職務の復帰後の処遇を町長に報告する規定でございます。

第 9 条以降でございますが、こちらのほうが営利法人への退職派遣制度に関する規定となります。今回のこの条例制定の趣旨に係る部分でございます。

第 9 条は、小豆島町が出資している株式会社のうち、その業務の全部または一部が地域の振興、住民生活の向上、その他公益増進に寄与するとともに、小豆島町の事務または事業と密接に関係を有するものであり、かつ小豆島町が人的援助を行うことが必要である法人、これを特定法人と申しますけれども、これに小豆島オーリーブバス株式会社を指定しているものでございます。

第 10 条は、退職派遣を除外される職員を定めております。

第 11 条は、退職派遣職員を小豆島町の職員として復帰させる場合の規定で、そ

の職員が特定法人の業務に従事すべき期間が満了した場合のほか、そちらに規定をいたしております。

第 12 条は、復帰させられない場合の規定で、退職派遣職員が刑法その他の法令の規定に反し、職員であったならば懲戒免職処分を受けるような場合には、復職できないという規定としております。

第 13 条は、派遣を受ける特定法人との間での取り決めについて、退職派遣職員の報酬、その他の勤務条件、法人における業務内容、従事すべき期間、これ以外にそちらで規定をいたしておりますして、職員の福利厚生と業務従事の状況の連絡に関する事項でございます。

第 14 条では、特定法人への退職派遣職員の公務災害、通勤災害を認める規定でございます。

第 15 条は、退職派遣職員が復帰時の処遇に関し、他の職員との均衡を考慮して、必要な調整を行うことを規定したものでございます。

第 16 条は、特定法人での退職派遣職員の状況、職務に復帰後、処遇を町長に報告する規定でございます。

附則で、この条例は平成 25 年 10 月 1 日から施行することといたしております。以上で条例の説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑はありますか。12 番鍋谷議員。

12 番（鍋谷真由美君） 前に、説明の中で 3 年が限度だという説明があったんですけど、そのことってというのはこの条例とか法律には出てこないでしょうか。

議長（秋長正幸君） 総務部長。

総務部長（空林志郎君） その件に関しましては、法律のほうで規定をされてお
りまして、この条例につきましてはその法律を補完するようなことを定めておると
いうことでございます。法律のほうで3年ということをも明記されております。

議長（秋長正幸君） 12番鍋谷議員。

12番（鍋谷真由美君） ここに、根拠法令の抜粋がありますけど、ここに抜粋
されていない部分にあるということなんでしょうか。

議長（秋長正幸君） 総務部長。

総務部長（空林志郎君） はい。ちょっとここの抜粋の部分には入っておらない
と思います。

議長（秋長正幸君） ほかに質疑はありませんか。3番大川議員。

3番（大川新也君） これはオリーブバスの話ですから、現在の、どなたが行く
かはここでは発表はまだされないんですか、その職員。もうこれ10月1日からで
すから、もう決まっとかないかなのじゃないかなと思うんと、もう一点は現在その
方、派遣される方の給与がオリーブバスのほうへ派遣されて上がるもんかどうか、
その給与的な、代表取締役になるんですから、そのあたりの現在の給与と同等では
ないんですね。そういなところはどいな考え方なんでしょうか。

議長（秋長正幸君） 副町長。

副町長（竹内章介君） 人選につきましては、本町も土庄町も今人選の作業をし

ておるところでございます。それから、処遇につきましては、ご承知のとおり、小豆島オリーブバス株式会社は役員報酬は0円でございます。今、無報酬の役職員ばかりでございますが、当然、今回派遣いたします職員が向こうに役職につけば役員報酬は出します。バス会社にそれだけの力はございませんので、両町がそれぞれ負担してあげないといけないと思っておりますが、今のまんまの給与体系で送り出すには少しかわいそうだと思っておりますので、何らかの措置をしたいというふうを考えておりますが、まだ発表できる段階ではございません。

議長（秋長正幸君） 3番大川議員。

3番（大川新也君） これ10月から新しく始まるんでしょ。もう今9月中過ぎてますけど、まだ人選中なんですか、両町とも。

議長（秋長正幸君） 副町長。

副町長（竹内章介君） 当然、この人しかないという方と現在協議調整中です。

議長（秋長正幸君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、総務建設常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第66号小豆島町公益

的法人等への職員の派遣等に関する条例については総務建設常任委員会に付託することに決定されました。

~~~~~

日程第 15 議案第 67 号 平成 25 年度小豆島町一般会計補正予算（第 3 号）

日程第 16 議案第 68 号 平成 25 年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 17 議案第 69 号 平成 25 年度小豆島町水道事業会計補正予算（第 1 号）

日程第 18 議案第 70 号 平成 25 年度小豆島町病院事業会計補正予算（第 1 号）

議長（秋長正幸君） 次、日程第 15、議案第 67 号平成 25 年度小豆島町一般会計補正予算（第 3 号）から日程第 18、議案第 70 号平成 25 年度小豆島町病院事業会計補正予算（第 1 号）までは相関する案件でありますので、あわせて提案理由の説明を求めます。町長。

町長（塩田幸雄君） 議案第 67 号平成 25 年度小豆島町一般会計補正予算（第 3 号）について提案理由のご説明を申し上げます。

一般会計において、追加補正をお願いします額は 5 億 5,021 万 1 千円でございます。

補正の内容といたしましては、議会費 10 万 9 千円、総務費 3 億 7,709 万円、民生費 7,581 万 8 千円、衛生費 4,149 万 5 千円、農林水産業費 1,508 万 6 千円、商工費 2,372 万 2 千円、土木費 255 万円、教育費 1,334 万 1 千円、災害復旧費 100 万

円となっております。

詳細につきましては、担当部長から説明させます。

なお、議案第 68 号介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）、議案第 69 号水道事業会計補正予算（第 1 号）及び議案第 70 号病院事業会計補正予算（第 1 号）につきましても、順次担当部長、課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 日程第 15、議案第 67 号平成 25 年度小豆島町一般会計補正予算（第 3 号）の内容説明を求めます。企画振興部長。

企画振興部長（大江正彦君） 議案第 67 号平成 25 年度小豆島町一般会計補正予算（第 3 号）についてご説明申し上げます。

上程議案集の 25 ページをお開き願います。

第 1 条は、歳入歳出予算の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 5 億 5,021 万 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 86 億 9,729 万 5 千円とするものでございます。

第 2 条は、地方債の追加及び変更でございます。

28 ページの第 2 表地方債補正をご覧ください。

上側の表、追加分の 1、上段は国土交通省の補助を受けまして、超小型モビリティ、要は 2 人乗りの電気自動車でございますけれども、これを観光レンタカーとして試験的に運用する事業の財源といたしまして、過疎対策事業債のソフト分 340 万円を借り入れるものでございます。

下段のほうは、旧二生幼稚園を障害者のグループホームとして活用するに当たりまして、施設整備の財源として合併特例債を借り入れるものでございます。どちらも元利償還金の 70%が交付税措置される有利な起債でございます。

下側の表の変更分につきましては、内海ダム再開発事業の事業費が増額となったことに伴いまして、出資債の借入額を 320 万円に増額するものでございます。こちらは、元利償還金の 50%が交付税措置をされます。

続きまして、補正予算の内容をご説明申し上げます。

議案集末尾に添付しております平成 25 年度小豆島町一般会計補正予算(第 3 号)説明書の 5 ページ、6 ページをお開き願います。

まず、歳入の補正でございます。

14 款国庫支出金、2 項 1 目 1 節総務費補助金 6,524 万 9 千円であります。説明欄 1 の超小型モビリティ導入促進事業補助金につきましては、地方債補正のところでも触れましたけれども、国の 24 年度補正予算に盛り込まれました超小型モビリティ導入促進事業について、国庫補助金の交付決定がございましたので、これを受け入れるものでございます。なお、事業内容は歳出でご説明いたします。

説明欄 2 は、国の平成 24 年度 1 次補正による緊急経済対策として追加内示を受けました公共投資の地方負担額に応じまして、地域の元気臨時交付金が交付されるものであります。歳出側では、グループホーム整備事業及び坂手港高潮対策事業に充当するものでございます。

14 款 2 項 6 目 1 節小学校費補助金 205 万円及び 2 節中学校費補助金 68 万 3 千円につきましては、町内の小・中学校が実施する理科教材備品等の購入に対して、2 分の 1 の補助金が交付されることとなったものでございます。

14 款 3 項 2 目 1 節社会福祉費委託金 44 万 9 千円につきましては、国民年金被保険者の資格取得届け出につきまして、従来の書類送付が本年 4 月から光ディスクの送付で済むようになったことから、それに伴う電算システムの改修費でございます。全額が事務取扱委託金として交付されるものでございます。

15 款県支出金、2 項 1 目 1 節総務管理費補助金 3,487 万円でございます。説明

欄 1 の防災拠点施設再生可能エネルギー等導入支援事業費補助金 3,447 万円につきましては、グリーンニューディール基金事業の採択を受けまして、香川県が造成いたします基金を財源といたしまして、防災拠点となる公共施設への再生可能エネルギーの導入事業に対する補助金が交付されるものでございます。小豆島町におきましては、今年度から 3 年間で 11 施設に太陽光発電設備と蓄電池を導入する予定でございまして、今年度は池田保健センター、蒲生公民館、西村公民館の 3 カ所分の補助金を受け入れるものでございます。

説明欄 2 の消費者行政活性化事業補助金 40 万円につきましては、平成 24 年度までとされておりました香川県の消費者行政活性化基金からの啓発事業等に対する補助金が 1 年延長されたため、当該補助金を受け入れるものでございます。補助率は 100% でございます。

同じく 15 款 2 項 3 目 1 節保健衛生費補助金 35 万円につきましては、小豆医療圏で在宅医療、介護を担う専門職を対象とした研修会が小豆島町で開催されることとなったため、その財源として県補助金が交付されるものでございます。補助率は 100 でございます。

同じく 15 款 2 項 5 目 1 節農業費補助金 850 万 1 千円であります。まず、説明欄 1 の耕作放棄地再生対策事業費補助金 590 万 1 千円ですが、これは国の耕作放棄地再生利用交付金事業の事業量がほぼ確定したことに伴いまして、県の上乗せ補助分 4 分の 1 を受け入れるものでございます。

説明欄 2 のオリーブ生産拡大総合支援事業費補助金 110 万円につきましては、新たに 3 事業者からオリーブ植栽地への鳥獣害防護柵の設置等について補助の要望がございまして、県補助金が交付される見込みとなったため、計上するものでございます。補助は 2 分の 1 であります。

説明欄 3 の施設園芸推進事業費補助金 150 万円につきましては、1 事業者から品

質向上効果のある機械設備等の整備について補助の要望がございまして、県補助金が交付される見込みとなったため、受け入れるものでございます。補助率は3分の1であります。これら3つの補助金につきましては、いずれも町を經由して事業者に交付されるものでございます。

同じく15款2項7目1節小学校費補助金48万4千円であります。これは、町内の4小学校が実施するエネルギー学習用教材の購入について交付決定があったため、受け入れるものでございます。補助率は10分の10でございます。同じく2節の就学前教育費補助金8万1千円につきましては、今年度から取り組んでおります保育合宿事業のうち、神戸常盤大学の参加者が大幅に増加いたしましたので、事業費の増に伴う補助金の増額を計上したものでございます。同じく4節の中学校費補助金9万6千円につきましては、内海中学校が実施するエネルギー学習用教材の購入について交付決定がございましたので、受け入れるものでございます。

16款財産収入、2項3目1節土地開発公社清算収入1,624万4千円につきましては、先ほどの議案でもございましたけれども、旧内海町から引き継いだ小豆島町土地開発公社の解散に伴い、残余財産を受け入れするものでございます。

17款寄付金、1項1目1節一般寄付金につきましては3件、同じく4目1節の商工費寄付金につきましては13件、7ページ、8ページをお開きいただきまして、5目1節小学校費寄付金につきましては19件のそれぞれ寄付の申し込みがございましたので、受け入れをするものでございます。

18款繰入金、1項5目1節小豆島町オリーブ公園整備運営基金繰入金2,120万円につきましては、映画「魔女の宅急便」実写版のロケに使用いたしましたセットを今後の観光振興に活用するため、オリーブ公園内に移築する事業の財源として、小豆島オリーブ公園整備運営基金から繰り入れを行うものでございます。

19款繰越金、1項1目1節前年度繰越金3億2,604万8千円でございます。こ

のうち、3億1千万円につきましては、決算上剰余金の2分の1を下回らない額を減債基金に積み立てるものでございます。それ以外につきましては、今回の補正による一般財源の必要額をここで対応したものでございます。

20款諸収入、5項1目3節雑入2,210万6千円でございます。まず、説明欄1の次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金2,202万3千円につきましては、町内7カ所に急速充電設備、2カ所に普通充電設備を設置するため、その財源として一般社団法人次世代自動車振興センターから補助金が交付されることとなったものでございます。

説明欄2の保育合宿事業負担金は、神戸常盤大学の参加学生の増に伴いまして、増加することとなった事業費の3分の1相当額を大学側から受け入れるものでございます。

21款町債、1項1目1節総務債340万円であります。地方債のところでもご説明申し上げましたとおり、超小型モビリティ導入促進事業の補助残等の財源として、過疎対策事業債ソフト分を発行するものでございます。

同じく2目1節衛生債160万円につきましては、内海ダム建設事業の事業費増により出資債の発行を増額するものでございます。

同じく8目1節社会福祉債4,300万円につきましては、障害者グループホーム整備事業の財源として新たに合併特例債を発行するものでございます。以上、歳入の補正額合計は5億5,021万1千円となっております。

9ページ、10ページをお開き願います。

歳出のご説明を申し上げます。

1款議会費、1項1目議会費10万9千円あります。これは、小豆島が離島指定を受けたことに伴いまして、全国離島振興市町村議会議長会定期総会への出席に係る費用弁償と同会議の負担金を計上するものでございます。

次に、2款総務費、1項3目広報費 115万6千円でございます。9節の旅費から12節の役務費までの合計40万円につきましては、歳入のところでも触れましたけれども、消費者行政活性化事業補助金が平成25年度まで延長されたことに伴いまして、啓発等に係る事業費を計上したものでございます。13節委託料75万6千円につきましては、小豆島町のホームページをより見やすいものに改修するため、両備システムズへの委託料を計上したものでございます。

同じく2款1項6目財産管理費916万7千円であります。13節委託料705万6千円につきましては、せんだっての庁舎問題特別委員会でご説明いたしましたとおり、新病院の設置に伴いまして、現内海病院の跡地利用を検討するため、建物の構造も含めた利活用の可能性を専門業者に委託するものでございます。15節工事請負費170万6千円及び備品購入費40万5千円につきましては、本年9月に水道課敷地内にあります香川県ダム開発事務所のプレハブが町に譲渡されますことから、書庫として活用するため、必要最低限の改装工事と柵の購入費を計上したものでございます。

同じく2款1項7目企画費1,058万4千円であります。13節委託料、説明欄1の寒霞渓等自然文化調査研究プロジェクト委託料304万5千円につきましては、瀬戸内海国立公園指定80周年となる来年にかけて、寒霞渓を中心とする小豆島の貴重な自然や文化についての総合的な学術的な調査研究を行い、今後の小豆島のPRに活用するとともに、後世に残していくため、専門のシンクタンクに調査研究を委託するものでございます。そのほかの9節旅費から15節工事請負費までは、国土交通省の超小型モビリティ導入促進事業補助金の交付決定を受けまして、小豆島ふるさと村を起終点とした三都半島、中山、それからオリーブ公園を結ぶエリアの観光レンタカーとして3台の超小型モビリティを実験的に導入するに当たり、必要となる経費を計上するものでございます。なお、13節委託料、説明欄2の導入効果

検証委託料につきましては香川大学工学部、説明欄3の導入計画策定委託料につきましては香川大学工学部並びに日産自動車への委託を予定しております。なお、15節工事請負費を除くソフト部分は、国の補助金と過疎対策事業債のソフト分を財源とするものでございます。

同じく2款1項10目自治振興費ですが、次のページの一番上の19節負担金補助及び交付金10万円でございます。これは、歳入で計上いたしました一般寄付金うち、2件10万円をご本人の意向に沿って神浦自治会に支出するものでございます。

同じく2款1項11目姉妹都市交流費211万円でございます。これは、南島原市との姉妹都市交流が旧内海町時代から数えて30年の節目を迎えますことから、記念事業として両市町の歴史的なきずなや今後の交流をテーマとしたシンポジウム等を小豆島町において開催することとなったため、それに係る経費を計上したものでございます。

同じく2款1項13目防災諸費4,365万9千円であります。これは、防災拠点施設再生可能エネルギー等導入支援事業費補助金を受けまして、防災拠点となる町内の公共施設11カ所に3年計画で太陽光発電設備と蓄電池を整備するものでございまして、池田保健センター、蒲生公民館、西村公民館の3カ所が今年度分の事業でございます。委託料と工事請負費を計上するものでございます。

同じく2款1項16目財政調整基金費でございます。歳入でご説明申し上げたとおり、決算上剰余金の2分の1を下回らない額、3億1千万円を減債基金に積み立てるものでございます。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費31万4千円でございますが、これは更新期限が迫っております住民基本台帳ネットワークシステムの機器更新を来年2月に行うことに伴いまして、2カ月分のリース料差額を計上するものでございます。

3款民生費、1項4目国民年金費44万9千円につきましては、国民年金被保険

者の資格取得届け出が書類送付から光送付と変更になったことに伴いまして、電算システムの改修を行うものであります。財源は100%国費でございます。

同じく3款1項5目障害者福祉費7,536万9千円であります。これは、旧二生幼稚園を障害者グループホームに活用するため、施設改修に係る管理委託料と工事請負費を計上したものでございます。なお、実施設計の委託料につきましては、6月の定例会にて予算措置済みとなっております。

次に、4款衛生費、1項1目保健衛生総務費35万円でございます。次のページの一番上の8節報償費から14節使用料及び賃借料まで、計35万円でございます。これは、小豆医療圏の在宅医療、介護を担う専門職の研修会を小豆島町内で開催することとなったため、それに係る費用を計上したものでございまして、財源が県支出金100%でございます。

同じく4款1項4目環境保全費3,854万5千円でございます。これは、一般社団法人次世代事業者振興センターの助成を受けまして、急速充電設備を町内7カ所、普通充電設備を2カ所に整備する費用でございます。

同じく4款3項3目内海ダム水源開発費160万円でございます。内海ダム再開発事業の事業費増に伴いまして、町の出資金を増額補正するものでございます。

同じく4款4項3目公立病院再編整備事業費100万円でございますけれども、これにつきましては新病院の建設に伴いまして、国道436号の右折レーン設置のために、イマージュセンターの敷地の一部を提供する予定となっておりますため、用地提供後の敷地利用計画作成のための測量業務を委託するものでございます。

6款農林水産業費、1項3目農業振興費940万1千円でございます。13節委託料10万円及び15節工事請負費250万円につきましては、中山地区の棚田保全活動の一貫といたしまして、棚田協議会からご提案のございました春日神社西側の農道舗装を実施するものでございます。18節備品購入費90万円につきましては、鳥

獣被害対策を強化するためにイノシシ、猿兼用の捕獲おり 10 台を追加購入するものでございます。負担金補助及び交付金 590 万 1 千円につきましては、国の耕作放棄地再生利用交付金事業を実施する 2 事業者に対しまして、県の上乗せ補助金を経由するものでございます。

同じく 6 款 1 項 4 目園芸振興費 150 万円であります。これは、品質向上効果の高い機械、施設等の導入に対する県補助金を 1 事業者に対して町経由で交付するものでございます。

同じく 6 款 1 項 10 目農地・水・保全管理支払交付金事業費 10 万円でございますが、これは安田の東谷地区農村環境保全組織が畦畔等の管理作業の省力化を図るために実施いたしますセンチポートグラス、要は芝の一種でございますけれども、この植栽に対する町負担分を窓口となる東讃地域協議会に交付するものでございます。

同じく 6 款 1 項 12 目オリーブ生産費 140 万 5 千円でございます。まず、14 節の使用料及び賃借料 16 万 3 千円及び備品購入費 14 万 2 千円につきましては、現在オリーブ課には地理情報システム、要はGISでございますけれども、この端末が配置されていないということで、住民からの農地の問い合わせ相談への対応、またあるいはオリーブ栽培地の登録管理業務が非常に非効率的であるといったことから、リースによる地理情報システムの設置と製図ソフトの購入を計上するものでございます。19 節負担金補助及び交付金 110 万円につきましては、鳥獣害防護柵の設置等を実施する 3 事業者に対して県補助金を経由するものでございます。

同じく 6 款 3 項 1 目水産業振興費 268 万円でございます。9 節旅費につきましては、漁業関係者との懇談会でご提案をいただきました海の貧栄養化対策並びに新しいアサリの養殖についての先進地研修旅費を計上したものでございます。19 節負担金補助及び交付金につきましては、町内企業から水産業振興のために 1 件の寄付

がございましたので、寄付相当額を池田漁業協同組合に交付するものでございます。

7款商工費、1項1目商工総務費32万2千円につきましては、今年度前半におきましてオリーブナビ1階のエアコンの故障など不測の修繕を要する事態が発生いたしましたので、修繕料の増額補正を行うものでございます。

同じく7款商工費、1項3目観光費220万円でございます。19節の説明欄1、小豆島映像支援実行委員会補助金につきましては、瀬戸内こども映画祭において脚本賞グランプリを獲得した「瀬戸内海賊物語」の来春の公開に向けまして、宣伝活動を強化するため、土庄町や各種団体、企業と協調して補助を行うものでございます。

説明欄2の小豆島まつり補助金120万円につきましては、町内企業団体から小豆島まつりに対して13件の寄付がございましたので、小豆島まつり振興会に同額を交付するものでございます。

同じく7款1項4目観光施設費2,120万円につきましては、映画「魔女の宅急便」実写版のロケに使用したセットをオリーブ公園内に移築する経費でございます。必要な備品の整備も行うこととしております。財源につきましては、全額小豆島オリーブ公園整備運営基金からの繰入金でございます。

次に、8款土木費、1項1目土木総務費、19節負担金補助及び交付金5万円につきましては、本年7月に開催されました国道436号整備期成同盟会の総会におきまして、運営費として土庄、小豆島町、両町が5万円ずつ負担することが決定いたしましたので、計上したものでございます。

次に、8款土木費、4項2目港湾建設費、15節工事請負費250万円につきましては、吉野崎港内の護岸開口部1カ所をアルミ合金製の開閉式ゲートに改良するものでございます。

10款教育費、1項2目事務局費の280万円につきましては、レベルの高い文化

芸術に触れることによりまして、子供たちの発想力やコミュニケーション能力の向上を図るため、町内の小学校6年生と中学生を対象に、平田オリザ氏が主宰する劇団による演劇公演を開催する経費として、計上するものでございます。

10款2項1目学校管理費280万4千円につきましては、まず11節需用費でございますけれども、こちらは施設の老朽化によりまして、今年度前半で不測の修繕が多く発生いたしましたので、修繕料を増額計上するものでございます。15節工事情負費164万9千円につきましては、今年度当初予算で計上しておりました池小プール更衣室新設工事及び苗羽小プール、トイレ改修工事について、実施設計段階で変更、追加が生じたため、それぞれ増額補正を行うものでございます。

同じく10款2項2目教育振興費、18節備品購入費461万円につきましては、町内の4小学校が実施する教材の購入について、原子力エネルギー教育支援事業及び理科、算数教育設備整備費の交付決定があったため、増額補正するものでございます。19節負担金補助及び交付金50万円につきましては、苗羽小学校に対しまして19件の寄付がございましたので、学校振興補助金として交付するものでございます。

10款3項1目学校管理費25万円につきましては、昨年度に来日したALTが通常は2年勤務でございますけれども、急遽1年で帰国ということになったため、その方の帰国及び新たなALTの来日旅費が必要となったものでございます。

同じく10款3項2目教育振興費、18節備品購入費146万4千円につきましては、内海中学校が実施する教材の購入について、原子力エネルギー教育支援事業及び理科、算数教育設備整備費の交付決定があったため、増額補正するものでございます。

10款4項1目子育て共育費24万5千円につきましては、8月に実施いたしました神戸常盤大学の保育合宿事業の参加者が大幅増となったことによりまして、10月に実施予定の香川大学教育学部の保育合宿に必要な経費に不足が生じたため、増

額計上するものでございます。

同じく 10 款 5 項 7 目文化財保護費 4 万 2 千円でございます。次のページの一番上、12 節役務費でございます。遊歩道とかトイレの整備によりまして、天狗岩丁場跡への来訪者が大幅に増加しております。これに伴いまして、公衆トイレの利用が増えたということで、くみ取り手数料を増額するものでございます。

同じく 10 款 6 項 3 目海洋センター費、11 節需用費 18 万 9 千円でございます。これにつきましては、海洋センタープールに電飾による漏水危険箇所が発見されたため、修繕料を計上するものでございます。

同じく 10 款 6 項 4 目体育施設費、11 節需用費 43 万 7 千円でございます。これは、福田町民プールの底の塗料剥離、内海武道場のゲート弁からの漏水が発生したため、修繕料を増額するものでございます。

最後に、11 款 2 項 1 目道路橋梁河川災害復旧費 100 万円でございます。これは、9 月初めの大雨によりまして、町道坂手観音線及び坂手港橋線において、小規模な土砂崩れが発生いたしましたため、復旧工事を計上するものでございます。以上、歳出予算の補正総額は 5 億 5,021 万 1 千円でございます。これで一般会計補正予算の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑はありますか。12 番鍋谷議員。

12 番（鍋谷真由美君） ちょっと何点かお尋ねします。

1 つは、土地開発公社の残余財産収入のこの金額が 3 月末時点の財産との差額、これは何だったのかということが 1 つ。

それと、防災拠点太陽光発電設備設置工事、公民館とか 3 カ所ということでしたけど、これは屋根につける太陽光発電、これ設置したら日常的に発電して売電とか

もするんでしょうか、その辺、どれぐらいの規模の設備になるのかということ。

それから、環境保全費ですが、電気自動車の充電器、急速充電、普通充電、これは今オリーブ公園にある急速充電と同じものと、普通充電は200ワットの普通のものかと思うんですけども、これはモビリティの導入にあわせてこれをするということですが、充電を利用する場合に無料でするんですか。今、オリーブ公園のは無料だというふうに聞いたんですけど、費用とかは取らないのか、これだけのお金をかけて、ちょっとどういうふうな活用をするのかということをお尋ねいたします。

それと、観光施設費、「魔女の宅急便」のセット移築ですけど、これすごい金額大きいんですけど、セットだけだと張りぼてで前しかないんですけど、どういう形でどういうものになるのかということをもう少し詳しくお願いします。以上。

議長（秋長正幸君） 副町長。

副町長（竹内章介君） 土地開発公社のご質問ですが、期首3月末で1,633万4,590円でありました。その後、先ほど申しましたように、債権の申し出を2カ月間しなければならぬということで、官報に解散広告とその申し出の公告をいたしました官報の掲載料が9万1,961円 これが経費です と預金利息、これは1,904円ありました。差し引き9万57円が減少したということで、清算が終わりました段階では1,624万4,533円ということでございます。

議長（秋長正幸君） 総務部長。

総務部長（空林志郎君） 太陽光発電、防災設備への設置ということでございますけれども、この充電器、太陽光パネルと蓄電池、蓄電器の設置ということになります。ここの保健センター、ここが15キロワット、それから蒲生公民館が5キロ、西村も5キロの容量でございます。防災、災害時には十分対応できるものであります。

すし、余れば売電というものも考えられると思います。

議長（秋長正幸君） 環境衛生課長。

環境衛生課長（樋元一郎君） E V用、電気自動車用に充電器についてご説明します。

今回、予定しております箇所ですけれども、池田港、草壁港、坂手港、福田港に4カ所、それから小豆島ふるさと村に1カ所と、それと映画村、それから寒霞溪の山頂、それから池田庁舎、内海庁舎につきましては、観測、普通充電器を2カ所考えております。合計9カ所を考えてます。この中で、ふるさと村につきましては、先ほど申し上げましたモビリティ等も別の急速充電器を今設置することを考えてます。

それから、課金についてですけれども、現在オリーブ公園や土庄町が土庄港に設置している充電器につきましては、電気自動車を普及させることが目的でありますので、課金はいたしておりません。しかし、都市部の民間の充電器につきましては課金をしておりますことから、近い将来には課金が必要ではないかとも考えられますので、今回設置します充電器につきましては課金装置つきを考えております。以上です。

議長（秋長正幸君） オリーブ課長。

オリーブ課長（城 博史君） 鍋谷議員のご質問にお答えします。

「魔女の宅急便」のセットの移設関係の全体概要についてご説明させていただきます。

角野栄子さん原作の「魔女の宅急便」につきましては、昭和60年に発表されたもので、皆さんよくご存じの話としては、平成元年に宮崎駿監督がアニメ化をした

作品として広く知られておるところでございます。今回は、その実写版の映画制作ということで、小豆島での撮影が5月30日から6月の中旬ごろまで行われたところでございます。島内の撮影はサン・オリーブから山手側のダッチカフェと小豆島ヴィラの石の館、それから土庄の旧戸形小学校で撮影が行われました。制作会社のプロデューサーにお伺いするところでは、映画全体の約4割がこの小豆島で撮影されたものということでございました。

それで、今回のこのセットにつきましては、ダッチカフェ、根本さん宅の隣接地に主人公のキキが住みますパン屋、グーチョキパン屋という建物をセットとして建設されたものでございます。それで、今回移設しようとするセットの概要につきましては、建物自体は白い壁に緑の窓枠とステンドグラスの装飾のあります外装で、ヨーロッパ風の雰囲気がありながらも、屋根は瓦という和洋折衷の様式となっております。建物全体の延べ床面積は、木造平家の約42平米、ごくごく小さな建物でございます。建物内はパン屋というお話をいたしました、約26平米ぐらいの店舗部分と内壁を挟んで調理室とに分かれてございます。

今議会の補正予算につきましては、セットの建築費と外構工事、これに関連する設計委託料、また施設の運用を行う上で必要となってまいります備品等の経費を基金取り崩しで行うものでございます。

それで、この「魔女の宅急便」実写版の全国ロードショーは来年の3月1日と聞いておりますので、これを目標として撮影終了後、土地地権者との借用期間の関係もございまして、急遽7月22日にオリーブ公園のほうで町内の建築業者6社で入札を行いまして、壺井工務店さんが落札をし、オリーブ公園の収益事業で建物の解体、仮置きまでの準備をしてきたところでございます。今回の建物につきまして、今議会、議決を賜りましたら、設計監理業務の入札を行いまして、確認申請、建築という準備に取りかかってまいりたいと考えております。よろしくお願ひします。

議長（秋長正幸君） 12番鍋谷議員。

12番（鍋谷真由美君） 電気自動車の充電器は課金装置つきということで、将来的にお金を取るようになるということですか。今回設置してからはどうなるんでしょう。

「魔女の宅急便」のセットですけど、建物を建てて観光客が自由に入れる、そういうものになるんでしょうか。

議長（秋長正幸君） 環境衛生課長。

環境衛生課長（樋元一郎君） 機器としまして、課金装置がついとる機器を設置する予定にしまして、すぐにそれで料金を取るかというのはまだ決定はしておりません。

議長（秋長正幸君） オリーブ課長。

オリーブ課長（城 博史君） 施設建設後の運用方法等についてご説明させていただきます。

新しい建物の建設予定地でございますが、ハーブの見本園からガーデンへと衣がえをして丸6年が経過をいたしました。ここ数年、散策客や写真撮影をされるお客様が非常に増加傾向でございます。建物を移築することで、ハーブガーデン内に移築することで、ガーデン自体に落ちつきと華やかさが生まれ、オリーブ公園の滞在時間の延長と散策エリアへの拡大を図っていきたいと考えております。

運用方法については、若い女性にアピールできて、また一般客の中でも小豆島オリーブ公園がターゲットとしております40代前後の女性客に対して、住と食の関係のライフスタイルを提案できるショップ展開を図ってまいりたいと考えており

ます。

ショップでの販売につきましては、現在までのところでございますが、地元でつくった商品に加え、以前からお客様からの希望が多かったガーデニング的な用品等をそろえていきたいと考えておりまして、特に食に関しましてはハーブティーなどのドリンクと、セットがパン屋であったということもございますので、パンなどの比較的軽目なガーデン喫茶的なものがやれたらと。その食材については、できる限り地元で調達を考えて、例えば最近移住してきた方の中にパンを焼くことをなりわい、また趣味としておるような方もおいでるように聞いておりますので、移住者を含めた小豆島に住む人とのつながりをこのセットを移築していく、運用していく中でつくっていききたいと考えております。

これに加えて、今後はオリーブ収穫祭とかいろんなオリーブ公園のイベントの中でガーデニング教室なんかをやっておりますけれども、非常に高い人気を誇っております。この施設移築後につきましては、こういった施設を核として、講座で非常に人気の高い、そういったガーデニング教室なんかも積極的に開催をしてまいりたいと考えておるところでございます。以上です。

議長（秋長正幸君） ほかに質疑はありませんか。9番植松議員。

9番（植松勝太郎君） 16ページの7款の観光費の中で、映像支援実行委員会の補助金ということで100万円計上しております。海賊物語、先ほどほかのところの部分も含めてという形がありましたが、全体で幾らの広告を打つのに予定をしておるんですか。

議長（秋長正幸君） 商工観光課長。

商工観光課長（山本真也君） 全体で予定といたしましては、347万5千円を予

定しております。大体のところを申し上げますと、小豆島町で 100 万円、土庄町で 100 万円、あと小豆島観光協会で 30 万円、土庄町観光協会、小豆島町観光協議会でそれぞれ 10 万円ずつ、あと 3 公社等も含め、合計でおおむね 350 万円程度を集めたいと検討しております。以上です。

議長（秋長正幸君） ほかに質疑はありませんか。6 番森議員。

6 番（森 崇君） 14 ページだと思うんですけど、この鳥獣、きょう質問も出ましたけど、イノシシは一体小豆島に何匹ぐらいで、1 年たったらどうなるんかと心配しとんですけど。

議長（秋長正幸君） 農林水産課長。

農林水産課長（近藤伸一君） 鹿のほうの捕獲、島内の頭数の調査はやっておりますけれども、イノシシにつきましては頭数の調査方法がないというふうに聞いてございますが、猟友会の古い方に先般ちょっとお話の中でのあくまでも推測ですけれども、これだけ頻繁に出没状況を見るに、1,000 頭近くはおるのではないかと、これはあくまでも猟友会の方のご発言ですけれども、ではないかというふうに聞いてございます。一般質問のほうでもご案内しましたとおり、年間四、五頭産みまして、生存率が約 50% ということでございます。

議長（秋長正幸君） ほかに質疑はありませんか。11 番村上議員。

11 番（村上久美君） 14 ページの先ほど関連ですが、電気自動車の関連です。国交省の国の事業ということで、小豆島町は手を挙げてやろうということなんです。が、あくまでも小豆島の観光地としてのアピールをこの電気自動車でもって利用して、そのために総額大体 4,500 万円ぐらいかと思うんですけど、その事業を費やすと、

投入するということなんですが、観光の名所というか、アピールするためにこれだけの事業を手を挙げてやると、その一点で今回の補正が組まれたというふうに理解すればいいのかなどを伺いたいと思います。

それと、10ページの財産管理委託料、これは委員会でも議論しました内海病院の跡地を庁舎ということで、先ほどの説明では建物の構造を委託するというものでした。ということは、建物の内海病院6階建ての全体を、これをコンサルティングをするというふうに認識すればいいのかなど、あるいは庁舎の部分と想定するところをコンサルティングし、またそれ以外の部分についてもあわせてコンサルティングをするのか、そこら辺も伺いたいというふうに思います。

それともう一点、先ほど、ちょっと戻りますが、10ページにある超小型モビリティの車庫建築工事というのがあります。この3台のモビリティはどこに日常的に保管を管理するのかなどを伺いたいというふうに思います。

それと、最後ですけども、この電気自動車の次世代の自動車充電インフラ整備ビジョンというのが県のレベルも出されております。それに準じて、小豆島町もその計画ビジョンを出したと思うんですけど、これが全国的な動向はどうなってるのか、さらに香川県内でのモビリティなりの活用というか、そういう状況は各自治体ではどのようになっているのか伺いたいと思います。

議長（秋長正幸君） 企画振興部長。

企画振興部長（大江正彦君） まず、村上議員さんご指摘の14ページの環境保全費に含まれております充電施設の整備事業でございますけれども、これはあくまで次世代自動車の普及のためのものがございます。当然、次世代自動車を普及するためには、その燃料となる充電設備がなければならないということで、EVの普及に向けて充電ポイントを増やしていくという趣旨のものでございます。

それから、超小型モビリティのほうでございますけれども、これはことしの2月に1次募集がございまして、それには県内では豊島が応募しております。応募時点では、ソフトバンクとベネッセが共同事業者としてやるという内容でございましたけれども、土庄町もかんで、一応土庄町がトップということで今現在豊島で走っております。これにつきましては、国土交通省の補助でございます。先ほどの14ページのものにつきましては、経済産業省の外郭団体からの補助ということで、国の所管も違っております。超小型モビリティのほうは、2人乗りの非常に手軽でエコな乗り物、低酸素でもあるということで、数年後のカテゴリー創出に向けて国土交通省が検討しているものでございます。新たな自動車のカテゴリーをつくるということを検討しているもので、その実験的な事業として今回の超小型モビリティの導入促進事業があるものでございます。これについては、全国で三十数カ所が今事業認定されておまして、内容的には在宅介護の訪問用に使うとか、観光用に使うとか、まちまちでございますけれども、当町の場合はこの間の瀬戸内国際芸術祭でも非常にバスの便が三都半島周辺悪いと。中山についても土庄回りでないとバスがないとか、芸術祭の企画中はもちろんであるんですけども、通常の期間についてはないと言ったようなこともございまして、今後の観光振興を図る上で手軽な乗り物として活用できないかということで、香川大学の協力も得まして観光レンタカーとしての有用性を検証するとともに、当然ながら狭いところにも入っていけるというような特質もございますので、今後町内で高齢者等が利用する手軽な乗り物として活用できるかどうか、こういったあたりも検証するための事業でございます。

保管場所でございますけれども、車庫につきましては夢想館の北側の面、そうめん館寄り側でございますけれども、あそこの一面を使いまして3面を車庫として建築するといったような形で、当然ながら保管場所もそこに常時保管すると、観光レンタカー事業については、現在3台で観光レンタカーを運営しております小豆島ふ

るさと村公社に委託して行うこととしておりますので、ご理解をいただいたらと思います。

議長（秋長正幸君） 総務部長。

総務部長（空林志郎君） 2つ目のご質問の内海病院跡地利用調査業務委託料ということでございますけれども、せんだっての庁舎問題特別委員会のときに申し上げましたように、候補地といたしまして、ほかのところは新築工事ということになるかと思っておりますけれども、内海病院を利用する場合は改築ということになります。そうした場合に、全体も構造的にどういうふうな利用が可能なのかということを経営物全体として調べてみたいということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（秋長正幸君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第67号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第 67 号平成 25 年度小豆島町一般会計補正予算（第 3 号）は原案どおり決定されました。

暫時休憩いたします。小休止、25 分までお願いします。

休憩 午後 4 時 18 分

再開 午後 4 時 24 分

議長（秋長正幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（秋長正幸君） 次、日程第 16、議案第 68 号平成 25 年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）の内容説明を求めます。健康福祉部長。

健康福祉部長（松尾俊男君） 議案第 68 号平成 25 年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明申し上げます。

上程議案集の 29 ページをお開き願います。

第 1 条は、歳入歳出予算の補正で既定の額に歳入歳出それぞれ 2,002 万 2 千円を追加し、歳入歳出総額を 18 億 7,924 万 4 千円とするものでございます。

続きまして、その内容につきまして別冊の補正予算説明書により説明させていただきます。

説明書の 25、26 ページをお願いいたします。

歳入の補正になります。

8 款 1 項 1 目 1 節繰越金になりますが、歳出の補正財源として前年度繰越金 2,002 万 2 千円を充当しようとするものでございます。

めくっていただいて、27、28 ページをお願いいたします。

歳出の補正になります。

4款諸支出金、1項2目償還金、23節償還金利子及び割引料ですが、2,002万2千円を追加するものでございます。これは、平成24年度の介護給付費、地域支援事業費に対して、国、県、支払基金などから概算交付を受けていた交付金等のうち、実績に対して超過する額を返還するもので、補正後の歳出合計を18億7,924万4千円とするものでございます。以上、大変簡単ですが、議案第68号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第68号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第68号平成25年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は原案どおり決定されました。

議長（秋長正幸君） 次、日程第 17、議案第 69 号平成 25 年度小豆島町水道事業会計補正予算（第 1 号）の内容説明を求めます。水道課長。

水道課長（唐橋幹隆君） 議案第 69 号平成 25 年度小豆島町水道事業会計補正予算（第 1 号）についてご説明いたします。

上程議案集の 31 ページをお開き願います。

第 2 条は、予算第 2 条の(4)主要な建設改良事業、(二)内海ダム再開発費を 480 万円追加し、1,170 万円とするものでございます。

続いて、その内容につきまして、別冊の補正予算説明書により説明をさせていただきます。

説明書の 30 ページをお開き願います。

収入の補正になります。

1 款資本的収入、1 項企業債、2 項出資金、3 項補助金、それぞれ 160 万円を追加して、資本的収入合計を 1,476 万 9 千円とするものでございます。

次に、支出補正になります。

1 款資本的支出、1 項建設改良費、5 目内海ダム再開発費ですが、町の負担金 480 万円を増額補正するものでございます。

補正の理由につきましては、平成 25 年度内海ダム再開発事業において、貯水池掘削工事で強固な岩盤の露頭による増工と周辺整備工事が増額となったため、事業費で 1 億円の増額補正したことによる町利水負担金の 480 万円が増額となったためです。以上、簡単でございますが、議案第 69 号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。11番村上議員、討論の通告はございませんので、注意を申し上げます。続けてください。

11番（村上久美君） 内海ダムの開発費が増額されておりますので、この件に関して反対をいたします。

議長（秋長正幸君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方の起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（秋長正幸君） 起立多数です。以上、原案どおり決定することになりました。

議長（秋長正幸君） 次、日程第18、議案第70号平成25年度小豆島町病院事業会計補正予算（第1号）の内容説明を求めます。病院事務長。

内海病院事務長（岡本達志君） 議案第70号平成25年度小豆島町病院事業会計補正予算（第1号）について説明させていただきます。

上程議案集の 32 ページをお願いいたします。

第 2 条は、資本的収入及び支出の予定額の補正であります。

収入は、1 款資本的収入に 4 項として新たにその他資本的収入を加え、88 万 8 千円を補正しようとするものであります。

支出は、1 款資本的支出、1 項建設改良費の既決予定額 1 千万円に補正予定額 88 万 8 千円を加え、1,088 万 8 千円に補正しようとするものであります。

内容につきましては、説明書のほうの 32 ページをお願いいたします。

まず、収入ですが、1 款資本的収入、4 項 1 目その他資本的収入の補正予定額 88 万 8 千円につきましては、公用車の自損事故に伴う保険金の収入でございます。

次に、支出ですが、1 款資本的支出、1 項 1 目設備整備費の補正予定額 88 万 8 千円につきましては、保険金を財源して公用車の購入に充てるためのものでございます。以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑はありますか。11 番村上議員。

11 番（村上久美君） 資本的収入の補正額 88 万 8 千円の入りと、支出のほうで公用車の購入費ということで同額なんです、全く入りと出が同額ってことは実際にあり得るんでしょうか、この辺の説明を。

議長（秋長正幸君） 病院事務長。

内海病院事務長（岡本達志君） 公用車のほうは自損事故を起こしまして、それに対する保険金ということで、本来民間の保険会社ですと恐らく修理に対する費用のみが支出されることになると思いますが、保険会社のほうが町村会のほうであり

まして、その自損事故で廃車をしました車の査定額まで保険金で出るということで、それに見合う額の中古のライトバンを購入しましたので、収入、支出額が同額となっております。

議長（秋長正幸君） 3番大川議員。

3番（大川新也君） その物損事故、これ廃車になるまでということはかなり大きな事故やと思うんですけど、それはいつどういうふうな形態で事故になったか、けが人があるかどうかはこの議会では報告はないんですか。公用車に関しての事故は運転者の責任はないんですか、それも。全て保険上で賄えるんですか。

議長（秋長正幸君） 病院事務長。

内海病院事務長（岡本達志君） 6月に非常勤医師の送迎用に使っております運転手付きの公用車のほうが、オリーブ園の国道のところで脇見運転によりまして、オリーブ園の看板に車体を持っていくというような自損事故でございました。幸いなことに、非常勤のドクターについては港まで送り届けた後ということで、車体の損傷のぐあいからいいますと、奇跡的といえますか、運転手のほうにも幸いなことにけがはございませんでした。それで、当然事故でありますから、警察のほうにも連絡して、その辺の事故処理を済ませまして、オリーブ園さんのほうの看板のほうも相当傷みましたので、その辺の修繕につきましても保険金のほうでカバーしております。それから、事故につきましては総務課のほうに報告をしております。以上です。

議長（秋長正幸君） 3番大川議員。

3番（大川新也君） それ総務のほうに報告したら、もうそれで終わり、脇見運

転ということは過失が出てくると思うんです、本人の。それは問わないんですか、非常勤の医師の、医師じゃない、運転手ということは職員。

議長（秋長正幸君） 病院事務長。

内海病院事務長（岡本達志君） 運転手のほうは、非常勤医師ではございませんで、非常勤医師等を送迎するために雇用しております運転手でございます。パートの運転手でございます。事故につきましては、当然警察のほうも呼んでますが、そういう刑罰といたしますか、そういうふうにはなってございません。

議長（秋長正幸君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第 70 号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第 70 号平成 25 年度小豆島町病院事業会計補正予算（第 1 号）は原案どおり決定されました。

~~~~~

日程第 19 議案第 71 号 小豆島町職員の給与の臨時特例に関する条例に
ついて

議長（秋長正幸君） 次、日程第 19、議案第 71 号小豆島町職員の給与の臨時特例に関する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長（塩田幸雄君） 議案第 71 号小豆島町職員の給与の臨時特例に関する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

香川県内のほとんどの市町が給与減額措置を講じたことから、給与決定上の均衡の原則を考慮し、本町にあっても期間を限定した給与減額措置を行おうとするものであります。

内容につきましては、担当部長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 総務部長。

総務部長（空林志郎君） 議案第 71 号小豆島町職員の給与の臨時特例に関する条例についてご説明を申し上げます。

追加上程議案集の 1 ページをお願いいたします。

本条例につきましては、平成 25 年 1 月に総務大臣から各地方公共団体に、地方公務員にあっても給与減額措置を行った国家公務員の給与に準ずるようにとの要請がありました。それで、6 月議会で可決をし、7 月 1 日から実施した自治体もあったのですが、その数が約半数に満たなかったということで、総務省のほうから再度の要請がございました。これに伴いまして、香川県及び県内の各市町で給与削減の動きが出てまいりました。全ての市町といえますか、ラスパイレス指数が 100 に達していない 2 つの町を除きまして、県も含めて、それを 7 月に実施してい

ない以外の県、市町全てが議会に議案上程をするという方向が出てまいりましたので、均衡の観点から本町におきましても、平成 25 年度に限って職員の給与削減について新規条例制定を行うものでございます。

それでは、条文に沿って説明をいたします。

第 1 条は、趣旨規定で、ことしの 10 月から来年の 3 月までの給与に関しまして、一般職及び特別職の給与を削減する旨を規定しております。

第 2 条では、常勤の特別職についての削減率を 1.5% に規定、第 3 条では一般職となる教育長の給与についても 1.5% の減額措置を行うとしたものです。

第 4 条の第 1 項では、今回の給与削減を行政職給与表に該当する職員に限るということと、その削減幅を給与総額の少ない若年層を 0.5%、主査、係長クラスの職員を 1%、主幹以上の管理職を 1.5% にすることといたしております。

第 2 項で、退職者の給与を減額した給与に連動したものにしている規定となっております。

第 3 項では、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当についてはその算出額を減額した給与から算出することといたしております。

第 4 項は、読みかえ規定であります。

第 5 条になります。小豆島町職員の育児休業等に関する条例における区分給与する職員の勤務してない時間の減額措置の基準を本条例の第 4 条第 3 項に読みかえるものです。

第 6 条では、介護休暇に係る勤務してない時間、これも同じく読みかえるものでございます。

第 7 条は、端数計算の方法を規定したのとなっております。

附則で、本条例は平成 25 年 10 月 1 日から施行するとしております。以上で条例の説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。6番森議員。

6番（森 崇君） 浜田知事も当時乱暴だということをおっしゃってましたし、県内の各市町の賛成はなかったと思うんですけど、しかしいろいろあってやむを得ないと思うんですけど、職員組合との話し合いというのは随分されたと思いますけどこれをちょっと。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） 職員の給与のことについては、この議会でも私の基本的スタンスを申し上げてきたところでありまして、自治体の職員の給与は本来それぞれの自治体が決めるべきものであること、それから小豆島町の給与の状況が減額をするような状況にあるとは私自身も考えてないということで、減額をする考えはないということを明確に申し上げてきたと思いますが、その後、総務部長の話にありましたように、総務省、香川県から強力な要請がありました。小豆島町の財源のかなりの部分を交付税に頼っている以上、そこでのペナルティーとかということも言われての話ですので、そのことも考慮せざるを得ない状況になりました。私としては、引き続き給与の減額の必要はないと思いますけども、いろんなことのバランスとか考えないといけないということで、事務方に組合と協議する、相談するということでした結果、減額を受諾していただいたと。まことに心苦しく思っていますが、詳細は担当部長から、今回限りだと。

議長（秋長正幸君） 総務部長。

総務部長（空林志郎君） 森議員さんのおっしゃるとおり、給与については職員

団体である組合でございますけれども、そちらのほうと十分協議を行いました。職員の生活給をされるということですので、労働基準法に基づいて真摯な態度で協議に臨ませていただきました。もちろんいろいろな観点、先ほど町長から申し上げましたように、地方交付税の関係とか起債の借り入れの関係とか、そういうことの背景も十分職員のほうで理解をしていただきました。それから、かなり今回のものはマスコミにもすごく取り上げられる事項となってまいっております。それもありまして、もし下げないとなった場合にも、職員に対するいろいろな住民からのものがあるかということも危惧をいたしております。そういうお話もしました上で、お願いをいたして職員には納得をしていただいたということでございます。以上です。

議長（秋長正幸君） 6番森議員。

6番（森 崇君） 僕らも残念に思うんですけど、来年の4月からもとに戻るのでしょうか。

議長（秋長正幸君） 総務部長。

総務部長（空林志郎君） はい。この条例自体が、もう来年の3月31日までの条例となっておりますので、それ以降はもとの給与に戻ります。

議長（秋長正幸君） 12番鍋谷議員。

12番（鍋谷真由美君） 今の説明で、ラスパイレス指数が100に達していない2町は下げないというような説明だったので。それで、全国的にはみんな100になるように下げたということなんでしょうか。そうでない自治体もあるのでしょうか。

議長（秋長正幸君） 総務部長。

総務部長（空林志郎君） 全国的な話ということでございますけれども、こちらのほうはいろいろなケースがございます。既に地方交付税のほうは国のほうから減額をされております。これは、国のほうで計算をされた額となるんですけども、その下げ幅を減額措置をしたという自治体も一部ございます。ただ、総務省のほうでは国家公務員の給与に準ずるようというふうな話がございますので、これはラスパイレス指数を指標にして給与をそれと同等に下さいということでございますので、そういうふうにしておる自治体がほとんどであるということです。ただ、先ほど最初に鍋谷議員もおっしゃいましたように、県下で2つの町はラスパイが100に到達しておりませんので、この団体については実施をしておりません。以上です。

議長（秋長正幸君） ほかに質疑はありませんか。11番村上議員。

11番（村上久美君） 先ほど町長のほうから、公務員の給与を引き下げることにについては賛成ではないというふうなことで、6月議会においても森議員の一般質問に対してもそのような答弁をされておりました。ことしの1月に地方六団体が共同声明を出してると思うんですが、その中身についても町長ご存じだと思うんですが、大事なところを非常に六団体が指摘しております。例えば、先ほどの交付税の問題、これをてこにして条件をつけてやるということ自身が交付税法にも違反する問題だとか、そういうなことを、あとは地方公務員との労働契約法についても、この特例期間を設けて給与を引き下げる問題、ここの点について先ほど言いました、どのように認識をされているのか伺いたいというふうに思います。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） 交付税を措置法として政策を強制するということは許され

ないことだと思います。それについての考えは一切変わっておりませんが、今回の状況というのは、仮に総務省や香川県の要請に応じなかった場合、交付税を減額されてるわけですから、一般の町民がその分を肩がわりして、役場の職員の負担ではなくて一般町民に転嫁するという話になりますので、ここはもう苦渋の決断でやらざるを得ないと思います。

議長（秋長正幸君） 11番村上議員。

11番（村上久美君） 本来は、国のほうが違反してることに對して疑義を申し立てるといふか、その場でちゃんとこちらの意思をはっきり申し述べるということが非常に自治体として、自治としてのあり方を問われる問題ですから、非常に苦渋の決断をしたといふふうなことを言われたけども、それはちょっと理解しがたいと思うんですけども。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） 世の中は微妙なバランスの上で、全体感というので考えるべきだと思います。他の市町村とか都道府県のことには私は知りませんが、小豆島町の場合は、違法だとかいうレベルの話ではないと、常識の範囲内の、健全な常識でどう判断するかの話だと思います。

議長（秋長正幸君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、総務建設常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議

ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第 71 号小豆島町職員の給与の臨時特例に関する条例については総務建設常任委員会に付託することに決定されました。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長させていただきます。

~~~~~

日程第 20 発議第 1 号 小豆島町議会の議員の定数を定める条例の一部を  
改正する条例について

議長（秋長正幸君） 次、日程第 20、発議第 1 号小豆島町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。14 番中村勝利議員。

14 番（中村勝利君） 発議第 1 号小豆島町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の案件を会議規則第 13 条の規定により、下記のとおり提出します。平成 25 年 9 月 18 日提出。小豆島町議会議長秋長正幸殿。提出者、小豆島町議会議員中村勝利。賛成者、小豆島町議会議員新名教男。

小豆島町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例ですが、下の表にあるとおり、改正前は小豆島町議会の議員の定数は 16 人とするとなっておりますけども、これを 2 名減として 14 名とする改正であります。

附則として、この条例は公布の日から施行し、同日以後初めてその期日を告示さ

れる一般選挙から適用するとなっております。

提案理由の説明をいたします。

少子・高齢化により、人口減少が進む当町の現状や香川県下他市町の動向を踏まえ、町民からの負託に応え得る今後の議会のあり方について、議会活性化特別委員会で議論を重ねてきた結果、少数精鋭で質の高い議会を目指すべき結論に達したことから、議員定数の削減を提案する。以上です。

議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。12番鍋谷議員。

12番（鍋谷真由美君） 提案理由の中に、少数制で質の高い議会を目指すべきとありますけれども、定数削減をすることが少数制で質の高い議会になるという保障はないと思うんですけど、その点はどうなんでしょうか。

議長（秋長正幸君） 14番中村議員。

14番（中村勝利君） ただいまの質問ですけども、日本共産党の議員から、議員定数を削減すると住民の声が届きにくくなると議員定数削減反対の申し入れ書が提出されておりますが、これは議員のやる気だと思います。議員一人一人が住民の中に入り、十分住民の意見、また要望を聞き、町政に反映すれば、16名が14名になっても十分やっていけると思います。議員が多ければよいものではありません。少数であっても、住民代表であるとの自覚を持って議員活動をしていけば町は発展するのではないのでしょうか、そう思います。

議長（秋長正幸君） ほかに質疑はありませんか。11番村上議員。

11番（村上久美君） 人口に照らせば小豆島町は18名というふうなことで、当

然法的にもそれぐらいができるわけですから、あえて今回2名の減というふうなこと自身、数のすり合わせをやってるような感じでしか受けとめられません。16名であろうが、18名であろうが、十分な議会の質の高い議論を行うことができるわけですから、少数精鋭でなければそれができないということにならないというふうに思いますので、それを結論に達したというふうなことなんですが、非常にどこでどう結論に達したのかという点について伺いたいと思います。

議長（秋長正幸君） 14番中村議員。

14番（中村勝利君） 結論に達したのは、議会活性化特別委員会で多数の削減に賛成がありましたし、先日の議会運営委員会でも全員が14名で賛成いたしました。そういうことで、18名であろうが、16名と言いますが、14名であろうが同じだと思いますので、以上です。

議長（秋長正幸君） 11番村上議員。

11番（村上久美君） やはり、この委員会で結論が見られたと、達したと言われました。しかし、ほとんどの委員会の議論の中では、やはりこれぐらいにしたほうがいい、土庄町はこれだから2名減らしてもいいと、そういう数のすり合わせ的な議論しかほとんどなかったというふうに私自身は受けとめております。そういう点で、達したというふうには理解できないというふうに思っております。

議長（秋長正幸君） 7番新名委員。

7番（新名教男君） 議会活性化委員会、土庄町は土庄町、うちは関係ございません。小豆島町として十分民主主義にのっとって議論しました。もう何回も聞かんと早く決してください。同じことや。

議長（秋長正幸君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、原案に反対の方から発言を許します。12番鍋谷議員。

12番（鍋谷真由美君） 私は、発議第1号小豆島町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例に反対する立場から討論を行います。

反対理由の第1は、定数削減は町民の声を届きにくくするとともに、町民の政治参加を狭めるといことです。町議会は、本来町民の持つ多様な意見やさまざまな要望、そして地域の声を隅々から酌み上げ、できる限り反映することが議会制民主主義の基本です。

また、定数削減は議員になる条件、門戸を狭めることにほかならず、政治を志そうとする町民にとって立候補しづらくし、町民の政治参加を制限するものだと思います。

第2に、定数削減は議会の機能を低下させるものです。議会は、一人一人の議員を通じて執行部に対し、住民の要求を伝える役割、地方自治体という団体意思の決定を行う議決機関としての役割、そして執行部に対する監視機関としての役割がありますが、その機能を低下させることとなります。

2006年2月に発表された全国市議会議長会、都市行政問題研究会の分権時代における市議会のあり方に関する調査研究報告書では、議会の役割として政策提案や監視機能を十分に果たすためには、相応の議員定数が不可欠である。単に議員定数を減らしているのみでは議会改革たり得ず、削減ありきの議論ばかりでは議会制民

主義の成熟にはつながらないとしています。

また、同年3月の都道府県議会制度研究会による改革地方議会のさらなる前進に向けての報告で、議会の役割がますます重要になっている現状においては、単純な一律削減論は適当でない。よって、定数削減を行うことは地域における少数意見を排除するとして、定数削減は問題だと指摘しています。地方分権時代において、議会に求められているのは議員定数の削減ではなく、住民の多様なニーズや意思を正確に反映できる議員の数であり、議会、議員の本来の役割が発揮できるよう質的向上を図ることとしています。

第3に、今回の議員定数削減には根拠がないと思います。地方自治法が定める小豆島町の上限は18人で、現行は既に2人少なく、さらに2人減らす理由は明確ではありません。議員を削減するということは、議員みずからが議員というものを否定していることになります。人口が減っているから、他町の動向を踏まえ、また少数精鋭で質の高い議会を目指すと言われましたが、質の高い人だけが当選するとは限りません。議会改革というならば、定数削減ではなく、より町民に開かれた議会、活発な議論が保障される改革こそ行うときではないでしょうか。

また、町民の中に議員を減らせという声があるならば、これは町議会と議員活動の質を問う声であり、今必要なのは議会議員が常に自己研さんを行い、町民のために働く議会にするための議会改革であって、町民と町政のパイプを細くする定数削減は認められません。以上です。

議長（秋長正幸君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。5番藤本議員。

5番（藤本傳夫君） 私は、発議第1号に賛成の立場で意見を述べたいと思います。

議員定数問題につきましては、今回の議員発議に先立ち、議会活性化特別委員会

で議論を重ね、さきの議会運営委員会で可決されたものであります。議員それぞれが住民の意見を聞き、周辺町議会、または香川県内同規模町の動向も踏まえ、小豆島町の今後の人口推計等を勘案した結果が今回の2人の定数削減ということであり  
ます。

今回の議員定数削減の提案は、単に議員定数を2名削減し、町の行財政改革に協力したいということだけではなく、みずからがみずからの身を、定数削減という自分の身を削るという姿勢を示すことで、町民からの負託に応え得る少数精鋭で質の高い議会を目指すという議会改革の第一歩であり、そのような覚悟で賛成するものであるということを申し添えまして、私は賛成いたします。

議長（秋長正幸君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。

発議第1号は原案どおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（秋長正幸君） 起立多数と認めます。よって、発議第1号小豆島町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例については原案どおり決定されました。

~~~~~

日程第21 発議第2号 道州制導入に反対する意見書の提出について

議長（秋長正幸君） 次、日程第21、発議第2号道州制導入に反対する意見書

の提出についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。5番藤本議員。

5番（藤本傳夫君） 発議第2号道州制導入に反対する意見書の提出について。

上記の案件を会議規則第13条第3項の規定により、別紙のとおり提出します。

平成25年9月18日提出。小豆島町議会議長秋長正幸殿。提出者、小豆島町議会議員藤本傳夫。賛成者、同渡辺慧。同中村勝利。

道州制導入に反対する意見書。全国町村議会議長会では、平成20年の町村議会議長全国大会以来、全国の町村議会の総意により、住民自治の推進に逆行する道州制は行わないことと政府・与党に対し協力を申し入れてきたところであります。

しかしながら、与党を中心に道州制の導入を決定したかのごとき、道州制推進基本法案が国会に提出されようとしていることはまことに遺憾であります。そもそも、道州制導入のこれまでの議論は、政府・与党や財界主導、大都市中心により進められてきたものであり、住民に一番身近な当事者である我々町村と真摯な議論も丁寧な説明もない上、また国の形の根本であるにもかかわらず、国民的な議論もないまま一方的に中央から押しつけようとするのは地方分権の精神にも反するものであります。

また、基礎自治体と道州制の2層制は小規模町村の存在を否定し、国策として推進されてきた平成の大合併に続き、事務権限の受け皿という名目のもと、事実上の強制合併を余儀なくされるものであり、住民と行政との距離が遠くなり、住民自治が衰退してしまうことは明らかであります。

こうしたことは、今まで国民の生活を支えるため、食料供給、水源涵養、国土保全に努め、伝統文化を守り、自然を生かした地場産業を創出し、個性のあるまちづくりを進めてきた我々町村に対する暴挙である。

よって、小豆島町議会は住民自治の推進に逆行し、町村の存在を否定する道州制

の導入には断固として反対する。以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。平成 25 年 9 月 18 日。香川県小豆郡小豆島町議会。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣。

議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、原案に反対の方から発言を許します。4 番柴田議員。

4 番（柴田初子君） 私は、道州制導入に断固反対する意見書の提出に反対の立場をとらせていただきます。

その理由として、道州制は地方分権を推進するとともに、住民に直結する政策は道州政府や地方自治体で実施していくことにより、地方が主体性を持って特徴あるまちづくりを進めていくことができるとされています。そうしたことは、自分たちのことは自分たちで決めることができ、自然や農作物が豊かな町、観光に力を入れる町などそれぞれの個性や独自色を出しやすくなり、生き生きとしたまちづくりができるのではないのでしょうか。

また、国と地方の役割分担を明確にすることは、地域の要求に柔軟に対応した効率的、効果的な行政改革も可能となります。これにより、国会議員等の大幅削減、二重行政の解消にもつながるのではないのでしょうか。

また、法整備については、地方の声を十分に聞き、国民に開かれた協議を行うと言われております。改革するにはさまざまな懸念があることはよくわかりますが、私は今後の日本にとっては必要な取り組みだと思っておりますので、反対させていただきます。

ます。

議長（秋長正幸君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。10番渡辺議員。

10番（渡辺 慧君） 私は、発議第2号の意見書の提出に賛成の立場で意見を述べたいと思います。

現在、国において導入が検討されている道州制については、国民の間から導入してほしい強い要望があるわけではなく、まずは道州制導入という結論ありきで法案がつくられようとしています。その中身についても、何の権限が道州に移り、町村には何の権限がおりてくるのか全く不明瞭であり、さらに町村には従来の事務に加え、一律に都道府県の事務を移譲させる仕組みに変えるものです。これにより、町村は事務権限の受け皿を言う名のもとに、事実上の強制合併を余儀なくされ、住民と行政との距離が遠くなり、住民自治が衰退してしまうことは明らかであります。以上のことから、私は道州制導入に反対するこの意見書提出に賛成するものです。

議長（秋長正幸君） 以上で通告により討論は終わりました。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。

発議第2号は原案どおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（秋長正幸君） 起立多数と認めます。よって、発議第2号道州制導入に反

対する意見書の提出については原案どおり決定されました。

以上で本日の日程を終了しましたので会議を閉じます。

次回は明日 9 月 19 日木曜日、午後 1 時 30 分から会議を開きます。

本日はこれをもって散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午後 5 時 09 分